東京都環境影響評価条

条

例

条例第九六号昭和五五年一〇月二〇日

改

正 平平平平平 成成成成成 成 0 五四 \bigcirc 七 年年年年年年 二月二七 七〇 月 月 月 月 月 九 五六 日 日 日 H \exists 条 条 条 例 例 条 条 条 例 例 例 第 第 第 第第 第 一 八 二 七 〇 九 四 七 九 七 号号号号号号

東京都環境影響評価条例施行規則

規

則

規則第一三四号昭和五六年八月一一日境影響評価条例施行規

改 正 和和成成 成成成成成成成成成成成成成成成和和和 二二九七 六二 六 五 \bigcirc 三元 一六四四 七 年年年年年年年年年年年年年 二月 三四八三月月二二 九七三 三三三三九六七三 <u>___</u> 月 -月 月 月 月 月二 月月 月月月 月月 二三九〇 \equiv + + 三 三 三 三 五六三 六 九 一 九 三 \bigcirc 七 +七 0 五. 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日日日日 日 日 日 日 日 日 日 日 規 規 規 規 規規規規規規規規規 規 規 則 則 則 則 則 則則則則 則則則則 則則則則 則 則則 則 則則 則 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第第第第第 第 第 第 第 第 11111 八七五〇九八 \bigcirc 七四 八 一四六八三 〇四 八三四 五. 四七七六三一 \equiv \bigcirc \bigcirc 五八五一五九五六九一五一 号号号号号

第第次 章 第 条 第 +

章 計 総 画則 段 階 環 境 影 響 評 価 \mathcal{O}

第 節 節 環 境 配 慮 書 \mathcal{O} 作 成 等 第手続 _ 条

条

環

境

配

慮

書

E

関

す

る

周

知

及

び

意

見

+五.

六六条

第二

第 (第

+

条

第

第 節 境 配 慮 書 審 査 意 見 書 \mathcal{O} 作 成 等 第二十二条 第二

八 条

第 兀 成 計 等に 画 段階 相 当 環 境 す á 影 環 響 評 価 響 \mathcal{O} 評 手 価 続 をに 行 お う 11 場 7 合 評 \mathcal{O} 価 特 書 案 例 0 の第作

二十九条 第三十 六境条影

第 Ŧī. 節 対 計 画 \mathcal{O} 変 更 等 第三十 七 条 -第三十 九 条

事 業 段 階 環 境 影 響 価 \mathcal{O} 手 続

節 調 査 計 画 書 \mathcal{O} 作 成 評 等 条 第四 + 三 条

第二節 調 査 計 画 書 に 関 す る 周 周知及び (第四十年 意 見 (第 兀 + 兀 条 第

兀 十 五 条

第 節 調 查計 画 書 審 査 意 見 書 0) 作 成 等 (第 兀 + 六 条 . 第 兀

七条

第 兀 節 評 価 書案 \mathcal{O} 作 成 等 第 条 第 五. 十 条

第 五. 節 評 価 書案に 関 す る 周 知 及四 びまり 見 (第 Ŧī. 十 二 条 第 五.

·四 条

第 六 節 十 評 価 書案 に 係 る 見 解 書 \mathcal{O} 作 成 等 第 五. + 五. 条 第

六

価 書 案 審 査 意 (第 五 の 見 十 作 八成条等 (第 五. 七 条

価 書 \mathcal{O} 作 成 等 第六十 一条

第第 章九八七 節 節 節 対 評 評 事 業 \mathcal{O} 変 更 等 第六 十二条-第六 十四四 条)

第第 Ŧī. 兀 審事 議 後 調 査 (第 \mathcal{O} 六 手 + 続 (第六 九 条 + 第 五 条 十 五 第六 +八

目

第次 章 則 第 条 第

令

和

兀

年

二月

+

八

日

規

則

第

+

号

第 章 計 総

画 段 階 環 境 の影 作 響 成 評 価 \mathcal{O} 手 七続

第二 節 節 環 環 境 境 配 配 慮 慮 書に 書 関 はする周 等 第 知 及 び 条 意 見 第 十二条 (第十三条-

第十

九条)

第三

節

都

民

 \mathcal{O}

意

見

を

聴く会

 \mathcal{O}

運

営

等

第

二十

· 条

第二

+

兀

兀 五. 節 節 対 事 象 業 計 者 画 \mathcal{O} を 意 策 見 定し を 聴 た場場 < 会 合 \mathcal{O} 0) 運 報 営 告 等 等 第二 (第二十六条 十五 条

<u>二</u> 十 九 条 第 第

第 六 節 計 画 段 階 環 境 影 響 評 価 に お け る 手 続 0 特 例 等

第

第

+ 条 第 匹 +-六条)

第三 第 章 七 節 事 業段 変更 階 \mathcal{O} 届 環 出 等 響 第四 価 \mathcal{O} + 手 七 続 条

第

兀

+

九

条

第 節 調 查 計 画 境 書 の影 作 成 評 等 (第 五. + 条 第 五.

節 調 査 計 画 書 に 関 する 周 知 及 び 意 見 (第五十六条 十 五 第

Ŧī. + 八 条

第三 環 境 影 響 評 価 \mathcal{O} 項 目 等 \mathcal{O} 選 定 \mathcal{O} 報 告 第 五. + 九

第四節 価 書 案 \mathcal{O} 作 成 等 (第 六 +条— 第六十六条)

五. 節 評 価 書 案 に 係 る見解す 書 0 作 成 等 (第六十七条 第七

第

第 六 節 価 書 \mathcal{O} 出作 成 等 第 七 + 条 第

第 七 節 変 更 \mathcal{O} 届 等 第 七 + 兀 条

五

第 兀 章 事 後 調 査 0 丰 続 第 七 十 五. 条 第 七 八

第 六 \mathcal{O} 対 事 業 に 係る手

節 配 慮 書 等 に 係る知事 \mathcal{O} 意見 書 \mathcal{O} 作 成 (第 七 + 五. 条 \mathcal{O}

第 節 0 第二 種 事 ·業に 係 る 判 定手 続 (第七 + 六 条 第 七

方法書に 係 る 知 事 \mathcal{O} 意 見 書 \mathcal{O} 作 成 (第 七 + 九 条 第

第三 節 準 (十三条) 備書に係 る 知 事 \mathcal{O} 意 見 書 \mathcal{O} 作 成 (第 八 + 兀 条 第

第 兀 節 法 対象事業 に 係 るそ 九の 他 -五条) 続 第 八 + 条

十七条)

七 章 雑 則 (第八十 九 条 第 +

附第 則

第 章 総 則

目

的

L 要 n な事項 条 ることを (以下「環境の保 公害 1の防止、 を定めることによ 0 期し、 条 例 は もつて 自 全」という。 然 環 環 境 都 境 影 り、 及 響 民 \mathcal{O} び 評 健 歴 計画の策 価 健康で快 史的)につい 及 び 事 環境 適 定 後 な生活のなる 及び 0 調 保 査 事業 全、 \mathcal{O} 手 確 配 景の 続 保 慮 観 実 に がなさ 資

(定義)

ることを目

的

とする。

第二条 ぞれ 当 該 各号に定 \mathcal{O} 条 例 に め お るところによる。 11 7 次 \mathcal{O} 各 号に掲げ げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は そ れ

う過 響 検 価 \mathcal{O} 環 境 を 討 以 実 影響評 予 程 施 測 下 が 環 お 調 11 境 価 て、 及 措 査 に び 置 等 及 環 その 評 境 が ぼ 講じら という。 す影 E 価 事 著 す 業に ることを 響について Ū れた場合 い影響を及 係る環境)を行うととも いう。 における境の保 事 前 ぼ に調 す る環境に 全 お に、 \mathcal{O} 査 そ ため れ ۲ 予の 及ぼす置をある事

計 対 画 象 段 計 階 画 環 境 影 響 う。 評 価 0) 個 別計 策 定 に 画又は広域複合開 際 し、 環境影 響 発 評 計 価を 画

· 行 以

附 則

第

総

則

趣 旨

第 必 京 条 要 都 な事 条例 項を力 \mathcal{O} 九規十則 定 -六号。東 め るも 東 以京 0) とする。 下都 - 「条例」 響 評 価 1 . う。 条 例 の昭 施 和 行に 五. + 0 五. い年

て東

用 語

ょ

す

第二条 る。 0 規 則 使 用 す る 用 語 は、 条 例 で 使 用 す んる用 語 0 例

五. 法 0) 対 事 ·業に 係る手続等 (第七 九

条)

第

う。

価 を 行 うこと 境 影 響 , う。 評 価 象 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 際 し、 環 境 影

兀 五. 忲 規 対 を 象 事 いう。 則 及 象 事 後 事 ぼ 業 調 **(**以 す 業 が 杳 お 下 環 そ 別境 対 規 れ 表 象 に 則 \mathcal{O} に 及 事 掲 あ ぼ 業 る げ と す に る ŧ 影 **(**) 係 . う。 \mathcal{O} 事 響 る لح 業に工 不でそのなって し で定 てそ め \mathcal{O} 実 調行 施 る 内 査 中 要 容 が す 及 件 ること 及 環 び び境 に 完 規に 該 了 当 模 を後 す が いに 、 う 。 該 . 東 東 ま 影

当 び 該 規 定 個 \emptyset 事 模 別 る 業が 計 計の 規 画 を 画 実 則 施 広 で 単 11 、う。、広が、、 定 数 \mathcal{O} 複 る 别 合 要 規 表 件に掲 模 開 発 そ 計の該 げ 吸当 する 画 他 る [を 構 規則 事 業 で定 ŧ で 成 のあ す る めにつ る係 事 て、 基 業 る 本計そ に 係的画の る計画のうち

を

七 規 含複 む。 模 1 数 広 そ 0) 域 の響 別 複 を予定を予定を予定を 他規則ではを及ぼする げ計 L お る 定 画 めそそ事 規 実に 基 \mathcal{O} 則 本 あ施つ で 的 る がい定 る開発計れて実施になる面に を定 画 か つ 異 カュ 積 てあつて、 つ累積的に 異なる時期 \Diamond る 計 画 を 対環のに おりまれて、実施を対象地域、

でい施 し あ な 事 ると ょ 業 1 場 う 者 合に ع 認 す \emptyset 対 あ 象 る る 者 者 0 計 を て 若 画 いは L を Š う。 知 策 事 は 定 が対 し 対 象 ょ 事業を-象事業を実 うとする 実 施 者 施 す 又 る は し ょ 者 対 う が 象 لح 定 事 たまつて す Ś

地 境 域 計 及 十に 及 す 画 影 段 お び 段 び 響を そ そ 第 そ 階 関 \mathcal{O} 関 れ \mathcal{O} 及 が 周 係 項 周 係 ぼ 辺 あ 辺 地 \mathcal{O} 地 地 規 す 地 る 域 域 定に おそ 地 域 域 で当 域 で 事 よれ 業 業 لح 当 り L 該 者 が 該 者 対 が 知 あ 対 が る地 象計 象 対 事 対 象事 が 第 事 象 兀 業 定 域 画 計 業 \Diamond と + \mathcal{O} に 画 を る L 九 実 基 を て、 施 実 地 づ 策 < 施域 第 が 定 環 L を 第 事 し + = 項境 ょ 業 ょ う。 0) に う \mathcal{O} う 影 لح 条 実 لح 規 す 及 施 定響 す にをる びがる

> 対 象 事

第三 ſ; — $\sum_{}$ 欄 れ に 掲 げる事 対 例 応 第 する 第 \mathcal{O} 第 種 五 欄 類 号 ごめ規 に 定 に、 め 則 る で 対同定 象 表め 事 \mathcal{O} る 業 第 要 _ \mathcal{O} 件 規 欄 は 模 に لح 定别 す 表 \otimes る。 る 第 内 容の 及第

個 計 画 \mathcal{O} 要 件 等

第

びー 兀 $\check{\ \ }$ 欄 条 別 れ に に 掲 条 げる事 対応 例 第 する 二条 業 第 0 第 四種 六 規欄 類 号 幅に定め 則に \mathcal{O} 規 則 る で 個同定 表 別 8 計の る 画 第 要 0 _ 件 規 欄 は 模 に 定別 しする。 \Diamond 表 る内 第 容の 及 第

2 造 又 条 は 例 第二 合 配 置 一条 第 とする。 六号 \mathcal{O} で 定 め る 基 本 的 な 項 は

施

 \mathcal{O}

構

広

域

複

発

計

画

 \mathcal{O}

積

等

第 ル 五. と 条 する 例第 開 二条 第 七面 号 \mathcal{O} 規 則 で 定 \otimes る 面 積 は 三十 ク

タ

業い 別 土 務 7 地 用 想 例 第二 定する人口 利 用 商 条 業用 計 第 画 二 と い 七 \mathcal{O} の (他 以 号 \mathcal{O} う。 下 規 \mathcal{O} 用 則 途計で とす 別画定 \mathcal{O} 人め る。 口る 土 基と本 地 利 用 い的 , う。 な 計 事 項 画 及 は **(以** び 住 計 宅画用に 用 途 お

1) る う。

別 指許区事区計知 \mathcal{O} 画 区 段 長階定 及関め び係 市区市区地 町 市 町村町 長村長村い 長を い 、 う。 画 段 階 関 係 地 域

を

轄

す

る

別 \mathcal{O} 可区 段 長 階 及 関 法び 係 又 町 市 は村 を いう。 事 業段 階 関 係 地 域 を 管 轄 す る

する 行 認都 示 認 為 可市又 責権計は命等 務者画都令 令、 の市 許決計承令 認、 認 定 画 可 (変 法 等 確 条 更昭 \mathcal{O} 認例 を 権 和 に を含む。以下届出の受用 基づく 限 を有 する 許 下同 法 理 可、 その認 者 律 じ。)を 第 を 百世 11 . う。 号) \sum_{i} れ特 のおいた。 い う。 定類免

知十

第三 にな なけ め、 な 環 れこの 境 を な条保 ならない。不例に定れてし、よ めも る つて 手 続 都 が民 適の 正健 か康 0 で 円 快 滑適

調 等

第れ情図四 料では、 おは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 はいれるでは、 はいなは、 はいれるでは、 はいななななななな。 な集調でなる。びない。である。 整 理 方 条 そ 法 例 \mathcal{O} 他のに の研定 必究め 及び手 要 な 措開続 発の流 置 適 を 講 環正 ず 境か Ź 影 0 ょ 響円 う 評 滑 努価な めに運 な係用 けるを

資 料 開

第 五 し別す 必 区 る 条 要の法 な区人知資長そ事 知 公 及び他、 料 を 公市の都 開町団 民 し、 村 体 で、又は提供長に、これ を含 東 京 む都の 0 は、区域内に 以下同窓 するよう努 じ。)、に事務所 に 定め 8 る 手事又 な け 続業は れ の者事 ば 実 並 業 な施び所らにを な施 な関特有

区 市 町 \mathcal{O}

第 び 六 め市 条 な町 保事のけ村知村 事 長 れ長 لح は、 ば なら、緊密 こ連 ななの携 い連 条 携 例 を \mathcal{O} 保 施 ち、 行 に 当た その つて 理 解 は、 لح 協 力特 を別 求 区 めの る区 よ長 う及

者 務

 \mathcal{O} 全 に者 つは、 て、 対 象 適計 正画 なの 配策 慮定 **愿をするため、** 足及び対象事業 業 そ \mathcal{O} の実 責 施 任に لح 際 負し、

担

条 例 に 定 \otimes る手 続 を 誠 実 に 履 行 L な け れ ば な

5

民 \mathcal{O} 責

八 環 条 境 影 響 都 評民務 価は 項制 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 適 例 正に な定 運 8 営に る 手 協続 力 \mathcal{O} L 実 施 な け に れ積 ば 極 ならに な参 い加 L

環 境 影 響 評 価 \mathcal{O} 目

第 九 条 歴 0 1 史 環 て、 的 境 環 影 境 響 則 評 で 人 価 کے 定 \mathcal{O} 自 \otimes 項 る 然 目 は、 ŧ と \mathcal{O} \mathcal{O} 豊 0) 公 らうちかい な無の防 で 5 れ止 選 合 い生 するも 活 環 環 境 境 \sim の自 とする 負 然 荷 環

術 指 \mathcal{O} 成

十技 め項 る 画 ため るも に \mathcal{O} 条 0 策 \mathcal{O} いに 定 知針 とす て、 及び 必 事 要 は作 対象 る。 な調 技術 既 事 上 査 に 等 業 \mathcal{O} 得 12 \mathcal{O} 指 6 つい 実 れ て 針 て がい 下 \mathcal{O} 環 る の項目、 方法・環境に及ぼう 科 学的 技 術 方法、 指 知 針 す 見 影 E と 響 範 基 井 を 11 づ う。 その き 明 6 他 か に象 を \mathcal{O} 定事す計

2 技 術 指 が 針 につ 11 て け は 常 に 適 ないなな な科学: 的 判 断 が 加 え 5 れ、 必

3 京 都 知な カュ 事 改 な 環 は、だ 境 れ 影 技術指針 ば 響 な 評 5 価 な 審 針な \ \ \ を 議 会 定れ んめ、又はなられ (以 下 又は改定し 審議会」という。 ようと す ると \mathcal{O} き は、 意 見 を東

4 公 示 はけれ な け れ 術 ば な 指 6 針 を な 定め、 , v 又 は 改定 L たとき は そ 0) 内 容

計 画 段 階 環 境 影 作響 成 評 価 0 手 続

慮 書 \mathcal{O}

環

境

配

慮

書

 \mathcal{O}

第

ŧ 針 条 配 \mathcal{O} に とし が づ 事 なる複 て、 き、 業者 策 社 実 は成 定 数 施 会 場 的 0) 対 対 所 要 象 素 該 象 又 計 及 は 複 計 画 数画対 び を 回の案(以下対象地域、規模が経済的要素な 策 \mathcal{O} 定しようとす 対 象計 画 を踏り 案が 模 くその 複 ると 環 数 ま え、 境 の他 き に 対 規 及 象 則 採 用 計 ぼ で す画 定可技 影案め能術

> 環 境 影 価 \mathcal{O} 項 目

第六 そ 地 汚 質、 \mathcal{O} 文 条 化 他 水 財、 知 循環、 事 臭、 例 が 自 第 然との 定める項 九 騒 生 物・生 音 条 . О • 触 振 規 態系、 目 れ合い 動、 則 とする。 で 水質 定 日 活動 汚 る \mathcal{O} 濁 環 電 場 境 土 廃 壌 棄 汚 風 染、 物 価 \mathcal{O} 地 項 室効果ガ 目 は、 地 史 形 ス 跡

画 段 階 環 境 の影 作響 成 評 価 0 手 続

書

第 節 環 境 配 慮

数 0 対 象計 画 案 \mathcal{O} 要 件

第 (七 複 掲 げ 条 個 る 別 対 条 例第 計象画計 画 + \mathcal{O} 施 条 みに応じ当ずがります</ 区 設 配該則 置 各 で 号 及 定 び に \Diamond 定め 環 る 境 要 の保要 件 は 4全のための女件とする。 次 \mathcal{O} 措 に

広 域 複 合 開 発 計 画 計 画 人 口 用 途 别 土 地 利 用 計 画 及 び 環

一な境次響 配 W 慮 掲 0 げい る 7 事調 لح 項查 を 1 う。 記を 載 行 うとと L をた 作環 成境 t 配 慮 知事 書 規 及 則 にび で そ定 提 出 のめ し概る な要 لح け れ以ろ ば 下に な \neg ょ ら環り

- 氏 名 事 及業 び者 主の た氏 る名 事 及 び 称所住 の所 業的在法 の及地人 12 あ 0 て は 名 称 代 表 者 \mathcal{O}
- 対 象 画 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 名 務 目所 要内
- \mathcal{O} 対 策 定 象 計計 に 至 画 0 \mathcal{O} た 案 経 に 基 過 づ < 事 必び 性 容 及 び 複 数 \mathcal{O} 対 象 計 画 案

3

2

- 五. 四 複 数 象 画 案 ごと 環 境 響 価
- 方 複 数 のの 対 対 象 計 計 画 案 \mathcal{O} 策 定の に 当 た影 り 環評 境 上の 配項 慮目 す る 目 標 及 び
- 複 針 数 \mathcal{O} 対 象 計 画 案 \mathcal{O} 策 定 12 当 た つて \mathcal{O} 考え 方 及 び 内 容 \mathcal{O} 比

- 八七 あの る 周 複複 辺 数数 地 域 地 のの 域 対 対 で 象 象 び 当 に 計 計 そ 該 画 画 \mathcal{O} 事 案 案 べごと ごと 地 業 域 \mathcal{O} 実のの 施 事 環 況 が 業境 環 のに 実 及 境 施ぼ 影 す を 響 予 影 を 定 響 及 す \mathcal{O} ぼる予 す地測 お域及 及び れび評 がそ価
- 前 各 号 に並 げ る £ \mathcal{O} \mathcal{O} よほの か 概 規 則 で 定 8 る 事 成項

2

- 調 ŋ が 手 で 査 法 事 き に 等 業 第 る の相 兀 者 十は、 手 当 法 す 条 にる 第 前 掲 つ事 項 項 \mathcal{O} い項 て、 を 第 規 兀 定 記 環 載 号 に 境 で に 児配慮書等に記るときは、 規 り 定 環 (境配) 対 慮 記 象 書 当 等 載 事 業に し、 該 を 作 対 提 象 係 事 出 る す す 業 調 る るに 杳 に 等 当 とるのた
- 3 すれ 5 る 計 知 ょ \mathcal{O} 画 事 う をは 対 求 象策 \emptyset 定 計 る 又 画 L よは に う 0 لح لح 以 すると て、 す 上 る \mathcal{O} 併 事 き せ 業 ては者 環 が 境 相 れ互 配 慮 らに 書 の関 等 事 連 を業 す る 二 作者 成に 対 以 し上 提 \mathcal{O} 出こ対
- 4 う 二以 5 か 計 6 画 上 代 を \mathcal{O} 事 画 表 策 する 定業 に 者 L 0 い者 よがの う を て لح 環 定 \mathcal{O} す 対 境 \otimes 配た る 象 と 場計 慮 き合に又 書 等 を おは そ 作 い 相 て、こ 成の 互 代 12 関 表 又す れ連 は る らす 当 者 のる が事 業 以 以当者上 上該のの

条境境 配 \mathcal{O} 慮 保 書 \mathcal{O} 十作た 成め 等 \mathcal{O}

第

な別 八環 5 表 第二 な に 例 掲 第 げ る _ 環 条 境 第 配 慮項 書の の規 構 定 成に 基 ょ 準 る 環 に 境 基 づ 配 き 慮 行 書 わの な作 け成 れは

ば

- 式 環 に 境 配添配い 慮付慮 L 書 て 等 の行の 提わ提 出な出 部けは、 な境 八ら配 な慮 等 提 出 別 記 第 号 様
- きる。 必 要 環 لح 境 認 \otimes る 書 لح 等 き は 提 出 数れ 部はば環 数 を 増 +加部い書 L کے す 又る。 は 減た じ だ しることが、知事が でが
- 交 受 付 付 知 す 書 事 る (は ŧ 別 \mathcal{O} 記環 とす 第 境 配 る。 号 慮 様書 式 等 \mathcal{O} を 提 当 出 該を 受け 環 境 配 た لح 慮 き 書 筡 は を 提 環 出 境 した 配 慮 者 書

れの ば対 な象 ら計 な画 7 併 せ 7 環 境 配 慮 書等 を 成 し、 提 出 L な け

一にで案お及号一に条 る 定 を 項 提 お 第 者 いび て 第 事出め 策 第 第 V が項条の 田 しなければな いるところに な 項、 定 同 六 五. \mathcal{T} 定に 対 ر ال できな 十十六八 号、 潍 めお 甪 第二十三 5 11 っないと、八条第一 条第 する て れ 兀 た とき لح ょ + 用前を り、 5 八 前項項 す 条 策 は、 十三 条の 第 条 第 る は 第 定 第 第三 兀 11 次 で 0 ~ 条、 に環規号掲境定を 合 項 き 十 二 項 該 を 又な 掲げる事項を記 焼配慮書等の提 第六十一条、 第一 第三十七 代 含 はい 条 表 む 第場 号、 公する 第 四合 + の 条第三 0) 第 項 条書 ず、 記 提 五. 第 章 規 第 面 十二五人 出 カュ 第 第 載 _ 定 三 \mathcal{O} 複数の対象の対象が十二条 号、 しに複 項 提 に 号、 た代数第 ょ (第 出 書 えの 第 り 等 て 兀 三 兀 面 十二代十五十表八 象 ま 項十 を 第 一す条

- 氏 象象象及業し 計計計び者 画画画主のけ のたち名は の事 及な び 称所住な 0 所 業た的在法 地 人 に あ 0 て は 名 称 代 表 者 \mathcal{O}
- 四三二 名 務 目所 及 ŢĶ \mathcal{O} 概 要
- 対 対 対 名 \mathcal{O} 策 定 に 当 のり 実 環 を上容 予 配 慮 でする す
- る周 地 辺 地 域 で 12 当の そ 該 案 事 に \mathcal{O} 地 業 基 域 \mathcal{O} づ < \mathcal{O} 実 施 事 概 況が 環 境 に施境内 影 響 を 定 及 ぼ す地事 お域項 そ及 れび がそ あの
- 五. 複 数域 の並 対び 象 計 画 案 を 策 定 で き V 理
- し数た \mathcal{O} 夶 面 知 議 対 象の事 象計写 会 は の計 画 L を 画 \mathcal{O} 前 見 案 案 審 項 を を \mathcal{O} 議 \mathcal{O} 規 策内 会 容 に 定 カュ 定 に な で に送 ょ け き 付 0 る れな 1 す ば V て る 書 るととも、 な理 更 ら由 E のな 環 に出 妥 境 11 当 上 が由 当 性配 あ 慮 該 そ 0 のす 書た 他べ面 と きにき \mathcal{O} 事事記は 項 項 載 当 に 関複れ該
- 3 つ勘 は、 て 前意 項 \mathcal{O} 意 を境 規聴 定 作の 成保 ょ を L 全 なの り 成け見 審 れ地議 た ばか 会 なら、音いのの とき 意 5 はな環 見 境 11 を 上聴 当 該 配い 意 慮た لح 見 す 書 べき きは を 事 項こ 業

ら係定九複 るで条数 き \mathcal{O} 面な条対 提い例 出場第計 合十画 \mathcal{O} 案 の二案別書条を 面第策 \mathcal{O} 定 提 項 で 号出の き 様は規な 定い 複に場 に数よ合 添の る \mathcal{O} 対 複書 象数面 計のの 行 画 対 提 わ案象出 の計 け不画 れ策案

第

な

書

記

第

式

付

L て

な

ば定を

なに策

を五 増 十 複 加部数い書 でし、又は で対象計 は 計 減た 画 だ U 案 ること Ļ を 策 知 定 事で が できる がき 必な 要い と場 認 合 \Diamond \mathcal{O} る 書 と 面 き \mathcal{O} は 提 出 提 部 出数 部は 数

5 号に規 複 定 複 とする措 数 P カュ \mathcal{O} \mathcal{O} 定 対 対 に 者 とする措 する 置 象 象 当 は をとら 計 画 画 案 置 案 見 な を を を 書 \mathcal{O} け 策 策 を 規 広域複 れ 定 勘 定 定 案 に L ば そ すると よる な な L \mathcal{O} 5 合 V て 内 意見 な 開 لح き 検 容を公表 きは 発 は 討 書 計 第 を 個 加 画 \mathcal{O} 号に え、 する 別 送 に あ 計 付 つて ŧ 画 規 を 対 ⟨象 -象計 に 定 す は あ لح る措 たと 第 画 す 0 . ときは、 て 号に は 置 第二 を、 規

とを、 すること。 \mathcal{O} こ の 規 定 規 により読 章 則で定 \mathcal{O} 規定 によ め 4 るところ 替 こえて る計 適 画 に 用 段 より、 される場 階 環 境影 書 面 合 響 をも を評除価 つて <_ 。 \mathcal{O} 手) を 知 続 事 行うこ 第 報 八 告 項

な て こ の 知 いことの 価 事 \mathcal{O} 章の 手続を行 に 報 理由 告すること。 規 定 わない を、 (E) `≡で定め いこと及び複 、 規則 めるところ 複数 数のに ょ 対 に る 象 より、 計計 画画 案 段 書が階 策 環 面 をも 定 境 で影響 0

よ計 ょ り、 画 る 第 案 計 八 項 書 が 画 策 段 \mathcal{O} 面 をも 規定 階 定 で 環 つて きな 境 に より 影 ** \ 響 知 ことの 評 事 読 に 価 4 報 \mathcal{O} 替 理由 えて適 理由を、規則で定手続を行うこと及 告 「すること。 用 され るこ め びの めるところにい章の規定に

6 され 掲げる措 知 た内 事 は、 容に 置 前 を行 でいて、は関項の書面は う ŧ 次の \mathcal{O} \mathcal{O} と 提 各号に する 出 があつた場合は、 掲げる場合に応 そ じ、 \mathcal{O} 書 当 面 該に 各記 号 載

るとき。 ょ り、 が 前 承 項 に 認 そ ī 0 規 た旨 %定する 旨 当 を 該 事 書 を 書 業 面 公 者に 表 \mathcal{O} 面 すること。 内容 に 通 記 で承認された 知するとともに、 た内 Ļ 規 容 則で定め が 相 当 当 該 で 8番面及び知めるところに

前 が 項 承 規 況定す 当 な 旨 該 書 る を 旨 事 書 面 業 を 面 者 公表 内 に 容 に 記 台を承認せず、出載された内容が す 通 ること。 知 するととも が 規 則 相 当 で 当 定 で \emptyset 該 な 8書面及びないと認め

に ょ る Ŧī. 項 承 第二 認 を受け 号 に た 規 定 0) す Ś 措 係 る 置 対 をとつた事業 象計 画 に つ 者 で、 て は 前 項 0 \mathcal{O} 章 規 の定

7

 \mathcal{O} 対 象 策

第 十 複 け 象 前れ計 条 ば 画 ならな 案 条 例 \mathcal{O} 策 第計 十二条の 定 に 係 第 る報 五定 告項に 第 定 兀 に 号 ょ る 様 式 報 に は により 複 行 数 わの

な対

用 報 す 告 Ź。 書 条 第 別 記 項 \mathcal{O} 第 匹 規 号 定 様 は、 式 別 前 紙 項 に \mathcal{O} 限複 る。 数 \mathcal{O} 対 0) 象 提 計 出 画 部 案 数 \mathcal{O} E 策 定 1 に て 係 準 る

複 数 \mathcal{O} 対 象 計 画 案 0) 策 第定六に 又 は 不 よ 承 る 認 \mathcal{O} 知

第

五. 対 +号 象 様 条 計 式 画 案の 条 例 策 より行うも 第 十二条 定 に 係 る報 \mathcal{O} 報告書承認 八項各号のに係る承認 とす うる。 規 令 定 に 承 認 通 通 知知通 は 別 複 記 数 第 \mathcal{O}

計はた は単 画 妆 Ł 第定 「数の象の当の案地に 数 の象 の五 項 該 域 係 第 対 以 単 象 る 数 計 規 下 \mathcal{O} 画 模 複 対 \mathcal{O} そ 計措 象 案 数 \mathcal{O} 画 計 \mathcal{O} 他 に を ٤, とは 画 対 規 0 則いつ \mathcal{O} 象 適 案 計 で 7 た 用 当 画 定 事 L と、 該 案 業 8 な 者 る 複 前 とい 要 同 数 条 件 第 項 \mathcal{O} · う。

一第

中項

 \mathcal{O}

項

複 実 承

数 施 認

の場を

が

異

な

る

計

画

案

لح

る

 \mathcal{O}

は

単

数

 \mathcal{O}

対

象

計

画

 \mathcal{O}

案」

と、

同

第 数

第

号

中

対

象

計

画

案

لح

_

کے

あ

る

の画るは象と中象の章案の一計、一計は 計 案ごと」 \mathcal{O} 複 は単 同 画 数の項 数 案 第 五 考の \mathcal{O} と え 五対 対 方」 あ と 象あ 号 象 る 計 中計 لح \mathcal{O} 画 同 画 は \mathcal{O} 項 複 案ごと」 案」 第 数 同 六号 単 項 \mathcal{O} と、 対 数 第 中 \mathcal{O} 七 象 と 対 号 計 あ 「考え方」 象及 複 る 画 案」 計 \mathcal{U} 数 \mathcal{O} 第 画 \mathcal{O} は 八 及 と \mathcal{O} 対 案」 号 び あ 単 象 中内 計 る 数 容 と \mathcal{O} 画 \mathcal{O} 読複の 案 は対 み数比 象 替の 較 と 単計項複 「えてこ 対 あ 数画 象とるのの四のあの対所受計あの対案号対るは象又け

+計 三 画 条段の 階 規 き知関定 は地 域 用 第の 十 決 定 条及 び 環 境 配 慮 書 等 \mathcal{O} 配送 付 書

章

を

適

す

る

書 関 関あ 等 係 係 0 の区地た 写 市 域 لح し町 を を村 定は事係 長 め、 計 及 遅 画 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 段 当 滞 階 事 該 な く 関 業 計 者 係 画 X に段規の 市通階則規 見で定めるところに、 定による 野井! 町知関 するととも 村 長 に 送 付 に、 L な け 当 旨 ょ り れ該 を 計計の ば環 な境 画画提 ら配段段出 な慮階階が

審 議 会 諮

+ ば環 き 兀 な 境 審 こは、 ら配 条 議 な慮 会 書 に 第知の 11 審送 十 事 付 査 一は問 意 す 条 見 る の前 きととも 規 条 定 \mathcal{O} に 規 成に、 よ 定りに に つ 第 い 二 提 ょ 出 ŋ 一十二条 さ計 れ 画 審 た 段 議 第 環 階 会 境 関 に項配 係 諮の慮地 問規 書域 定 等を L なに の定 ょ け 写め れるした

近 条 県 市 知町 第の 十 協 議

+項 9 五. 第た 八場 号 合 事 村 掲 おは長 げ る て 地 域 当 一 に 該 条 東環の 京 境 規 都配定 配慮書に 記環 に 属 載境 さ配 なれ慮 T 書 地い等 る 域 \mathcal{O} が同提 含条出 ま第が

> 計 画 階 域

等

+条 条 関 例 係 る第地 +条 に 規 定 す á 計 画 段 階 関 係 地 域 は

掲

る 複 地 لح す 象 計 画 案 を 策

項 既 目 に数域 入の対 係 る 環 L 境 て に 1 影 る 響情が報 及ぶ に定 よす おそ 9 で、地域 れ が あ以 る 上 لح \mathcal{O} 判 環 断 境 影 さ れ 響 る評 地 価 域の

る

続当隣れ 該県 \mathcal{O} 7 実 地 市 しい 施域町 る لح に村 に についての き 長 は て、 لح のい当 う該地 近 対 潾 象 地 県 計 域 市画に を 町に当 管 村係該 轄 ける 長と協 る環 計境 県 画 配 段慮 議 \mathcal{O} 歌するも 階 書 市 環 等町 境 の村 \mathcal{O} 影写長 とす 響しつ 評を以 る。 価 送 下 の付 手し近

慮 つい 環 て 境 \mathcal{O} 配 公 慮 示 書 及に び 関 縦 す る 覧 周 知 及 び 意 見

十 環 配め 該 慮 たとき 六 境 書等 環 条 配 境 配のは知書 慮提 事に 書出 遅滞 より は をが あな 第 縦 < +覧 9 公 に た 示 | | \mathcal{O} 当 条 供 そ 日 該 \mathcal{O} 規 かの 計 け ら他 画 定 起 規段に れ 算則階 ょ ば で関り し な て三十 5 め地画 な 域 段 日事 の階 間項範関 を囲係 規 公及地 則示び域 し環を定 で 定

> 赤きに 関 す る 周 知 及 び 意

環 境 慮 書 例に節 2 十い環 の公慮

第

十三 す る 条 配 第 六て境条の配 規 則 で 定 め る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項

- 氏 名 事 象が、業計 画主の た氏 る名 事 及 名務び 目容称所住 及の所 概び所へ 略種在法 類地人に あ 0 7 は 名 称 代 表 者 \mathcal{O}
 - 対 \mathcal{O} 案 0
- 象 計 画 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 内 \mathcal{O}

境 影 響 価 \mathcal{O}

五四 査 等 \mathcal{O} 手 評 法 \mathcal{O} 概項 略 (条 例 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 ょ

る

記

載 が あ る 場合 に 限 小る。

い う。 下 条 環 米例第十六名米境に及ぼれ 及 縦 び 覧 場 期 条すの影 間 別という規定に、 響 议 \mathcal{O} 予 下 う。)、 よ 測 り 及 縦 環び 境評 所 時 配 価 間慮 \mathcal{O} 書 概 以を略 11 · う。 下 縦 覧 縦に 覧 供 時間」、 と間

覧

場

ے ح

- の項 意 の都 規定に、規定に、 見 書 \mathcal{O} ょ 提 見 出 り 書 の所 に 事 提 相 業 出 当 者 す が期 条 間 例 及 第 び 十 提 八 出 ごう場合 条 先 第 (条 を 項 除 に 例 第二 除 規定する対 \bar{\chi}{\chi} 都 第 民一
- 区 市十都 の他必 一八条第 民 等 \mathcal{O} 意 意 項 見 見の 聴 項の規 取 聴定に 取に 係 る手続か る手続か な手続か を 行 う 場 合 者 特 行 が 例 に 限 都 に 関 民 る 又 す はる 事項 計 画 段 **(**条 階 関 例 係第
- そ 要の な 事

縦 間 等

る +法 四 月 日昭縦 和覧 休 期 日 同 月三日のう す 及法ち、 び律 十第日 百曜 十八土 九号) 一曜日 かに ら規国 同定民 んする休 月三十 日に 日 並 関 まびす

3 め他 項 及 び ょ 前 知の \mathcal{O} が 規 規 事 定に 定 に 届 項 ょ け る説 出 る 明 な 周 なければならな 同知のための# 分会を正 明会の 当 開 な 催 な 理 措 \mathcal{O} 置 由 日 が を時 なく 規場 則でそ 開 催

2

者

は

ょ

当

場 明

所

がな を

> ・とき て そ

計

は計

画

段 必

階

階係措置

関係地域 内にご

説

万会,

を

 \mathcal{O}

周 明

辺

 \mathcal{O}

域 催

地 開

気においってる適

段関

場 書 11 段 条

合

に

お配い布

た \mathcal{O}

> 類 て 階

 \mathcal{O}

布

 \mathcal{O} 開

他 催 住 前

0

要 ほ 周 縦

な

な 配

け

れ

ば \mathcal{O} 階 慮

なら

説

明 係 業

会を

す

Ś

か 知 覧

当該環境

慮 画 境

書

要 関

旨 係 \mathcal{O}

画 お

> 関 事

地

域

 \mathcal{O}

民

に

す 期

計 環

段 配

を地内記域容

載内を

が間内に、

七

者

条

0

0

7 な

会

開

催 1

することが

で 画

、きる。

2 日 ま 月 で \mathcal{O} 日 日 カコ は、 6 同 縦 月 三月 ま で 及 び +月 算 入 Ĺ な 九 V 日 か 同月三十

3 縦 覧 場 覧 所 時 間 は 午 前 即九時三十分から午終戦覧期間の日数には質 後 兀 時三十分までとする。

五. 条 縦 覧 場 階所 と す る。

お 11 計 て、 画 段 階 知 事 関 環局が係所 指 地は 域内又は私 定する 場 計げ 所 画段場 関 係 地 域 0) 周 辺 \mathcal{O} 地 域

東京 不都 爱 摩 尼

東 京 境 事 務

兀 前三 号に 掲 げ る ť \mathcal{O} の所 ほ カュ 知 事 が 必 要と め る場

縦 覧 者 0) 遵守 事 項

を を + 六条 遵 縦 守 覧 でする者 L なけ 条例第 れ 议 ば + はならな 六 下 条の 縦 V) 覧 規 者」という。)は、定により縦覧に供さ さ 次れ に た 掲 環 げげ 境 る事 配 慮 項書

境 配 慮 書 を 縦 覧場 所 又は損傷ないのから持ち出 持ち出 つさな

境 配 慮 書 を 汚損 ĺ

しない

 \mathcal{O} 縦 覧 者 に 迷 つた場合には、それに「惑を及ぼさないこと。

は 禁 知 止 事 す は 員 ることが 指 前 示 項 のが できる。 規 あ 規定に違反し、めつた場合に、 反した者に対し それに従うこと。 縦覧を停止 又

条十環 七境 条 配 虚書に 条 例 第 0 +** \ 七 7 条第二 明 숲 項 \mathcal{O} か規ら定 実 施 起 に 計 ょ 算 画 して十 る届

届

出

は

条例第

三

第 い 。 等 \mathcal{O} 実 規 施 定 計に画よ 届 る 通 (別 知 な受け 記 第 六 号 た日 様 本式

ょ

り

行

わ

かなければな--日以内に、

な ` ら 説

な明

定の

た る 前 とき る 第 後 で \mathcal{O} ょ あ は う 縦 覧求は 0 て 第 期 8 ŧ 間 な 説項内 け該 明 \mathcal{O} れ 会 規 説 ば 業 を 定 明 な 開 に会 6 に 催かを な対 す か 開 \ \ \ **然定によりた**りるよう求い やんと にするこ \subseteq ず、 の限 場 を と \emptyset 当 合 ること 該 が に l 縦 困お 覧 難 V て、 由催が期 で 間 で あ 明 きる。 を る 知会 経 事を 過認は開 しめ 催

5 は たとき き た 事 業 開 説 は 者 そ 催 明 項 者は、 は 会 \mathcal{O} す \mathcal{O} その施 ること は 説 第 明 理 状 開 会 況項を 催 由 及 を、 を、 又 要 す \mathcal{U} yることが, が前項の規・ は l な 規前 第 則 項 三 11 での項 定 規の で 規定に きな めるところ よに 1 り 知 ょ 正 説 当 り 事 な 明 説 が 会を会 理 開 ょ ŋ 開を す が んようい 知催開 あ る場 事 し催 になし 報かた 合 求

け

なら

な

4

境 条配 例に 0 実 規施 況 告

環

第 書 そ が満 き + \mathcal{O} 当 了 \mathcal{O} 八 別 期 該 報 \mathcal{O} 限 記 縦 日 告 第七号 の 日) 覧に は、 供 例 様 カュ さ 例 第 + 式 6 れ +第 七 た 期 起 七 + 条 算 条 六 第 1 ょ 間 第 条五明 り 7 を の項会 行 五 経項規 \mathcal{O} わ 日 過 \mathcal{O} 定 l な 以 規 に 定 け 内 た 定 ょ に 後 れ に に ŋ ょ で ょ る ば 縦 あ り な 覧 説 説 5 明 る 付 に 明 な 会 場 さ 供 1 実 合れ さ 施 にたれ開 状 あ期 た催 況つ限期し報ての間た 告は日のと

な不開はに い開催同お前こ催し条い条 とが 第三 な て \mathcal{O} 理 条例 由か 説 報告たの 明 会 第 لح 書 規 +等 き定のに た後 (別 七 実 条 施 同 計に 直 記 ょ 第 民ち第 条 り 画 項のに八 第 知項届 行わなり 事 のに が説 ょ の開明 り 規 催 会 届 に記れに するよう 定 を け ばな ょ に 開 出 **歩り、** 催しし よる b な説報求な時 若しく 明会 めか 告 めた説明会をかつたとき又 は、 を 開 説 明 催 会

環 慮 書に確 つ定 いし 八ての 都 意見 書 のけ 載 事 項

第 記 +載 九境 す 条 配 条 例 لح 第 す +る。 第一 \mathcal{O} 意 見 書 は、 次に 掲 げる 事 項 を

在者 地 の氏 氏名及びなるものが び住 東所 京 (都 法 京 の人 区そ 域の 内 他 にの 存 団 す体 る に 事あ 務 0 て 所 又は は 事 名 業 称、 所 の代 所 表

- 対 象
- 境 の計 保画 全の の案 見の 地名 か 称 5 \mathcal{O} 意 見

民 意 見 提 出

内 き 八 る。 の条の 環内 境容 都 のに 民 書 保 つはの ٧, 全 て、 第十 \mathcal{O} 見 地同六 か条条 らのの の意見書を知め公示の日から 知ら 縦 事 起 覧 に 算 に L 提 供 出て さ す四れ た環境 た環境 が以配

なの け 写 知 L 事 は、 を な事業 業 前 な者 項 \mathcal{O} 計 規 画 定 段に 階 ょ る 関 係意 区見 市書 町の 村 提 長 出 及が び あ 審 0 議た 숲 と き 送は 付 そ

画 段れ 階ば 係 区 市 村 長

超 \mathcal{O} 九 内 条 え な容 11 に 知 関 事 期 0 限いは て、 を 計町 指 定第画 十 段 六階の意 環 の係 境公市 保の町 全日村 のか長 らに 見 地起か算 対 L て、 らし のて 四 環 意 +境 を 五配 求日慮

2 ととき 送 付 L なけ 写 の れ L 求 を \emptyset な 事 5 業 応 な じ て 計 意 画 見 [段記] 関 し 係 た 書 X 市面 町の 村 提 長 出 及が びあ 審つ

民 \mathcal{O} 意 見 を 聴 \mathcal{O} 開

ŋ ただし、 を \mathcal{O} 聴 規 +で 定に な くため、 条 11 より 第十八条第 知 事 提 都 は 民 出 の意見 さ +れ た環境 六条 項 \hat{O} を聴く会を開催 意見 \mathcal{O} 縦 配 虚書の 書の 提出 内 を が L 容 経 ない なけ に過つし · 場合 れて後 なお民 は 第 この限 ない。 の 十 意 見 条

- 2 の十五日前までとするときは、 知 事 は、 前 項 そ \mathcal{O} 公 \mathcal{O} 規 示 日 定 L 時 に な ょ け 場 り れ所都 そのの ば はならな 他 意見 必 V) 要 を な 聴 \ \ \ 事 項 슾 を を 開 開 催 催 予し定よ 予 日 う
- 3 ときは、 市 知 事 は、 長 そ 第一項 及 \mathcal{O} 記 び 審 録 \mathcal{O} 議 を 規 会 作 に 成 定 たにより 送 L 付 L そ 0) 都 民 写しを事業 の意見を聴く 5 者、 計 会 を 画 段開 階 催 関し 係た
- 事 町 +は村、長 \mathcal{O} 第一 菛 必 要が 委員 あ いると認 加 べさ、 せるも 同 条 め る 第 るときは、ないればな 0 一項の臨 とする。 都な 時 委 民 の意見ない。 員 及び 第を 七 聴 十一条
- 5 項 に定定 る で \mathcal{O} る。 ほ か、 都 民 一の意見 を 聴 < 会に 0 V て 必

民 \mathcal{O} 見 を < 会 \mathcal{O} 運

起 意 見 算 見 を L を 聴 て十五 述 < べようと 以 例 下 内 す + んる者 知事 は \mathcal{O} に 意 項 申し出 見 \mathcal{O} ルを t 面 規 定 よりそ なけ < に 会」と ょ れ ŋ ば 開 なら いう。 旨 催 を さ 公示 な る都 日お民 かいの ら て意

る 在者 前 対象計画の石の氏名、電子の氏名、 者 \mathcal{O} 項 氏 氏名及び住 0 書面 び東京の日は、 民 住 0 京 所 法 所及び役職名)の意見を聴く会にな 次に掲 都 iの区域 の区域が の内に存む る事で 他 団項 お する 体 を **(**) に 記 て 事 あ 載 が又は事: がては、タ 意見を 述べようとす 名称、 ず業所ので 所表い

案 \mathcal{O} 名及び

意 見 0) 要旨

第二十一条(公述人の選 者(以下「公述人ら、都民の意見をの選定) 定者か !人」という。)を、別に定めるところに、心見を聴く会において意見を述べることが、は、前条第一項の規定により申し出た者、 定めるところにより できる うち 選

2 定 に 知 より 事 は 申し出 公述 た者に通 人を選定 知 し でするも たときは、 のとす そ る。 \mathcal{O} 旨 を 前 条 第 項 \mathcal{O} 規

公 述 \mathcal{O} 内 容の範 井

 \mathcal{O} + = 見 地 カュ 条 6 の公意 述 人は 見 を 述べる。 環 境 も配 の慮 とす 書 \mathcal{O} る内の 容 に 0 1 て、 環 0 保 全

事 業者 又 人 の 出 席

聴 十三 < 条 不知事 業者 又は、 は 参考 必 考人の ると認い 出 席 を 求 \emptyset るとき \otimes ること は、 が で 都 、きる。 民 \mathcal{O} 意 見 を

条 意 見を 聴 < 会 議 長

都 民 \mathcal{O} 意見 を聴 会 0 議 長 は 東 京 都 職 員 のうち か

を聴 < 0 開 催

事 を 村 聴く会 を開 <u>十</u> 長 + 内 業 九条 者 \mathcal{O} 容 \mathcal{O} 意 並 第 意見を聴 \mathcal{O} 見 び L 兄及び前条第三元第一項の求めにお 意見に) た 後 に 第十八条 事 く会を開催 対する見解 第十 第 条 条の規・ 応じ 項の規 第 項 に て \mathcal{O} L 項 提出 定に 業者の意見を聴く会をなければならない。 ついて事業者の 定により記 規 0 定 規 たにより より され 定に た計 提 ょ 録 提 出 り ぶされ 出 さ 都 画 意見 段 さ れ た 階 れ た \mathcal{O} た意 を 都 関 環 意 聴 民係 境 見 えの意見 の意見 であり、 見配 を 慮 聴 書 <

- うと、 通 知し 知事 するときは、 なけ は、 ればなる 前項の規定 その ら な V) 日 により事 I 時、 場 所その他 心要 な事 項 く を 事 開 業催し によ
- 3 み民 て \mathcal{O} 前 意見 えるものとする。 条 用 を聴く会」とあるのは する。この場合において、 項及び第四 l 項 の 規 定 は、 事業者の意見を聴く会」と 同条第三項及び 事業者 0 意 見 第 を 四聴 項中 < 会に 読 都 0
- 4 必 前 な三事項 ず項は、規則でなって定めるもので 定める。 \mathcal{O} ほ か、 事 業者 0) 意見 を聴 < 会に 7

環 境 配 慮 書 審 査 意見 書 0 作 成

地配の 書に 慮 答申 カュ 5 書に に 作 配 審 0 あ を 査し、 こついて、 受けたとき つては、 なけ 審査意 ての意 知 事 れ は 次 見 ば 見 \mathcal{O} 結 に は 書 な を 第 果に 十 五 +掲 0 げ 四 条 む 作 第 る事 基 成 条 +づく意見 に \mathcal{O} 等 ・項を勘容 規 規定によ 記 定する調 載 案し 定 個個 た に る て、 别 ょ 環 査 諮 ŋ 境 計 計 問 環 提 配 画 画 に 書に 境 出 0 係 さ \mathcal{O} \mathcal{O} い 作 る 保 れ て 全 環 た 審 成 \mathcal{O} 等 境 見の配見境会

> とることができる。 維 持 す 民 るため、 \mathcal{O} 意見 を聴 都 < 民 会 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 議 を 長 聴く会 は、 都 \mathcal{O} 民 運 \mathcal{O} 営に関し 意 心見を 聴く会の秩 必要な措置 序 を を

2

の第 兀 節 事 業 者 \mathcal{O} 意 見 を聴 < 会 0 運 営

事 業 者 意見 を聴 < \mathcal{O} 運 堂営等)

合 人」と読み替 に 開 +において、 催 五. される事 条 前二条の 第二十三条中「事業者又は えるものとする。 業 者 規 \mathcal{O} 意見を聴く会につい 定 は、 条例 第二 + 参考人」とあるのは 条 て 潍 第 用 ける。 項 0 規 この 定に 「 参 場 ょ

n

- 項項 \mathcal{O} 求 意 見
- 市 町 第 長 九 条 \mathcal{O} 意 第 第 \otimes に 応じて 提 出 さ れ た 計 画 段 階 関 係 区
- 会 \mathcal{O} 第 三 十 意 見 条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 記 録 さ れ た 都 民 \mathcal{O} 意 見 を 聴 <
- 兀 録 前 条 第三 れ 事 項 業 に 者 お \mathcal{O} 11 意 7 見 準 を 用 聴 す < る 会の 第二十 意 見 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ n
- 2 る 区該 環 市 知記 境 事 町 配はされ 村 慮 長 以に送付 書審 前た 項 \mathcal{O} 査 するとと 意 環 見 境 書 配 を 慮 Ł 書 事 業 に 審 水者に、 查 意見書 その内容 その を を 写 作 公 し成 を 表 し す 計た る 画と ŧ 段き 階は とす 関 係当
- 環 十三条 書 事 審 書 対の 象尊 重

尊 第 重 するも 項 \mathcal{O} 規 0 定 *業者は、 · 業 者 とする。 送 付 さ れ計 た 画 環 を 境配 とするに 慮 書 審 当 た 査 意 見 0 書 7 のは 容前 を条

対 象計 を 策 定 L 場 合 \mathcal{O} 告 等

一 に 受 提 け 査 るところ 計 +る 兀 出 画 場 し 書 条 画 合に なけ により、 次 事 業者 あ 条 れば に 0 次に な て 規 はた 5 定 は する 掲 対 な げる 象 評 価 調 計 報 書 査 事 画 案) 計項を を 、を記載 □ を記載 □ を 提 出 たとき 成 す た 書 るとき 等 の面は、 免を ま除作規 の成則 で 適 で 定 知用 事を調め

- 策 定 L た 対象 計 画 及 び そ \mathcal{O} 概 要
- 対 象 計 画 を 策 定 L た理 由
- に 環 配 境 慮し 配 慮 た内 書 審 査 意 見 書に 記 載 L た 知 事 0) 意 見 等 に 基 づ き 環
- 2 た日 業 則 か 者 は、 で 定 ためるところに 一年を超えても 第二十二条件 十容二 条第 対象 に ょ り 計項 書 画の で策定、環境配力 面 を 知 事 L 慮 な に 書 提 審 11 出場 査 合 意 す は見 る 書 の速を とや受 すか領
- 3 調 内 を 公 表 する 前 £ 項 \mathcal{O} に لح 規 する 定 す る 書 面 \mathcal{O} 提 出 が あ 0 たと き は

画 書 0) 作 成 \mathcal{O} 免 除 そ \mathcal{O}

> を策節 象 計 画 を 策 定 場 合 報 告

対

象

定

L た場

合

 \mathcal{O}

報

· 等)

記 L 第 た +九 場 六 計 号 合 条 画 様式) の書 面 例 にの 第 添 提 付出 +は、 兀 て 行対
わ
象 第 な計画の 策 れ 規 定 ば 定 なら に に 係 ょ る書 る 対 面 象 提 計 出画 書 を 策 別定

に合 よの り 書 例 第 面 わの な提 + け出 兀 れは 条 ば なら 対 る象計のの い画策 規 定 定 に 状 ょ 況 る 報 対 告 象 書 計 画 別 を 記第十 · 号 様 な 1 式 場

2

十め項項提 条 る が H L 兀 カコ لح 記 五. 5 き 載 号 た 第 さ に 場 は 兀 れ 規 合 事 +当 た 定 七該 ŧ お者 環 条 \mathcal{O} る いが ま 境 で 対 て 第 で 配 あ 象 \mathcal{O} 慮 る 事 知 規 業 事 書 لح 条 定 に 環 12 が 係 境 係 当 は る 配 該 適 る 用 対 慮 調 環 L 象 書 境 規 査 な 事 審 等 配 定 業 11 査 \mathcal{O} 慮 に 意 手 書 ょ 見 0 法 を ŋ 11 書 に 第 て に 相四 境 お 当 + は 1 す 慮 る て 第 四認事 を

評 広 価 域 \mathcal{O} 免 複 除 合 等 開 発 計 画 を 構 成 す る 個 别 計 画 に 係 る 計 画 段 階 環 境 影

第 免れ 一を境 れお者 影 評 条 聴 +7 7 1 カュ 六条 響 11 かい 11 て 5 価 た上 当 る 5 評 る が 第二 1 لح も該 当 実 価 認 該 施 て で \mathcal{O} \mathcal{O} 個 知 承認 +8 手 と 別 広 さ 事 Ś 兀 域れは 当 続 L 計 すること 場 条 該 \mathcal{O} て 画 複 た 場 合 ま 個 免 に 合 広 合 は で 别 除 規 係 開 域 則 で、 \mathcal{O} 計 る 発 複 \mathcal{O} 申 が 当 規 画 で 計 計 合 で 該 定 \mathcal{O} 請 定 画 画 個 開 きる。 計 を 計 が 8 段 に 別 発 適 あ るところ 階 係 計 画 計 画 段用 段 つた 環境 る計 画 画 階 階 L を に とき た 環 影 環 画 策 9 場 境 に 境 響 段 定 1 合と は、 より 影 影 評 階 7 L 響 響 ょ 価 環 計 評同評 う が 境 審 画 لح 価程 価 議 計 + 段 会 画 す 度 が 分 階 \mathcal{O} 段 手 に に 0 評 る 環 続 行 第 意 階 行 価 事 のわ十見環わに業影

3 に に 定 0 第 ょ L 知除 り、 たと 11 事に はつ、い て項 には、 き \mathcal{O} 書 規 は前 面 「を も 定 項 そ \mathcal{O} に \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 ょ 9 \mathcal{O} る て 旨 定 を、 によ 規 承 通 認 定 知 り を す 事 受 るとともに 業 承 者に \mathcal{O} け 認 合の取り た事業 し、 対 Ļ 又 < 者 公 は 表 が 規 承 策 す 則 認 は る 定 で L Ł 適 す 定な る \Diamond 用 \mathcal{O} 1 るところところ 個 と L しする。 な別計 画

対

象

計

画

が

環

境

慮

書

لح

異

な

る

場

扱

V

を 求 象 L 画 + れ 8 七 い \mathcal{O} る 条 る 影 11 画 لح 場 ŧ 環 た が 上 の境 を 異 合 第 知 及 な 事 十 あ ぼ る は配 場 条 評 す 0 業 合 \mathcal{O} 第 て 個 お 価 そ ŧ 别 者 に 規 れ お 定 +計 手 12 兀 兀 画 続 対 が 1 に + に \mathcal{O} L あ て ょ 条 ると あ 全 ŋ 第 条 第 部 広 当 提 0 認 て 又 域 該 出 項 は 複 項 は \emptyset 対 さ \mathcal{O} 規 第 合 る 象 れ لح 規 部 開 計 た 定 + き 環 に 定 を 発 画 計 す 五. 再 は \mathcal{O} 境 ょ 内 配 1) る 度 画 調 \mathcal{O} 実 に 審 容 慮 提 あ 議 書 査 規 施 が 出 定 す 0 会 環 さ る が て \mathcal{O} 境 対れ よは意に象た 書適

> 画 段 階 環 影 評 価 \mathcal{O} 手 0 項 免 \mathcal{O} 申 請

計

第二 묽 \mathcal{O} を 申構 様 +請 成 七 式 条 す は る に ょ 計 個 条 ŋ 例 画 别 行 段 第 計 階 わ 画 +な 環 に け 境 係 六 条 影 れ る 響 ば 計 第 なら 評 画 段 価 な 階 12 手 続 環 規 免 境 定 除 影 す る 申 響 請 評 広 書 価域 複 \mathcal{O} 别 手 合 開 記 続 第 \mathcal{O} 発 十 免 計 除画

ょ ŋ 評 条 行 例 価 第 う 手 ŧ 続 \mathcal{O} 免 + 除 六 す 承 る 認 (二 不 項 承の 認) 規 定 通 に 知 ょ 書 る 通 別 知 記 は 第 + 計 画 号 段 様 階 式 環 境 に影

2

対 象 計 画 が 環 境 慮 書 لح 異 な る 合 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 通 知

す る。 評 +価 八 条 手 続 実 条 施 例 第 配 通 三 十 知 書 七 (別 条 第三 記 第 +項 場 \mathcal{O} 号 規 様 定 に 式 ょ る に 通 ょ り 知 行 は うも \mathcal{O} 境 と影

る \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 成 と 及 す び 引 き 続 < 事 業 段 階 環 境 影 評 価 \mathcal{O} 手 を 求

 \otimes

用 が 個 内 係 \otimes ると る 容 L 別 前 調 環 な 計 が 項 画 環 き 境 1 査 で、 に 境 等 配 規 E 定 つ 0) 慮 でする 書 いて 著 か 手 法 L 0 に は、 11 に 第場 影 四合 相 審 響 議 当 第 十に を 兀 会 す 条お る 第 + 及 \mathcal{O} V ぼ 条 意 事 て かす 見項項 がおそれが 6 が 第 第四 記 匹 + 号 載 がたと + さ に Ŧī. ない Ł れ 規 条 一で当 たも 条まで 定の 、 と 認 す 該 る \mathcal{O} 定 \mathcal{O} め対 で 対に 規 る 象 あ 象 ょ るときは、事業にの知事 %定は適

手 3 続 計 に ょ \mathcal{O} 画 知 . 段 階 りそ 特 事 例 は \mathcal{O} 環 境 旨 前 を事項 影 響 業の 評 者 場 価 0) に 合 通 手 は 続 知 に す 規 お るととも 則 ゖ で る都 定 \emptyset 民 に る 等 公 ところ 表するも 0) 意 見 に 聴 ょ り、 取 \mathcal{O} とする。 に係 る 面

段 を +妆 得 八 関 計 係 条 て 画 区 に 市 第 民 業 等 係 町 + 村 八 者 \mathcal{O} る 条 環 意 長 は 見 境 \mathcal{O} か 意 5 \mathcal{O} 配 対 聴 慮 見 第 象 取 書 \mathcal{O} 計 を \mathcal{O} 聴 +画 行うことが 内 取 条 0 不までに 容に代 策 定 つい わ に る 規 当 もの た できる。 7 定 する 規 0 則 とし て は、 で 都 て 民 定 め 及 知 自 る 事 び · 6. 方 計 \mathcal{O} 法当画承

> 境 配 書 に 0 11 7 \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 項意 見 規聴 取 12 係 る 手 続 \mathcal{O} 例

環

第二 \mathcal{O} < 者 意 は が 当 見 市 対 九 該 \mathcal{O} 象 条 町 各号 聴取 村 計 長 画 に を \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 定 行 意 策 第 1う方: め 見 定 るも \mathcal{O} に 法 聴 八 反 \mathcal{O} で 取 映 条 あっ とする。 さ に 第 併 せ て、 るた せて \mathcal{O} 次 環 \Diamond 0) 境 に 則 各 配 行 で 慮 号 う 定 に 都 書 8 掲 \mathcal{O} 民 る 内 げ 又 方 |容に る場合に は 法 区 は つ 長 い 若 事 応 L て 業

Щ す に 事 方 相当す 業 者 が る手 条 例 続を行 第 十八条 おうとする 第一 項に 場 規 合 定 する 次るに都 掲 民 げ \mathcal{O} いる条件 意 見 書 をの 満 提

口 代 地 所 イに 表 カュ \mathcal{O} 氏 6 所 者 名 規 \mathcal{O} 在 \mathcal{O} 及 意 地 氏 び 定 見 する 名 住 及 を 所 意 記 対 び (法 見 象 東 載 書 計 京 人 L た そ 都 \mathcal{O} 画 あ提 意 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 見 案 区 他 出 書 域 期 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 名 内 寸 提 称 に が 体 並 出 存 に 条 を び す あ 例 求 に る 0 事務 第十六条 8 環 7 境 ること。 は の保 所 又 そ は \mathcal{O} 全 \mathcal{O} の事 公 名 見業称 示

0

日

カュ

ら

兀

+

五.

日

以

上

で

る

کے

事 新京 聞 イ 紙の が 係 規 公 条 地 \mathcal{O} 報 定 例 域 掲 又 す á 第 は \mathcal{O} + 都 そ 広 意 九 報 見 民 \mathcal{O} に 書 他 紙 第 対 知 \mathcal{O} L 事 時 提 項 周 事 が 出 知 適 に 期 規 を 当 関 間 لح 定 义 す 及 る事 す ること。 認 び ノる。 \emptyset 提 る方 計 項 出 先に を 画 法 掲 段 階 つい 載 に する 関 ょ て、 り 係 日 区 計 市 画刊東

2

業者

は、

前

項に

規定する承認を受けようとするときは、

規

則 で定めるところに より、 知事 に 申請しなければならない。

4 3 を \mathcal{O} 提 内 容 事 出 は、 L 等 項 な に \mathcal{O} け 0 場 前 いて、 合 項 れ ば \mathcal{O} 報 な お 告 5 規 11 えい? 別で定めるところにより、 ここに 事業者は、聴取した 書 な \bar{o} 提 出 があつたときは、 した そ 知 都 \mathcal{O} 事 民 写 に等 報の を 告 意 書見

第 兀 節 価 計 書 画 案 段 0) 階 作 環 成 境 等 影 に 響 相当する環 評 価 の手 続 境 に 影 お 11 評 7 価 評 議

会及

び

計

画

段

階

関

係

区

市

町

村

長に送付

するものとする。

合 村長に対 次に掲 する げ る 条 意 件 見 を満 \mathcal{O} 聴 たす方法 取 に 相 当 する手 続を行 おうとする

場

を求め 画 段 ること。 階 関 係 区 市 町 一村長に 環 境 0) 保 全 \mathcal{O} 見 地 カゝ 5 0) 意見

イに 日から四 規 定 十五 とする 日以 意見 を求 上であること。 水める期 間 が 条 例 第十六条 0) 公 示

件を満たす方法 \mathcal{O} 事 開催に相 業者が条例 当する手続 第二十条第一項に規定す を行おうとする場合 Ś 都 民 次に掲げる条 \mathcal{O} 意見を 聴 <

イ 都 民 0 意見 を 聴 く会に相当 する会合 を 条 例第十六条 0 縦

覧期 間 を経 過 L た後に開 催 すること。

口 都 法 撂 日 ることが イに規定 環 に 載 前 イに規定 歌する日 所までに より 境 影響 計 できる者 する会合に知事 する会合の 評 東 画 刊 京都 価 段 新 審議 聞 階 関 紙 0 \mathcal{O} 公報 募 会委員 への掲 係 開催 地 集 域 又 方法について、 載その他 を参加さ が 0 日 は 広報 時、 指 都 名する 民に 開催場 紙 . 対 し せること。 知 事が適 東 時 事に関う 周 開 催 京 所 都職 知 及び意見 を図 予定 当と認める方 ける 員 及び 日の ること。 事 を 東京 十 五 述 項 を

3 2 実施 項 条 申 \mathcal{O} 例 請書 規定によ 第二十八条 (別 記 る 環境配 水第二項 第 十四四 号 慮 \mathcal{O} 書の 様 規定による申 式 提 によ 出 と併 り けせて、 -請は、 行わなけ 都 条 ければならない。 都民等意見聴取 の第十一条第

Ŧī. 決 号様 定 知 し、 事 争は、 式 都民 に 前 より 等 項 意 \mathcal{O} 事 見 規 定に · 業 聴 者 取 に 実 ょ 施 り 通 知する 承認 申請 があ (不承 Ł \mathcal{O} つたときは、 認) とする。 通 知 書 その可否 (別記) 第十 を

4 な 意 見 条例第二十八条第 聴 取実施 報 告 書 三項 (別 記 \mathcal{O} 第十 規 定による報 - 六号 様 式 告書の提 により 行 出 わなけ は 都 れ 民 ば等

六 節 例 画 段 環 境 評 価 に お け る 手

及合 びの 価 例

知作うにに書個作て 規 案 +相 別 成 例) 及 Ļ 当 定 の計等技九環 す 申 す 作 画に術条境 知び る る 成 に相指 配 そ 内 環 等 事 9 当 針個慮 \mathcal{O} な に 容 境 のい す 別書 に 概 け 提 て 基 を配 免 る 計のを 要 記 慮 除 第 環 れ 出 づ 画作行 兀 す 載 書 を 境 き 成 ば に るととも した 以 12 な 受 + 影 第 係 等 5 け 下 第 条 響 兀 る ŧ ょ な 兀 か 評 + 計 1 特の + う 5 価 八 画 評 特 に、 -八条第 例 とするも 第 を 条 段 以 下 環 五. 行 第階 書 十お七う 規境 環 案 則配 項 境 \mathcal{O} で定書 項 特 \mathcal{O} 条 لح に 影作 は、 す 例に ま 規 響 成 等」と る 8 規 で 定評等 る書 に 事 す 定 第 価の す +規 業 る の免 い慮 面 る 定 者 評 手 除 う。 条す に 書 評 で 価続の により、 第 る 価 書に申)と書一評当案 をい案項価該のい 当案お請

+例 条 環 境 知 配 事 慮 項は書 八前の 条 送 に付 規及 定定び す 計 書 関 の係 提 地 出域 るがの

規 及 則 送 び + で付 市 定 町 条 村 8 第 る 当 長 該 期 に 間特 第 特 内 別 例 に区 環 号 \mathcal{O} 境 に 計 画 区 配 規 [段階関 | 長及び | 長みび す 等の写りる申請が 係 市 写し 地域村 を を定 長の 及 管 び 轄 意見 \otimes 当 す 該 な けを申特あ決 れ聴請別つ定 ばい 書区た なた写区さ なでし長は

2 なそ b \mathcal{O} 知 な 旨 事 をは 計 画前 段項 階の 関規 係 定 区に 市 ょ 町 ŋ 村 計 長画 及段 び階 事 関 業係 者 地 に域 通を 知 定 しめ なた لح け れき ばは

議 会 0)

+ \otimes 等た 条のと 写き知諮 第 は事 L 項 及 は \mathcal{O} び第 二前 規 申 定 請十条 に 書 九第 ょ の条 る 写の項 特 し規の を 定規 例 審に 定 環 ょ 境 議 に 会に り 配 ょ 提 慮 り 書 送 出 計 審 付 さ 画 れ段 す 査 意 る た階 見 لح 特関 と例係 のも環地 作に境域

> 十 例 \mathcal{O}

第三 れ別 な第 5 なに条配 掲 例 慮 げ第書 る二 特十作 例 九 成 環 条 境の 配規 慮定 書に \mathcal{O} ょ 構 る 成特 例 基 準 環 に境 基配 づ 慮 き行 書 \mathcal{O} わ作 な成 けは

- て影 響特ば表 わ評例 はないけ 価 環 け 書境案配 れ 配い ば 作慮 成書 な 5 等 等 免の 第慮い除提 申出 請は 書 特 別例 記 環 第 境 十 配 七 慮 号 書 等 様 式 提 出 に 書 添 兼 付 環 し境
- 3 を配 用第提慮知行 八出 書 事 等 L 第三者 受付 特 可に 書 例 の規付 環 $\overline{}$ 別 境 けるも 記配な 十書 特の八等 のとする。八号様式)、 を 受 当 け 該た لح 特 例き 環は 境 配特 慮 例 書 環 11 等 境
- す る。 条 定 は、 例 環 境 配 慮 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 に 0

て

評 準 書 案の \mathcal{O}

第三 特七慮 号 書 十 価 様 等 式 条 提 出 条作 とする。 兼例成 第等 環 境 十 免 影 響九除 評条の 価の申 書規請 案 則 作 で 成定 等 \emptyset 免る 除書 申面 請は 別例 記 環 第 境

十 配

例 環 境 配 慮 書 12 係 る

日 三 十十九二 カゝ 6 条条 起 \mathcal{O} 規 条 て三 例 定 第 に +三 ょ り十る 日 特 間 条計 例 第画 と す 環 一段 る境 境項階配の関 規係 慮 則 地 等 で域 \mathcal{O} 定を 提 め定 出 るめ 期 を 受間期 け は間 た 日 条 例 \mathcal{O} 翌第

ら成 な てド 当 申 \mathcal{O} 内 容 に 0 て、 議 会 諮 問 L な け n ば な

環 配 る 見 解 \mathcal{O}

ころに 条に 見 意 \mathcal{O} 解 見 意 + Ŧī. 見 書 書 お 条 等 を ょ を いに 作 り 記 に 7 お 成 潍 載 対 する 次に て L L 用 十に た 知 掲 見 書 る 九係 用 事 げ 解 第 面 す に \mathcal{O} る + を る に 明ら 提 事 写 九 第 規 出項 し 条 定書 かのに送 L を 第 八 す 記 条 る 載 す 付 項 第 申 っるため を受け した \mathcal{O} 請 計項 を なら 特 画 の行 例 に た 段 意 0 な لح 環 階 見 た 境 規 き 関 書 事 配 則 は 係 及業 慮 で 区 び者 ک 書 定 市 第は めれ 町 るらの長五十五 十 第 係 る

- 氏 名 事 及 業 者 主たる事なるの氏名及び 務 び 住 所 の所 所 法 公人にあついなければ、 地) 人 て は 名い 称 代 表 者 \mathcal{O}
- 対 象 計び 画 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 名 称 目 的在 及 び 内 容
- 四 三 第 三十 条 \mathcal{O} 規 定により 知 事 が 定 \otimes た 計 画 段 関 係 地

提第 三 第 十 れ五 た条計に 五. 条 おに 段い お て 11 準 て 用 準 用 す る す 第十第 -九条第 _ 第 _ 概の項階 要求の 意 \otimes に 見 応書域 じ 及 て てド

六 五 前前出 号 さ i 号 に 掲 げる 画 意 見 階 書 関 及 係 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ X 意 市 見につい 町 村 長 \mathcal{O} 意 見 て \mathcal{O} 事の項 業 \mathcal{O} 見

 \mathcal{O}

か、

 \otimes

る

事

準む解の条間 あ境 ょ 第 る 配 +n 第 ٢, 慮 六 提 \mathcal{O} +条 は 書 出 六 各 ァ 条、 等」 中 三 さ に 当 お れ とあ た 見 掲げ +第 第二十 該 十三 て 条 見 る 第 準 第 解 る 解 · 条 も の \mathcal{O} 条」とあ 用 書 書 項」 に す は 項 坂中「第十六条」とと、「三十日間」 á 0 び _ 見 ٢, 第ほ 第 1 て + 解 る 書」 六条」と、「 の準 +千用する。 -八条の! は 環 規則で定 条」とあ 境 ک_, 第 配 آ ح 規 三 慮 このほ 当 + 書 第るの あ 該 条の第場 と る 環 合前項者 あ はの 境 は「二十日 条」 項に項の る は配 \mathcal{O} 慮 の規定 に 書を含 とある 書 لح

> 特 例 配 慮 に 係 る 見 \mathcal{O}

三 る 見 係 + 解 る 三 書 見 の解 書 成 の例書 基 作第 準 成 十 二 に は 基 づ別条解 き 表 第 第 のわ四項作 な にの成 け 掲 規 はれげ 定 ば る に な ょ 6 例 る な環特 境い境 例 配環 境 書配 に 慮 係 書

- な る 5 見 特 な 解 例 書 環 提 境 出配構 慮 書 書 (別 に 係 記 る見 第 + 九 解 号 書行 様 提 式 出 に 添 付 特 例 L て 環 行 わ配 な 慮 け 書 れに ば係
- 部 数 第 に 八 条 第 て \equiv 準 項 用 \mathcal{O} す 規 うる。 定 は 特 例 環 境 配 慮 書 12 係 る 見 解 0 提 出

3

例 環 配 慮 書 に 係 書 0 1 T \mathcal{O} 公 示

特

条 三 0) 十 規 兀 則 条 で 定 例 \emptyset る 第 事 三 十二条解 項 は、 次 第 E · 掲 げ 項 に る お 事 11 項とする て 準 用 す 条 例 第 + 六

- 氏 名 事 及び主要業者の た 氏 る 名 事 及 務 び 所 住 の所 所 法 在 人に 地 あ 0 て は 名 称、 代 者 \mathcal{O}
- 対 象計 画 \mathcal{O} 案 0 名 称 及 概び
- 対 象計 画 \mathcal{O} 案 0 内 容 \mathcal{O}
- 兀 0 1 例 7 σ 環 境 事 配 業 慮 者 書に 0 見 0 解 11 \mathcal{O} 7 概 提略種 要 出 さ れ た 主 な 意 見 及 び そ れ 5 に
- 五. 定 間 12 ょ 及 第 ŋ てバ 十二条 例 環 境 第二 配 慮 項 書 12 に お 係 1 る 7 見 解準 用 書 す を る 縦 条 覧 例 に 第 供 す Ś 六 条 期 \mathcal{O} 間 規

す

九

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

ŋ

提

出さ

れ

た特

例

環

境

条

第

項」

とあ

る

は

第

五.

に 慮

条 配

ま

で」

あ 条

る

第

 \equiv

条

お

て

用

る す ら あ る 第

は項

十第二二

項中

۲,

+ \mathcal{O}

八

都

民 \mathcal{O}

及

び

計

画

段

階

関

係 第

区

市

町 に

村

لح 準

六 民 等 \mathcal{O} 意 見 項 聴 12 お取 に 1 係 て る 準 用手 続 す る条 \mathcal{O} 特 例 例 第二十 に 関 す る 八条第 事 項 項 例 0) 規第

民は 等」とあ るの は 都 境 民 配 慮 と読 書 <u>ニ</u> と み替えるも ある \mathcal{O} は 0 とす 見 解 書 と 都

聴 定 取 に を ょ 行 ŋ 'う場 一合に 者 が 限 都 る。 民 又 は 計 画 段 階 関 係区 市 町 村 長 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O}

七 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 事

特 例 環 境 記配慮 書 12 係 9 1 て \mathcal{O} 縦

る 慮 11 条 7 書」 第二 ŧ + \mathcal{O} 準 Ŧī. とする。 用項 とあるの 条 する。 へにお 第十 1 この て準 匹 は 条 場合に、 特 用するな から! 例 環境 第 解 おいて、条例第十 十書 配 大に 条ま 慮 第十 書 第十 六条 に で 係 \mathcal{O} る見 六 \mathcal{O} 規 条第 規 定 定 解 は に 書」と読 よ 条 る 例 項 中 縦 第三十二 環境 み替 覧に え 配 0

特 例 環 境 配慮 書 係 る 見 解

第三 L 例 たときは、 第 +六条 +- 六条の規立 知 事 当 該 定 はに 見 に よる特 解 条 書 例 \mathcal{O} 第 州書の送付) 写し 例 環 を計 慮 第 画 段 書 に 階 項 係 12 関 るおり 係 区 解 7 市 書準の用 町 村 長及 公示 する び を条

特 審 例 議 会に 環 境 送付 配 慮 する 書 等 - 条から第二点寺についての初 もの とす \acute{a}_{\circ} 十都 民 \mathcal{O} 意 見 を 聴 < 会 0 運

営

等)

る。 お開 三 書 催 +て、 第二 及 される都 七 び 条 第二十二条中の意見な 項に 特例環境 第 二十 お 1 て準用 配 記慮書に 不中「環境 で見を聴く する条例 く会に 係る見解 境配慮書」とあるのは - 四条 つい 第 書」と読 ま て +で 準用 条 \mathcal{O} 第 規 でする。 み 定 替 は、 項 えるも 0 「特例環境配この場合に 条例 規定により のとす 第三 +

特 例 環 境 配 慮 書 等 に 0 1 て \mathcal{O} 都 民 等 \mathcal{O} 意 見 聴 取 に 係る手続 \mathcal{O} 特

とする。 あ配 はが準 つて、 慮 市 対 用 + 書に 町 象 する条例 ,村長の 計 次 係 画 の各 る見 \mathcal{O} 意見 策 第 例 二十八 第三 解 号 定 書の に 12 \mathcal{O} 聴取 + = 反 掲 、映させ 条 内容につ げ る場 に併 第一 条 第 ※合に応ご せて特 こるため 項 V 0 項 規 7 及 じ \mathcal{O} 例 に 則 び 環 行 意 で 条 ごう都 見 当 境 定 例 \mathcal{O} 配 該 8 第 る方 各 聴 慮 民 取 又 号 書 + 又は に を行う方法 は 法 五. 区長若 定めるも 条に は 特例 事お 業れて 環 L で境 <

項 事 業者 に 規定が する 条 例 都民 第 三十 \mathcal{O} 意 五 条に 見 書 \mathcal{O} お 提 1 7 出 に 準 相当 用 す す る条 る手続を行 例 第十 八 条 お う 第

とす げ Ź を満 た す

地所代 こ表者の氏な の所在は からの意見 地 名住次 所 (法 人 そ 区他域の 寸 に 称 体 存する事が 出を求り 並 並びに環境 8 境の所は、 ること。 の保全の保全の名は、その名は 見業称

あい ること。 7 イに規さ 準用する条例第十六条の公 定する意見 \mathcal{O} が提 日 から四十五日以上条例第三十五条に で お

新 段 京 事業者が条例な段階関係地域の 『紙への掲 都の公報⁷ と規定する計画段階関係区市町村長に対する意見来者が条例第三十五条において準用する条例第十.2関係地域の都民に対し周知を図ること。『紙への掲載その他知事が適当と認める方法によるの公報又は広報紙、時事に関する事項を掲載す 又はる 意見 書 \mathcal{O} 提 出 期 間 及 び 提 出 先に 法により計 つい かする日 て、 画刊東

す 方法 項に 相 事 当する手続 を行 おうとする場合 長に対する意見の聴取用する条例第十九条第 次に掲げる条件を満 た

を 求めること。 計 画 段 **脊階関係** 区 市 町 対長に 環 境 0) 保 全 0) 見 地 カゝ ら 0) 意

見

あ ること。 て準用する条例第十六条の公イに規定する意見を求める期 示間 0) が 日 から 条 例 兀 第三十五 十五 日以 条 上に でお

手続を行おうとする場合 次に掲げ、十条第一項に規定する都民の意見を 事業者が条例 項において準用する条例第十 都民 \mathcal{O} ヽ : 生月片 5 条列 第十六条の縦覧期間を経過した意見を聴く会に相当する会合を条例第三十二条第二 第三十二条第二項 次に掲げる条件を満 に 聴 お く会の開催に相当する V て 準 用 たす方法 する条 例

後に開催

すること。

掲 日 ることができる者の募 イに規定、 載する日 前までに より計 東 する会合 画 刊 京 段 新 都 階 聞 関 紙の へ の 公 係 0 3報又は広い 3集方法に 地 開 域の都 催 日 時 民 \mathcal{O} 報 0 い開 に 他 紙 対し て、 知 催 事 場 が事開 周 所 及び 適 に 知 催 に関する事項を催予定日の十五及び意見を述べ 当と認っ を図ること。 関 Rする事で 動 事項を

一十三条 配 知慮 事 は審 查 第三十 見 書 一条 \mathcal{O} 作

2 当該 ま でに 例 知 環 係 特 事 特 事は、 境 区 例 例 掲 申 市 を 環 環 げ 配 る事で 慮書 町境 前境 受 肌項の特例で配慮書審す 対長に送る配慮書審す 書に 項及 について、これときは、これ び前条: 付するとともに、その 査意見書を事業者 環境配慮 査意見書 第 aとともに、その内容を公表するもに書を事業者に、その写しを計画段l慮書審査意見書を作成したときは、書を作成しなければならない。 一項の規定による見解書を勘案し 一十二条第一項第一十九条の規定に 0 規 条定 ょ る 第 諮 ょ 問 号 り に か提ら出 0 第され審 号た議

の階

関

とする

規項に ると認 記 知 とするもののほとい特例環境配慮も 載さ 事 は、 れ め た内容 その 条第 旨 + か、 が九 を 書 書 審 条 項 当該各1 次の規 当に 査 面 意 該 規 各 定 見 ょ 申 定 号に てする評 書 号に掲げる措 ŋ 請 に より提 事 を に 業者 お掲 承 れて認いて認い 価 認 書案に し、 出 さ 通 置 8 合 れ 知 規 派則で定: を るとき た特 するととも 相 に 該当 行うも 当するも 例 Tすると第 内環境配慮 は、 \Diamond ともに公表 いるところ であるところ。

> 十 環 す Ź 価 会 員 を参 が 定 加 名 さ す る せ ること 東 京 都 職 員 及 び 東

> > 京

様 条 と 十の項 式 第 別 あ 九 規 及 が定によるt 及び条例第1 三 記 る 条 第二 لح 項 第 \mathcal{O} 中 読 は 九 +条例 項 条 み 替 兀 \neg 号様 三十 別 中 申 第 えるも 記 請 「条例第 第二十 五項 第 式 に 込」とあ 十五号様式」とあ つ 条 い に 及 のとする。 び 九 + \mathcal{T} お 準 て 用 項 のは「別記な規定による がする。 準規 項 す この る条 る \mathcal{O} は 規定に る特 0) 第 のは「別記第二十一号第二十号様式」と、同る特例環境配慮書」と、規定による環境配慮書」の場合において、第二の場合において、第二 例 条 例 第二 第三十二条 十八 条第二 第

号九る 第 条 報 三 第 告 +兀 書 五. + 条に と読 <u>項</u>中 \mathcal{O} 九 提 条 み替 別 第 出 お 12 1 兀 て準 え 記 0 項 んるも の規定 V 第 、 て 準 + 用する条例第 六号様式」とあ 中用する。 とする。 は、条例第 う。この場 第二十八冬 第三十二冬 場合に るの 第 条 お項 第二 別 て、 の項 の規定により及び条例 第二十

評 免 通 知

第三 り境 行 影 十 価 うも 響 九 評 条案 の条作 価 \mathcal{O} とす 書 例 成 案 る。 作 第の 成 Ξ 一十三条 免除 等 通第三 書 項 各 (別 뭉 記 \mathcal{O} 規 第二十三号様 定 に ょ る通 式 知 は に よ環

び ここれ 米に係 もに ると と認 第四 則 で る調 める 公表すること。 定 に引き続 めるところに 条第 查等 く事 で、 兀 \mathcal{O} +手 項 業 八 法 第四 に ょ 条 段 に 規 ŋ 階 第 相 + 定 する評 環 当 条 「する事」 境原に 第 面 規定 価 によ 響 項 第 評 項 書 価の手 が ŋ 兀 案 事 記 号 · 業者 載さ に 続 規 価 当 を に 書 れ 定 す てい 行うことを、 案 す る 通 知 0 る 作成及る対象事 すると

はを 受け 前項第一により、 適 条 第 段 通用しな事業 から第 と認 第四 階 から第五十七条場第一号の規定 項 環 に規 十八条第 境 め る場合 V) 業者 書 影 響評 定する調 面 に に 条ま より で前 定 0 価 項に に 1 \mathcal{O} での規・ 一号に掲 ては よる 事 手 查 規 業 続 計 第四 者に 通 を行うことを、 画 定 丸 定、 知を受けた事業 書 げ す るも +通 0 る 評価 条から第四 知するととも 作 同項第二号の規 成及びこれ の以 書 案に 外 規 \mathcal{O} とき。 者 則 + 相 に引 七 で定 に に 当 つい す 条 定 公 米までの規定による通知りいては第四 表すること。 \Diamond き る ら 第四十条 るところ

案と異 <u>-</u> 十 対対 引つい影 する 項 画書の ては 第一 響 象計 た上で、 き +第二十 を 九 兀 続 及 条 < 第 な 号条 画 ぼ る \mathcal{O} が 事 兀 又 だげる場 四条の 業 成 + す 場 規 事 知事は、境界は、境界 第二号に 業者 おそ 合に 条第 八 定に 及 段 階 条 び 合 にれ お ょ _ 環 第 項の規・ が に 境 対 り 前 配 11 て、 提出 掲げ 条第 に あ 項に Ļ あると 影 慮 引き つては 響評 書 当 規前 る さ 定 兀 と 認 該 に 場合であ 続 価 定 条 れ 項 異 する評価 気の規定に、異なる場合 より提ぶ < 第 \mathcal{O} 第三項第 8 対 た 規定に 手続 象計 特例 事 四十条第一 るときは、 業段 つて、 を行うこと、 価 画 環 出 階 書 一号に掲げ 境 さ かの \mathcal{O} 案 内 配 れ か 取 環 \mathcal{O} 次わ 境 項 審議 容 慮 扱 た 影 12 条に 5 作 対 が 書 ず、 規 成 げ 会 環 象 \mathcal{O} 評 定 及 る 境 前 \mathcal{O} 対 計お びこ 意見を す 条 場 に 象 画 V 同 価 第三 のる手調 合に 条第 著 7 計 が れ L 画 準 続査項にあ聴いの第用三

のとする。 第 評 四 対 価 手 続 実条が特 通 知 書 (別 記 記第二十^円 二項の規 こ異なる^円 号 様 式 通 ょ 知 ŋ は 行うも 環境影

2

項

 \mathcal{O}

合

規則で

定めるところに

ょ

り、

旨

者 場 る

通

知するとともに公表するも

0)

うことを求め

 \mathcal{O}

とす

十 象 条計 画 第例三環 十境 四配 条第二条 定場 に合 よの手 手 続 \mathcal{O} 通 知

 \mathcal{O}

五環 配 に 係 る 手

読十に八二査除と 十ああ「は十該はとるると 見 _ 境 ¬あののあ 意のあ中 項 一 五 特 第 配 み九お条 五. る る 第 す 見 る 条のの 三 特条例特るははる る九 適 十 慮 لح لح 用 の次 にはは十例に環例の \mathcal{O} 条」 条 五環お境環は第当 と準第第 は ああお は い特特条境い配境 る る 十 該 の規 八項あけ評 と ののて例例に配て慮配第 特 場 特 定 条 価あはは準環環お慮準書慮 例例 あ あ に条 るる 三 合 書等。 十第 第 かと 用境境い書用 境 の 場 環 環 る る る \neg 第三 7 の特 す 配配 す 条 +あは合案 境境 \mathcal{O} お り 配 ら \mathcal{O} と、第 は例 る 慮慮 準 第項配配はは 八 一 に ٤, 十第三十 書」 条 の特 用 第 第 あ同 環 書 第 慮 慮 て 出 及十は例 つ項第境 す 第十 +項八 書 書 さ四及 十六条」と、第二と、第十六条」と、第十六条」と、第二十六条」と、「環 ِرِّ ک لح び条 環 てに 三 配条六 十六七当 号 等 例第れ条び 第一条条条件条件条件条件条件条件条件条件条件条件条件条件 Ľ あ 第 十 環 十た 並第 中境 九境 る び四 と、____ +項」と、「 境 条 配 条例に項 لح と三書 書」 る 前配環第 第 査 同 第 は五 慮 環 ٤, 条」と 評 兀 当 条 意 慮 境 +条 書 環 **虐** ٢, 十六 六 る第 査 価 項 見 配 第該 等 項 配 ++書」 十三 書 慮条 環 例 おの 意 八 環 及慮 五. <u>ک</u> , と、 書中項境環 いは項見 案 び書 と配条る境境の配配の 書環の るあ 等 第 配 境 境 7 第等のか 境作評 第 第 配 準 八 慮配第四に規ら 第二 ط 用 「は慮慮あ はの と + 号 三 成 書 十項 配 価 るあ あ 審前 は 慮等 書 書 五. _ ととあ 条 +査条第二ととはの三当の 十查条第 る五 書の案 7 第条十第審免二 中環準第条

公

一則四特す で十例る 名事定一環 8 る の事条慮 た氏項例書 る名は第に 概項内名務び次十い の略目容称所住に五て の及の所掲条の げに 略種在法るお示 人事い に項て あと準 つす用 る す る 例 六 条 \mathcal{O} 規

氏 及 業 U 者 主 事 及 類地 て は 名 称 代 表 \mathcal{O}

対 象 計 計 画画 手評のの 案 \mathcal{O} 概び所

象 案 \mathcal{O}

影 響 価 \mathcal{O}

七六五四 法 \mathcal{O}

す

第に等 四及の 十 ぼ 八 条影 第響 項 予 に測 規及 定び す評 る価 評の 価 概 書略 案 に 相 当 す る 内

 \mathcal{O}

九 八 三 る例い ŋ う事 十都都 第 て都特条概 業 民民 三準民例例略例境查境 五. 配の合者条等の意他にがにの意 等の十用の環第 Ŧī. す 意 境 三 十書必限都お意 見 条 る見 + 配 四に要る民い 書に 条 見 書 慮 五. 又て 聴 のお例 \mathcal{O} 書 条 は 準取提い 第提をに 計用に出 7 出縦お す係に準十期 画 覧い 段 る る 相用八間にて 条 手 当 条 階 す 及供準 る 関例続 す 第び す用 係 第の る 条 提 る す 特 手 例 項 出 区 期る 市十例続第の 先 間 条 八 + 町 に を 規 例 条 関 行 八定 条時第 村 第 す う 条に 例 間 十 長 る場 第 \mathcal{O} ょ 第 及六 合 意項事 り び条 の項を項 事十場の の規 除に 業五所規 く規者条。定がに 定条 聴 定 取に例 定がに に) す条お をよ第 ょ

条つな かい事

場

らて項

る四特と用条四特十 条十例あすに十例一行り例三環るるお二環 う事 るる お い条境そ 準 第 \mathcal{O} 特 場 用 合 す に る お条 い例 て、 第第の 十十縦 六 六 覧 十条条 六のま み条規で 替 第 定の に規 つ五画る項よ定 い条届も中るは 縦 と環覧条 す境 に例 る記憶 つ第 慮い て十 準 五

配は に 例 つ環 い境 て 配 慮 書 眀 読 施 え

لح

 \mathcal{O}

 \equiv 第条境の 十 七 項の の規 規定の は説 定 ょ 例 る 届第実 \equiv 出 に十計 てに 準お 用い 7 す る。 潍 用 す

なの 対 を 写し 象 + 行 計 う 六 計 を当 事 画 条 画 業 \mathcal{O} 策 該 策 者 知 定 対 定 か 事 に 象 等 らは係 事 前 に る 業 係 第 書 条 に に る 面 書 + 係 お に る 面 11 ょ 許 \mathcal{O} て 条 る 認提 準 第 報 出 甪 四告 可 する が 権 項の あ 者 \bigcirc 写 つたとき 第 規 に L 送 定 \mathcal{O} 十四四 によ 付 送 L 付 な 条 り け に 特 当 規 例 れ 定 ば 該 \mathcal{O} す手 書 な ら面る続

> 四特第例の 第 + 五 号 条第 お 様 て、 式 ر ح ٢, 読 4 別記って 第 六 例 とす 号 第 様 + る 式 لح لح あ る あ る 0) はの は 別 _

記 条

例 環 境 配 慮 書 12 条つ のい 7 \mathcal{O} 説 明 会実 施 状 況 告 書 等

号条項 す 例 は \mathcal{O} る 様 第 別 る 第 場 条 +第一項」と、「B とあるのは「A 合に 式 記 条 +条 例 兀 第二十 例 七 例 第 条 と 読 条第 第 第三十五 お + +11 七 第 み替 - 六号様 て、 七 三 条 +「項」とある 条 第 八 条に え 別 第 五 えるも 記 例 式と、 + 項 八条 第 第 お \mathcal{O} 規 で」と、 八号様 \mathcal{O} 三 る 11 規 定 とす て準 第 + \mathcal{O} 定 は は に 五同 る。 条に 条第 用 項 中 よる 式」とあ 別条 す 例 る条 お 記 例 条 報 第 い項 第 第 告 三 て準 る 中 三十 例 例 七 に +号 第 第 \mathcal{O} 0 五. 用 条 様 五. +は + い 条 する条例 例 式 条 六条」と、「 六 て に 第 」とあ 12 条 準 お 別 為条例第十-十七条第 おいて準 用 V //する。 とあ て るの 準 用 る 七一は用条の 七 す

特 環 境 配 慮 書 に ての 都 民 見 書 載 事 項

兀 7 る 条 準 十 例 用 例 五. する。 第 条 十八条 第 +第 九 条つ のい 項 の規 規 定 は、 定 に よる 条の意 都 第 民 \equiv 十の五記 0) 意 見条 のお 提 V て 出 準 に 0 用

いす

例 によ り 対 象 画 を 場 合 \mathcal{O} 報 告

記 に 兀 特 لح す 項 第 9 る +中 九い 条 六 手 替えるも 号 7 例 条 続 準用: 第二十 别 様 第二十 記 式 <u>ک</u> ک 第 す 匹 0) + る - 号様式 あ とする 条 六 るの 条 第 計 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 は 項 規 合に 定策定し、 とあ 及び 別 お 記第二十八号様 るのは した 第 いて、 二項 条 例 0) 第 第二十六条 規定に、 別記第二十九号様 + たによる書面の-五条において 式」と、 第 一項 の提 同 7 中 条第 式 準 別 出用

夶 計

条 画 \mathcal{O} 更

合に た めのは だ 該 る 策 第 + し、 ところ 当 お 定 各 七計 す V を て、 る 中に 対 に とき 象 に 止 掲 定 事変 ょ 当 計 は該 画 る る 変 事 時 は届 \mathcal{O} ے 更 案 そ L 項 期 \mathcal{O} が < を \mathcal{O} \mathcal{O} に 次 等 限 軽 目 旨 は 変 おの り 微 的 を 廃 更 い各 て で な 又 知 止 L ようと な 変 は事 L 更そ V 内に ょ 第 掲 ようと 容届 十げ こす \mathcal{O} \mathcal{O} け る 出す 変 る 条 他 対 ると 更 なけ لح \mathcal{O} 第 象 き、 をし 規 計 則 れ き 項 画 ょ で ば は 又第の うと な は 定 \otimes 5 規 対 号 類 る す な則 象若 変り、る場が、 で 計 定画 くに

出三十 か 二十 6 す 第 個 る 三 第 别 五. 十三 条に ま 九 兀 計 条 で +画 おり規一条第 条 第 第 て 定 兀 十 項項 準 に より 条 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 0 す 規 規 る特 定 規 定 に 第 例 \mathcal{O} 定 よによ 環 適 十境 用 元を受ける が調査環 四配 条 慮 \mathcal{O} 書 計境 等 る 規 画 配 を場 定 書 慮 提 合 を に 書 よ出に提等 り あ出を L 書 て 9 す提 「面を提出しているまで

事 L 広 はて 域 カュ 複 合 6 前 項 当 開 の該発 広 計 定 域 画 複 合 第 開 十 届 発 出計条 が画の あが規 終定 0 了 に す ょ る り はま環 で境 配 慮 書 を 出 提 \mathcal{O}

2

に

ょ

る

たとき

当

該

届

3 に お 第 て項 公 \mathcal{O} は \mathcal{O} 表 規 規 定 定 な け 更 ょ よれ規 前 る る ば \mathcal{O} 事 届 な 手 続 6 業 出 みない、 のう 者 な に 11 É, 変 係 る対事 更 後 の象書者 業 画の に 者 変 に 更 0 係 いが て る あ 対 行 0 わた 計れ場 画た合

て

わ

れ

た

Ł

 \mathcal{O}

لح

4

す。

八計 条 画 \mathcal{O} 知内 事容 はの 更 ょ る 手 続 実

同 \mathcal{O} 規 条条 定 \mathcal{O} 規 に よ 定 ŋ 第 に 環 ょ 前 境 り号 配 環 条 掲 第 慮 境 書 配 げ 審 慮 る 項 E 書事 査 を 項規の 意 提 見 \mathcal{O} 定 する 書 出変 を受 更 L て 届 か個出 領 ら別が す る 第計あ ま 画 0 十にた で あ 又 は条 は条のて 合

> 七 に 2 V 更 \mathcal{O} 更 H

第

象

十四対 号 止 第 を 記 案 L \equiv 変 第 \mathcal{O} 式 ようとす + 更 名 七 三 号 L 十 称 第 により行 ようと 号様 様 を 変 式 項 式 る \mathcal{O} 第 例 ときに す L わ る 号 ょ により、 らうとす なけ کے 十七 ょ に り、 きに あ って れ げ 条の ると ば あ 同 対象計の対象計の 号 0 7 き 項項等 \mathcal{O} 対 は 又の 計 画 象 あ は規 廃 計 \mathcal{O} 画 9 同 定 策 案 画 7 項 止 定 内 \mathcal{O} は 第 ょ 届 を 容 案 氏 る 中 等 号 届 \mathcal{O} 名 別 止 変 目 築 の出 更 的 変 対は 記 届 更 又 象 第 三又十は は届 計 条 (別 内 例 画 廃記容別の第

各 号 条 様 例 第三 設い ず ら 長さ、 $\overline{+}$ にも 七 条第 該 当 項 面す へただし うる も 処の とす 書 \mathcal{O} うる。 規い。 則 で 定 8 る 変 更 は 次 \mathcal{O}

及 ぼ セ な対 ント 諸 象施の す 計 元 お未が 画の 減少す それ 満 の案 れであ \mathcal{O} る る あ 基 敷 めると認 変更。 変 本 地 更又 的 な 積 めた は諸 にだし、 るべ 当 元 該 理 \mathcal{O} き特別の変更以れる。 外の \mathcal{O} に な 事情が の他 諸 変 元 \mathcal{O} 更数值 \mathcal{O} 程 増 あ 値 る 度 加 当 で 変 0) が該表)更を 影 +基 さ パ本れ 響 除を 一的る

れ 変 て 更 変 11 前 更 ない の後 計の 変 画 対 更 段象 階 計 関画 係の 区 案 市に 町係 村長計 以画 外 段 階関 \mathcal{O} 区 市係 町区 村市 長町 が村 含 長 また、 れ

工 期 を 変 更 L な V 変

象価た定ぼ \mathcal{O} 環 のす 《境配慮』 内 境 適 影 容 影 用 響 響 を \mathcal{O} 受け 予 を 書 評 測 12 1 価 ず る 記 \mathcal{O} 及 れ項 場 び 載 Ĵ ŧ 目 合 評 変 並 に 価 た 更 あ び の環 す に 0 内境 る て 影 環 容 必 境 は 響 響条 要 に が 及 特 例 価 な ぼ 例 第 \mathcal{O} す 環 項 一十三条 影 境 変 響 配 慮 \mathcal{O} 書 予 第 12 12 測 兀 環 記 項 境 び載のに 評し規及

第 う境の四対 ŧ +八 計 評 又 条 画 す 価 \mathcal{O} 内 手 条 容 続 部 例 再 第 \mathcal{O} を 実 再 三 変 更 施 度 八 実 に 涌 知 施 条 ょ る 書 す \mathcal{O} るよ 手 規 别 続 定 記 う 12 \mathcal{O} 第 求 ょ 再 \Diamond り 実 十 二 ると 既 施 に 묽 き 完 様は了 式 L 計 7 画 1

> 段 る

行 環 続

手

り階

ょ

更 す 業 が 第 議 るよう求 環 者 会 ħ, に \mathcal{O} 境 0 項 対 た 意 に \mathcal{O} 見 変 著 規 かめる を聴 更 定 定 既 11 に ŧ 11 影 限 ょ た上 る。 \mathcal{O} 完 響 ŋ ŋ 了して とする。 を 特 特 一で、 及が環 例 環 あ 1 規 す 境 境 る手 則 お 9 配 配 た対象 で定れ 慮 書 書を 続 \Diamond が 審 \mathcal{O} 全 るところ あ 計 査 ると 部 画 意 出 に 又 見 L は 認 0 書 7 ٧١ に 8 を カコ るとき て、 部 ょ 5 第三 を り 領 する 再 当 当は該 度 + 実 該 変

事 情 変 更 による手 続

の評 かて る 定 る こことに b 準 + 調 8 価 丰 状 るところ Ŧī. 用 査 況 \mathcal{O} 知 九 手 条 を 計 が 年 す 事 より る第二十四 求 画 当 続 を は を始い 経 め 書 該 第二十五 るも の作成 によ 環境 事業 書 過 面 \emptyset L り、 者 \mathcal{O} を ようとする場 た \mathcal{O} とする。 後、 及 保 提 条 条 が 全上必 次びこれ 当該事 出 第 第 又 [したときと比較 当一二該項十 _ は 第三 に 業 要 対 \mathcal{O} 兀 引き続 **一合にお** 象事 十三 者に対し、 が 規 条 あ 定 第 ると認 業に たに基 条 いて、 項 第 一づく 事 L 係 又 兀 次 業 8 7 は項 る 八条 第 一 段 著 事 書 るとき 計 第 \mathcal{O} しく異 面を力を 階 業 画 段 環 段 項は 境 階 階 提 五に 影 に な 関 環 出 条か 境 規 規 係 カュ に たた 則 て 定 影 評 地 おわ 侕 す でい域響 日 いら

章 事 業 段 階 環 境 影 響 価 \mathcal{O} 手 続

第 節 調 査 計 画 書 \mathcal{O} 作 成 評 等

査 画 書 \mathcal{O} 成

匹 を記 作 載 針 +成 に L 条 Ĺ た 基 環 づ 事 き、 業者 知 境 事 影 に 響 規 は 提 則 評 出 価 で 対 L 調 定 象 な 査 \otimes 事 るところにより、次に掲げる事 け 計 業 画 を ば 書 実 はならな 施 (以 下 しようと 調 V) 査 すると 計 画 書」とい き は、 項 技 う。 を術

- 氏 名 及 び 者 主 \mathcal{O} ユたっ 氏 る 名 事 及 務 び 住 所 \mathcal{O} 所 所 在 法れ 一人にあ 地 つて は、 名 称 代 表 者 \mathcal{O}
- 事 業 名 目 的 及 び 内 容
- 対 を 事 0 た 画 ŧ 策 係 \mathcal{O} に 定 る 0 環 ٧V 境 至 影 て 0 経 評 そ 過 価 \mathcal{O} のの(目 続 画 \mathcal{O} 及 段 経 び 階 調 過 環 を含 査 境 等 影 \mathcal{O} む 手 評 法 価 \mathcal{O} (当 手

事 情 変 更 に よ る

第

事 兀 ょ 業 れ + ŋ 段 に 九 行 階 引 条 き続 うも 環 境 0 例 < 事 とする。 響 第 三十 評 業 段 価 階 手 九 続 環 条 実 境の 施 影 規 通 響 定 知 評に 書 価 ょ \mathcal{O} ŋ 別 手 調 記 続 査 第 を 計 求 画 十 \otimes 書 るときは、 三号様式 \mathcal{O} 作 成 及 び

第 事 調 査 段 計 階 画 環 書 境 の影 作響 成 評 価 \mathcal{O} 手 続

査 計 画 書の節 作 成 等

第 五調 な別ら表 +な 第 条 五に 1 条例 . 掲 第 げ る 兀 調 + 査 条 計 第 画 書項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 構 成 定 基 に 準 ょ る調 に 基 づ 査 き 計 行 画 わ 書 な \mathcal{O} け作 れ成 ばは

- 2 第三 調 +查 計 画 書 一項の規出に 定添は L 環 て 境 行 影 わ 響 な評 け 価 れ 調 ば 査 なら 計 画 な 書 **\ 提 出 別 記
- 第 八 八条第三I-四号様: は、し 調 査 計 画 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 に 0 1 7 準 用

3

出查 L 計 知 た 画 事 書受付 者に交付 は 調 書 査 するも 計 (別 画 記 書 第三十二の提出 \mathcal{O} とする。 -五号様: たと 式 を当 き は、 該 調 環 査 境 影 計 響 画 書 評 を 価 提 調

境 手 影 が 評 定 さ れ 目 7 1 な 1 場 合にあつて は、 対 象 事 に 係 る

五. に 妆 象 そ 対 \mathcal{O} 事 象 地 業 事 域 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 実 を 概 施 況 が 施項 環 L 境 ょ らうと に 影 響 す を る 及ぼすと予 地 域 及 び そ 想さ \mathcal{O} 周 れ辺 る地 地 域 域 で 当 並 び該

前 各 号 に 掲 げ る ŧ 上の \mathcal{O} ほ 業か が規 相則 で 定 80 る る項

2 れ 象 5 事 知 \mathcal{O} 業 事 は、一 対 を 象 実 事 施 又 は · 業 に しよ うと 0 1 以 て、 す Ś \mathcal{O} 併 لح 事 せ き て は 者 前 これ 項 \mathcal{O} 互 規 5 に 関 定 \mathcal{O} に 事 連 より 業 す 者 調 に 査 対 以 し上 画 \mathcal{O} こ対 書

3 を 二以 作 成 し、 上 \mathcal{O} 提 事 出す 業者 るよう求 8 るも $\tilde{\mathcal{O}}$ とす る。

す

う な対 対 É 5 象 \mathcal{O} 象 な 事 対 カュ 事 11 6 業 象 業 に 事 代 を 実 0 業 表 いする に 施 り て L 併 ようとする場合において、これが一の対象事業又は相互に関連 者 て を せ 調 定 て めたときは、 調 査 査 計 計画 司画書を作成し、R 画書を作成し、R し、 又 表 提は す Ź 5 出 当 のる 該 者 L 二以 な が 事 け 業以 れ上 当 者上 ばの該のの

4 当 技 L す 7 術 良 規 る 指 好 事 則 な 業 環 \mathcal{O} に で 基づ 定 境 実 者 施 め を が の項を る き、 が 確 環 規 地 保 則 境 規 域 L に 則 に 除 で 0 く。 及ぼ で 定 お 0 8 定 11 都 す \otimes る 7 市 から 影 る ところに 規 機 環境影 響に 則 能 第四 で定 \mathcal{O} 高 0 ٧١ 響 ょ \Diamond +度 七 評 ŋ る て 化 条ま 調 価 事 を 知 業 査 事 推 \mathcal{O} で 等 項 に を進 \mathcal{O} 目 実す を 届 規 を 施 る け う 定 出 選 L 地 は場 て、うば域と 定 適合し

> 特 十 定 \mathcal{O} 地

第 五. げ る 域 条 例 第 兀 + 条 第 兀 項 0 規 則 で 定 8 る 地 域 は 次 に 掲

都 地 市 とす 計 画 る 法 昭 和 兀 十 三 年 法 律 第 百 号) 第 九 条

第十

七

項

に

規 別 定 表 す る高 第 六 \mathcal{O} 層 上 住 欄 居 に 誘 掲 が 導 げ地 る X 指 区 市 町 村 とに、 同 表 0 下 欄 に 掲

特 定 \mathcal{O} 地 域に お け る 事 業

げ

る

地

域

の う

Ś

知

事

別

に

定

す

る

地

域

第 五. \mathcal{O} ++ 条 三 \mathcal{O} 項 条 例 U 第 兀 +四 + \mathcal{O} 条 項 第 に 兀 掲 項 げの る 規 事 則 業 で とする。 定め る事 業 は 別 表 第

五特 定 \mathcal{O} 条 地 域 に お及 け る 事 業 実 施 届

第 特れ域 定ばに +なお 三 5 け な る 11 事 条 業 例 実 第 施 兀 届 + 条 (別 第 兀 記 開三十二年の規 六号に 様 ょ る 式 届 に 出 ょ は ŋ 行 特 わ定 なの け地

地 域 に お け る 環 境 影 響 価 \mathcal{O} 目

五. で 定 兀 条 \otimes る 環 条 例 境 第 影 兀 評 + 条 価 第 \mathcal{O} 項四 目 項評 及 は び 次条項 0) 例 各 第 号 兀 に + 掲 八 げ 条 る区 第 分ごと 項 \mathcal{O} 規

条 画 書 送

第 な長 ことを にが四 査 5 (以 計 影 あ な 響 画 0 下 書 周がた | 「周知地域区間知する地域の対しないと予想ない。 とき 知 は、事は、は 滞前 区 該 (以下 される が れる さ 地 市 域を < 町 村 地 周域規項 管 長 を、が見が 轄 知 計する特別 規 という。 地 で する特別区の区長及び末地域」という。)と定め、当該対象事業が実施さ 定 定 に \otimes 8対象事業がおいるところによ よる調 に送 査 付 画 ょ L り、 な され環の提出 け 市 \emptyset れ町 ば村調る境出

審 議 会 0) 問

四 ば 調 な査計 を審 十二条 な画 議 書審 会に \ \ \ 知諮 査送付まな 息見書の作成につれするとともに知い、周知地域を京 について、審議会に第四十六条第一を定めたときは、 会一、に項調 諮の査 問規計 定画 L とによる

近 町 村 長 と \mathcal{O} 議

四 等 当 項」と、 場 項 とあ 環 合 価 八 境 境 第十五条の るの , 号 配 響 11 とあ は 読 評 書」とあ 環 境 み 価 当 [] とあ 替 る 配同 の協 条中 え 該 \mathcal{O} 規 慮 書等 定 調 る は る は、 る 査 ŧ \mathcal{O} 同 」とあるの \mathcal{O} \mathcal{O} 計 は 第十一条」と لح は 画 項 「当該調 調 しする。 書」と、 第五号」と、 查 「対象 計 画 事 査は 書 業に に 計 調 あ るつ 対 画 象 書」 当 のい 係 査 る 計 計 はて と 事 画 該 準 画 に 環 第 用 境 兀 係 す と、 る配同 る。 階 +環計慮条

節 調 査 計 画 書 に 関 す る 周 知 及 び 意 見

> エそ ぞ れ 中該 定 す

場 号 護 波 合 を 法 音 に除 を 事 の完了に限る。 < 昭 除 \mathcal{O} 和二 施 次に + 規 五 及 定する文 年び お 法 史 け 11 律 跡 る 、 て 同 第 • 項め 文化財大口を選出している項目と 化 財に ľ 影 兀 気 号) 響 事 汚 業 染、 を 及ぼ 第二条の実 実 騒 す条施音 おそれが、た 振 れ 項文動 化 0) 第 化(財低 あ 二保周

風 環 工 境 事 完 景観 了 及 後 ス に お けっ た お た た び 史 跡 る 文 項 化 目 大気 汚 染、 日 影 電 波 障 害

周 知 地 域

第

地 Ŧī. 域 +لح 五. しする。 条 例 第 兀 + 条 に 規定 す る 周 知 地 域 は 次 掲 げ る

実 施

項 目 以に入手して 対象事業を記 係る環境 てい に 影響が する地 及ぶと予 に域 ょ 0 て、 想 さ れ以 上 る 地の 域 環 境 影 評 価 \mathcal{O}

第 節 調 査 計 画 書 関 す る 周 知 及 び 意 見

調 杳 書 7 第の 公 示 及 第び 縦

供示た提四 旨 \mathcal{O} 出 +な 日そ が四計 けかのあ条画 ら他 0 ば 起 規た知に と事けつい なら 算 則 L で な て定は + \Diamond 日 る 遅 四 間 事 滞十 項な条 規 を 公、一項 則 で 定 該の \Diamond 調規 ると 当 査 定 該 計 に こころ 調画 ょ 査 書 る に 計の調 ょ 画 提 査 ŋ 書出計 をが画 縦 覧 あ書 に公つの

> 五調 十 査 六 計 書 2 四て 四公 条 示

第 項 لح す 例 第 + \mathcal{O} 規 則 で 定 \emptyset る 事 項 は 次 撂 げ

る

氏 名 事 及 業 者 び 主の た氏 る名 事 及 及務び び所住 略種の所 在法 地 人 に あ 0 7 は 名 称 代 表 者 \mathcal{O}

対 象 事 業 \mathcal{O} 名 称 類所

対 象 事 \mathcal{O} 内 概

六 五 四 周 知 地 予 域 業 \mathcal{O} 範

査 測 及 \mathcal{O}

間 条 の民時例 第 及 四 び +場 四 の所条び囲容 の評 規価 定 に項 よ目 り 調 査 計 画 書 を す る 期

他の間 意 見 書 出 期 間 及 び 提 出 先

そ 必 要 事

書に

五調八七 لح 十 条 読 五の 十 査 第 条 規 七計 4 替 +第 定 条 画 こえる 六 に 条 号 よ第 ŧ 第中る 十つ _ 四いな \mathcal{O} 縦 لح 項計 覧条で す 中画にかの項提 る。 段つら縦 環階い第覧 境関て十 配係準六 慮地用条 心書」とある。このである。このである。このである。このである。このである。このでは、 する。 ま で \mathcal{O} 規 るるの定 のの場は はは合 - - に 調周お例 査知い第 計地て、画域、 兀 画域 + 第四 書

調 計 画 書に 2 V 7 意 見 書 \mathcal{O} 記 載 事 項

 \mathcal{O} 7 る 五. 十 査 用 例 八 条 す 第 あ る。 る 八 第 ح 条 \mathcal{O} + \mathcal{O} 第 は 九 場 条 合 対 項のの 象 に の規都 事お規 定民 11 定 はの て、 と 読 よ条 第 る 例 第 4 +都 替 九民 兀 え 条 \mathcal{O} +る 第 意 五. 見条 ŧ 号 0) 中のお しする。 提い 対 出 7 象に 準 計つ用 画いす

五、等

中村と 縦 兀 長」と あ 覧 + 計 12 る 画 \mathcal{O} 十供条の 境 あ 段 八さ 配 条れ第 階 る 慮 第た十 関 \mathcal{O} 書 係は十 調 八 区 日 項 査 条 لح 周 中計 市 及 あ ٤, 町 知 画 び る 村 地 第 書 第 \mathcal{O} 長域同 十に十 は 区 条 六 つ九 市第二 لح い条 調 あ て \mathcal{O} 査 と準規定 る村項 計 中 \mathcal{O} 長 画 こと、 は るすは 書」と、 っる。こ 計 周 前 画 知第 段 条 十階 第 \mathcal{O} 地 四四場 域九関 規 区条係 + +合 定 市第区五四 にに 町一市日条およ 村項町一

六条」 る <u>二</u> 十 は · 日 」 とあ 周 知 る 地 境 \mathcal{O} 域同は配 条 X 市 第 第 書 町 兀 村 項 لح 十 中 四 長 あ 条 る لح 計 \mathcal{O} 読み替 と、 画 は 段 階 調 えるも 関 兀 査 係 + 計 区 五. 画 市日 \mathcal{O} 書 とす 町 村 と 長 あ る لح の第 あは十

調 査 計 画 書 審 査 意 見 書 \mathcal{O} 作 成

調 查 計 画 書 査 意 見 書 \mathcal{O} 作 成

第 計 保 兀 れ 会 全 た調 画 \mathcal{O} 十 六 \mathcal{O} 答 書 見 条 審 査 申 地 計 を 査 受け から 知 画 事 見書 書に 審 は た つい とき を 査 第四十 作 L て、 成 は でしな そ 次に \mathcal{O} 第 条 結 匹 け \mathcal{O} れ 果に基づく意見 掲 +だげる事 規 · 条 第 定 に よる諮問 項項 を勘 \mathcal{O} 規 案し 問 を 定 に 記 に て、 より 0 載 11 た 環 提 7 審 調 境 出 査の さ

条に 1 て 準 用 する 第 八条第一 見

事れ 前前 条に おお意 地 11 て 域 準 区 用 市 町 す Ś 村 長 第 + \mathcal{O} 意 見 \Diamond に 応じ 7 提 出

2 環 町 該 村 調 境 知さ 影 長 査 は、周 に計 響 評 送 画 だ付する. 前 知 書 価 \mathcal{O} 審 項 項 \mathcal{O} 査 目 とともに、 意 調 等 見 査 書 \mathcal{O} 計 を事 画書 選 定 そ 業 審 水者に、 查意見書 0) 内 容を その 公 を 表 写 作 する し成 を し ŧ 周た لح の知 と地き す 域は りる。 区 市当

ならな ならな 四 付 見 意 を受 書 見 +な 及 書 七 提 び 並 け 条 環 境 出 第 \mathcal{U} た さ に لح 影 兀 事 + 業者 響 れ 第 き 五. 評 た 几 は 周 条 価 + は に 知 Ŧī. \mathcal{O} 調 条に 査 項 地 お 前 目 域 ** \ 計 条 て 及 区 お 画 第 準 び 市 11 書 調 町 用 て に項 について、 査等 村長の意見 する第十九 準用する 0 調 0) 査 手法 計 第 当 画 を選 を勘 条第 +該 書 凣 調 審 条 定案 査 査 項第計 L L 意 な て \mathcal{O} 画 見 け 検 求 項 書 書 れ討 \emptyset \mathcal{O} 審 \mathcal{O} ばをに意査送

2 報 \mathcal{O} L 法 を 者 は、 選 け 定した、 れ ば 前 な 項 と 6 \mathcal{O} き 規 な は 定 に そ ょ \mathcal{O} ŋ 選 環 定 境 影 \mathcal{O} 結 響 果 評 を 価 書 \mathcal{O} 面 項 に 目 ょ 及 り び 知 調 事 查 に等

案 第 兀 作節 価 書 案 \mathcal{O} 作 成

価 書 \mathcal{O} 成

評

節 環 境 影 評 定価 \mathcal{O} 項報項 目 等 0 選 定 0 報 告

影 響 評 価 \mathcal{O} 第 項 目 等 \mathcal{O} 選 \mathcal{O} 告

第

五環 け れ評 十 境 ば 価 九 なら 項目 条 等 な 条 い選 例 定 匹 報 告 +書 七 条 別 第二 記 第三十 \mathcal{O} 規 七 定 号 に 様 ょ 式 る 報 により 告 には、 行 環 わ境 な影

価 書 案 第 の四 作 節 成 評 価 書 案 \mathcal{O} 作 成

評

期 要 兀 た をに則配き四 ま 環 行 基 **(**以 で 慮 続 づ で 境 定 又 < に 下 影 き 事は条 8 知 規 る 第 主の事評評則 四段 対 環 で 象 境 + 価価 定 事 提 事及出案 業 響 案 \otimes 第 境 条は 等 る \mathcal{O} 評 兀 L なければ。 ところ 以 実 価 項 規調 下 施 \mathcal{O} \mathcal{O} 評 定 査 が項規 価 に 評 に 環 目 定 \mathcal{O} よ画 っない。 なら よ境 に が 手 ŋ 価)を作成っ 人にあな り、 12 9 適 続 及ぼ いて 用 を 価 次 さ 行 12 す 技 れ う 案 いう。 掲 影 場 術 る \mathcal{O} 五 合作条 げ 響 指 場 規 る に針 合 に 成 $\overline{}$ 事 あ及 則 9 でに 11 で 及項 定 あ 0 び 定 び を て 8 7 0 そ 調 て \Diamond 記 る るの載査 手は環 時概し等法規境引第

- 氏 名 事 及 業 び 者 た 氏に る 名 務 び 住な 的の所け 法ば 人 つて は 名 称 代 表 者 \mathcal{O}
- 対 象 \mathcal{O} 名 称 目所 及所 び在 容
- 施 調し 事 計も計事 画の画業 にの 策 2 作い定 て に は 至 0 対そた 象の経 事結過内地 果 の計 反 画 い映段 て内階 は容環 境 影 評 価 な 実
- 兀 過 査た 書 を 成 L た 業 に 9 そ \mathcal{O} 修 正 \mathcal{O} 経
- 七六五 目 結 ご果と 境 に 及 響 容 及 び 程 度
- 至 つ環評調 た 境価査 検の項の 討 保 の全 状 \mathcal{O} 況 たに を め環 含 \mathcal{O} む措 置 一(当 該 影 措 置の を内 講 ず ること する 12
- 及 す 影 響 \mathcal{O} 評 価
- 九八 放 象 対 環 象 境 各 事 号 業事に に \mathcal{O} 業 掲 実 をぼ 施 実 る が 施 ŧ 環 L の境 ようと に \mathcal{O} 影 響 す を る 及 地 則ぼ域 で す 及 定おび \Diamond そ そ るれの 事の周 あ辺 る地 地 域 域 で 当 該
- 用 さ あ 第 る 四前 れ \mathcal{O} る +場 場 条 合 合 第 に に は域評お行項げ 価 う 及 11 て、 書 評 \mathcal{U} 案 価 第 等 書 同 三 条 案項ほ لح 第 等 のか 読 の規 4 項 作定規 替 及 成は え \mathcal{U} 及 る 第 び同 ŧ 三 提 条 の項 出 第 中に と 兀 す つ項項 調いの る 査 て 規 計 準 定 画用が 書す適
- が四 0 九 き 知係 は事地 \mathcal{O} 滞前決 条 定 な 第 及 び 事項評 \mathcal{O} 価 規 書 案 階 定 等 に 関 係 ょ \mathcal{O} 地 る 送 域 評 付 価 四案 + 等 五の

条 提

に出

わ技六 知八評な術十 け 針 ば及条 なび例 ら別第 な 表 兀 い第十 七 条 に 撂 げ る項 評の 価 規 書 定 案 に ょ \mathcal{O} 構 る 評 成 基 価 準 書 案 に 基 づ作 き成 行は

第

- +号 価 は様 書れ 式 案 に \mathcal{O} 添 提 付出 は 号出わ境 な影 受けれ響評 たば価 な書 5 案 な 等 V 提 出 别 記 第
- た 案 第 者 等 八 に 受 事 条 交 付 第 付 書 す 項る 別 価 ŧ \mathcal{O} 記 書 規 第 案 \mathcal{O} とす 三等して 定 は る 九提行環 様 を 価 式 書 案 等 当 と \mathcal{O} 該 き 提 評 は 出 部 価 数 書 環 に 案 境 等 影 0 を 響 提 評 7 出価 用 書
- る 書 案 等 期

第(許す に لح を第 事 る第 あ す +が時 八十価 期の む七 て 条 上 条 要 第一 で 対 欄 だに あ 象 12 条の 項 規 る 事 掲 例 提 L 同 لح げ 該 定 業 第出 認 対 す が る四時 同 る 法 \aleph 都 夶 表 +第二十 る場 の公下告 象 \mathcal{O} 市 八 計 事 条 欄 \mathcal{O} 合 画 業第 日 を に 実 \mathcal{O} 条 施 掲 \mathcal{O} 除定種項 \equiv す げ 第 き \otimes 類の 月 ら る る 規 項当れ لح 行 前 則 に 為 該 る \mathcal{O} に で を 日 お 時 す 場 定 る。 行 \mathcal{O} 1 期 合同め 7 又 11 に表る ず準 な は あの時 れ 用 つ下期 都 す て欄は か 市 早る 計はに い場画 掲 別 業日合法知げ表

係 含 結 区 7 進 X. ts. 果 市 に 市 町 用 7 照村 す 村 を 5 長 る 用 定 長 \mathcal{O} す る に 8 + 送 る 周 見 九第 付 知 並 と L 地 び ŧ な 域 に 条 に け 事 項 第 業 れ 追 \mathcal{O} ば 当 加 者 求 項 な言語 す \mathcal{O} 8 \mathcal{O} ベ 行 に 意 きも 価 応 見 0 た 書 じ 案 前 及 \mathcal{O} て 0 لح 条 提 び 認 第 写 出 第 L \Diamond さ 兀 ら項 を れ十 事 れ \mathcal{O} た 五. 業 る 調 周 条 地 段 杳 知に 階 域等地お 関をの域い

その 権 知 者 事 に 評 旨 は町、村 通 価 を 知の知書 事 L 案 業 前 なけ 等 段 項 の階 \mathcal{O} れ提 関 規 出 係 定 ば が に な 区 により あ 6 市 つた旨 な 町 事 11 村 長 業 1を当該 及段 び事関 業者には無地域 対 象 事 業 通を に 知 定 すめ っるととも、 る 認 可

審 議 会 諮

第 五 し規 書 定 な 案 \otimes 定 +たとき 等 け に 条 ょ 写 ば る L ならな は、事は、 評 を 価書 審 は問 第 議 \ \ \ 案 会 四前 審 に +条 査 送 八 第 「するとともに、筆、条第一項の規定. つい より 第 事 五十 業 提 段 審七出階 条 さ関 議 会 第れ係 た地 諮 項 評 域 問の価を

近 隣 県 町 \mathcal{O} 協 議

五 \mathcal{O} 項 場 + 項」 該 影 段 第 合 条市れ 階 八 環 に 号」 評 環 境 お 第十五名 境 V 配 価 影響 とあ て、 慮 لح 書 環 』 と る 読 評 境 同 条 4 価 \mathcal{O} 配 条の を替える あ は 慮 中規 とあ る \neg \neg 書 定 等」と 第は、 同 \mathcal{O} ŧ る 項第九号」と、 は -一条」と \mathcal{O} \mathcal{O} 「当該評 評 しあるの とする。 は 価 書案 対 象 価 は あに 事 書 るつ 業に 案 評 のい 対 は 価 7 と、 係 象 書 準 \neg る計 案 第 用 事 画 等 兀 す る。 同 に ٤ 条 八。 段係 階る第

五 節 評 価 書 案 に 関 す る 周 知 及 び 意 示 見

第

第 五 則公囲係 十 二 示 及 地 定 び域 段 \Diamond 評 を 条 階 当 るところ 価 定 関 書 \Diamond 知係 たと 評 案 事 地 価 は域 き 書 \mathcal{O} 及 ょ 案 提 は び 第 ŋ を、 兀 出 評 +縦 が 遅 価 滞 公あ 九 書 示 つた旨そ な条 案 < 供の 第 に 日から · つ 当 ٧١ 項 な して 該 \mathcal{O} け \mathcal{O} れ 起 他 規 \mathcal{O} 事 算 ば 規 業 定 公 なら L 則 段 に て三十 階 ょ で 及 定関 ŋ び \emptyset 係 事 縦 日 る 地 業 覧 間事域段 項の階 規を範関

> 書 案に 条つ 例い 7 五の

第 (評 項と 十 価 す 条 うる。 第 十公二元 条 \mathcal{O} 規 則 で 定 8 る 事 項 は 次 掲 げ

氏 対名事 及び主 象 事 たる名 0) 名 事 称 及 務 び 及 び 所 住 種の所 類所 在法 地 人 に あ 0 7 は 名 称 代 表 者

 \mathcal{O}

る

るあ配十提 五. のる 慮 出 + 七 はの 条 さ は 第れ لح 第 一た 五. 事 あ項評第催 十二 業 る 中価 +段の 条階は前 案 条 関 に \neg 条 \mathcal{O} لح 係 評 9 規 読 地 価 とい 定 書 あ み 域 7 は 替 案る準 ٤, えるも の用第 さ、「デオる。」 兀 同 + \mathcal{O} 条 八 とす 第 計 Ŧī. + \mathcal{O} 画 9 る。 -二場一項 項 段 中階 関 に \mathcal{O} とお規い定 前係 定 地 域 環 ょ あと境第

都 民 等 見

二にの 五 る 市 規 お +る 町 中 VI 定 兀 、て、 はの村 に 条の 段 は 長計 ょ 同 第 り 関 第 画 +価 事 段環 提 + 係 階 境 業 八出 八 区 条 市項 案段第関配 さ 条 第れ 中 階 十 係 慮 及 町 村 5 関 九 区 書 た び 条 市 項評 第 計 係 لح 中 画 区第町 価 + لح 段第市 一村 あ 書九 読 階 十町項長 る 第案 条 関六村中 十にの \mathcal{O} 4 とあ は六つ規 替 係 条 計 条」 1 え 区 定 \neg ٢, لح る評 ては る 市 画 あ の価 لح 町 段 準 る 階 村 は書 あ 用 第 の環 関 案 る す 兀 事 す は境 係 る + \mathcal{O} لح 区 とは 八 _ 配 業 あ 第 慮 市 条 書 町 階 る五 同 の第 村関条五場 の十 は二と長係第十合項

> 五四三 す内 条影容 響の 規の概 定評略

価 結 \mathcal{O} 概

時 例 境 第 五及業 十ぼの \mathcal{O} に よの ŋ 評論 価 書 案 要 を 縦 覧 供 す る 期 間

都 間 の民及 \mathcal{O} 必意場 見所 書 \mathcal{O} 項提 出 期 間 及 び 提 出 先

そ 他 要 な 事

評七六 書 12 9 て \mathcal{O}

六評価係十条六 第第場条十価書地五の十価 案 域 条 規 Ξ 第 条案 定 と、 لح 12 号 読 ょ み第中る + い 替 兀 + 縦 え 六 計 覧 条 る 条 か 縦 画 に ŧ 段 第 0 6 階 V と項関 て + す中係 準 六 る。 地用条 環域す ま َ ع 境 る で 配 \mathcal{O} あ 慮 規 る \mathcal{O} 定 の場 は لح は合 あ 一 に 事お る 例 \mathcal{O} 業 て、 は段 五. 階 + 関 第 評

に 0 11 て 説 会の 等 実 計 画 届

第

六評記例のる 四四合 例 四 書 十十に第条案 に号九お十 つ様条い七第 十い式第八て二二 て、 条 +二と項 第 七 条の 第 <u>_</u> 十項の と、多規定会 条 規 定 「別記」 中定 は に \neg 条 ょ 条 施 例況の第 例 る 例 六 第 届 第 号 十 出 五 لح す る 様 に +条つい 式 \equiv い条 لح لح 7 に あ あ準お る 用い る るのは っのは で準用 「別条 す

書 施 告 書

第 おニ _ 場 る六評 と 記 例 る 価あい項 第 第 条合 条 十 価 て 中 七 五 例 に例五 例六書 第条案 の準 号十第お十条案 条 様 には用 三五い七 式条 て、 + = 0 す 例 条 第 い別る 第 に 第 لح およい 第 7 条 五. 記 +あ 例 十 項 条の 条の 第 七 11 <u>ک</u> , 八のの説読 るて 兀 第 条 の準 規 規明み + 第 条 民 は用 条例 第 定 定会替 定の 七 意 号 条 項 す 一に は実 第項よ 様 第 別 見 る لح 書 式 記 条 中 る 条 状 + \mathcal{O} 項あ 第 例 報 七 第 記 と 兀 条告 第 報 る 第 条 ٤, 五. 載 読 の十 +例に 第 十三 は 七 事 4 第 0 三 一一号 替 + い 項 条 項 て条に 第 え別条様 六 とあ る記例 式 条 項 も第第 用お <u>「</u>と、 とあ ٢, 八五 す る ・号様式」 うる。 7 0) 同 る 潍 は のこ用 条 条 条 「 「 の こ 用 に 第 別 条 は の す

す

場

+

八

第 九

項

定

ょ

る 例

民

 \mathcal{O}

意

中のお

出 7

に

画いす

対

十

九

条 十

規

は

Ŧī.

兀

見 条

書に

提い

つ用

進

る評 案 る 成

価 に 見 価 前の 条作係 に成

係 五. る 定 見 8 れ 区 見 +るところ 解 5 市 書 五. 書 \mathcal{O} 町 及条案 ** ・ ・ を 作成し、 るにより、 きに対っ 村 び 長 前事係 業者 \mathcal{O} 条 意 見 おは解 を い 事次に す T 記 る L 準 提 掲 見 た 用 げ 解 書 す お L る を る 面 人にあついる事項を可を 第 7 \mathcal{O} 写 十 進 かし 九用 に 条す 記 \mathcal{O} 載 するため 送 第 る L 付 第) た 評 を 項 +受 の人 に、 け 事 条 価 書 た 業第 案に係る。

氏 名 事 業 -九条第一項がまたる事なるの氏名及び主たる事なるの氏名及び 務 住 所 在 法 出 人 つれば はなら 名な 称い 代 表 者 \mathcal{O}

対 象及事び 目所 的の 及所 び 内地容 容

地 第 兀 +項 \mathcal{O} 規 定 に より 知 事 が 定 \Diamond た 事 業 段 階 関 係

兀 お 段 い前域 階 7 条 準に 関 用お 係 す 区 1 る 市 7 第 準 町 村 十用 長 九 す \mathcal{O} 条る 意 第 第 見 -+の項八 の条 求 第 要 めー に項 応の Ü 意 て 見 提書 出及 さび れ前 た条 事に

六 五 前 前 各 号 号 に 掲 に 掲 げ げ る る 意 Ł 見 \mathcal{O} 書 \mathcal{O} 及 ほ び か、 意 見 に概 0 で 1 定 て \emptyset \mathcal{O} る 事 事 業 項者 \mathcal{O} 見 解

2 則 ら写 を で定 公 な 知 を事 \langle 示 事 8 は、 るところ 当 段 当 該 前 階 見 該 項 見 解 関 \mathcal{O} に 解 書 規 係 ょ \mathcal{O} 書 定 X り 提 に 市 を、 出 ょ 町 縦 村 覧 公 が る 示 長 に あ 見 及 供 \mathcal{O} 9 解 た旨 書規の則 するととも 日 び 審 カコ その 5 提 議 会に 起 出 他 算 が 規則 送 あ L て 二 十 付 0 でた 当 L な 該 لح 定 け 見 日 \Diamond き 解 るは 間 n ば書 なの規項遅

> لح あ る 0) は 妆 象 事 لح 読 み 替 えるも 0 とする。

 \mathcal{O}

に五 係節 見評 価 の案 成係 る 見 解 書 \mathcal{O} 作 成

書 る 解 書 等

第

六 評 成見 十 価 基 解 準 書 七 12 の条案 基 作 ーづき 成 条 は、 例 行 第 わ別 五 十 五 表 のれ九条作に 第 は掲げる一項の い評規。無常 価 定 書に 案 ょ に る 係 評 る見 価 書 案 解 に 書 の係 構 る

な 書評 V 提 価 出 書 案に 書 (別 係 記 る 見 第 解な書け 兀 十三号の提ります。 様 出 は、 式 に 環 添 境 付 影 響 L て 評 行 価 わ 書 案に な け れ係 ばる な見

0 第 11 て 八 準 条 用 第 する。 \equiv 項 \mathcal{O} 規 定 は 評 価 書 案 に 係 る 見 解 書 0 提 出 部 数

3

2

ら解

価 書 案 に 条係 見 解 十 書 五に 条つ 第い 7 項の の公 示

第 六 評 掲 げ +る 八 事 条 項 لح す 例る る 第 五. 規 則 で 定 8 る 事 項 は 次 に

氏 名 事 及び主 氏 た る 名 事 及 務 び 所 住 種の所 在法 人に 地 あ 0 7 は 名 称 代 表 者

 \mathcal{O}

対 象 事 業 \mathcal{O} 名 称 及 び 類 所

対 象 事 業 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 概

評 価 書案 に 0 11 て 提 出 略 さ れ た 主 な 意 見 及 び そ れ 0 11 T

五. \mathcal{O} 事 例 業 第 者 五. \mathcal{O} +見 五. 解 条 \mathcal{O} 概 要

を そ \mathcal{O} 覧 他 供 必 要 す る な 事 期 項間第 時 項 間の 及 規 て \mathcal{O} び定 縦 場に 所よ 覧 ŋ 評 価 書 案 係 る 書

評 価 係 る 見 解 に 0 1

民 条 意 見 事 聴 \mathcal{O} 開 催 等

項な都の十 五. 6 規 \mathcal{O} 民 +なの 意 定 条六の 11 見 意に 第 0 見 ょ 書 り項知を \mathcal{O} た を だ聴 提 提 \mathcal{O} 出 Ļ 規 < 出 は た かが さ 定 な \Diamond れ に 第 前 た 1 Ŧī. ょ 条 場 ŋ +評 都 第 合 提 兀 民 価 まは条 \mathcal{O} 書 出 項 案に に 意 さ \mathcal{O} この限 見 れ 縦 係 覧期 を た 聴 る 評 り 準 < 見 価 間 で 会 用 解 書 を する な を 書 案 経 1 開 \mathcal{O} 及 過 第催内びし 十し容前た 八なに 条 後 条けつ第 一ばて項四

2 町中聴 < 村 第 会に 三 十 計 画 と段 9 条 第 読 階 11 関 7 み替 準 項 係 える 用 X 市 す 5 る。 第五 ŧ 町 \mathcal{O} 村 17長」とあるのはユ項までの規定は とす る。 いは は て、 前 事 項 第二十二 業 段 階 関 条の 第 意 係 X 見 市項を

第 七 節 評 価 書 案 審 査 意 見 書 0 作 成

五評 価 案 審 意 書 成 等

案全れの の た 見 評 答申 審 +査 七書 意 地 価 を 条 十見か 書 受 案に 5 け知査 書 審 たと を 事 作査 0 は見 ٧V 成 き L て は 第の L な そ 五作 け の次 第 +に 四条 結 ば 果掲十の ならながに基づ げ八規 流定によ 条第 る事 基づく意見 項 を項 る 勘 \bigcirc 諮 を記 規問 案 ĺ 定 に して、 に 載 9 ょ L 1 た 環 り て 境 提 審 価の出議 書保さ会

兀 Ŧī. 条 及 び 第 五. 四れ お て 準 用 する 第 八 条 第

> 七評は段 て、 条 六 第二 +価 + 条 書 評 関 九 案 係 十項条 価 等 第 書 地 五の 二 に 十 つ に案 域条規第 了 と、 に 第 定 十 11 条 に 係 兀 から 号 7 る ょ 条 0 見 第 中 る カコ 第二十 十二六計 解 縦 6 書」 覧 条 画 匹 と 意 第 段 0 「 条 ま 見 読 階 を み項関 7 ま での 聴 替中係 準 で < え 地 用 \mathcal{O} るも 規 会 環 規 域 す る。 定 0 境 定 は、運 と \mathcal{O} 配 は 営 لح 慮あ しする。 書」 条例 等 る \mathcal{O} の場 例 とあ は 第 合 第 五. に Ŧī. る 事 お十 の業い五

4 慮 計 準 条 書 画 用 第 えるもの \mathcal{O} す 案」 る。 と 項 あ 0) こ の لح 規 る とす あ \mathcal{O} 定 は る 場 に る。 合に ょ \mathcal{O} 評 ŋ は 開 お 価 **\ 書 対 催 て、 され 案 象 及 事 第二十条 る都 び 業」と、 民 価 \mathcal{O} 第二 案 第 意 見を 一十二条 係 る見 聴 二号中 解 中号 書」と 環 対 0 い十 境 配象て 六

項 \mathcal{O} 意 十 見 五書

- 四 三 項 事録前第 \mathcal{O} 第 求 四 五. 十め 第 五に 価項都項条応 に第 及 お て び い項提 第 \mathcal{O} て 出 Ŧī. 準 規 さ + 用定れ四 す に た 条 る よ事に 第 り 業 お 提 段い 十出 7 階 条 さ関 準 第 れ係用 す た区 項 見市る の解町第 規書村十 定 長 九 に の条 ょ 意 第 1) 見
- 2 の階 き 関 は 知記 す 係 る 区 当 はさ条 市 該 町 評 前た 村 長 書 の民 規 に 案 送 審 定 に 付 査 ょ す 意 る 見 り ととも 書評 を価 事 書 案審 業者 に に、 そ 査 0) 意 . 見 の 書 内 容 写を を し作 公 を成 す 事し る 業た も段と

れ

 \mathcal{O}

意

見

を

聴

<

会

0

意

見

八 価 書 \mathcal{O} 作 成

価 第 作 成節

第

二一知い次く用業に十成見 五評 う。 E 事 す 段 会 お四 L 書 + \mathcal{O} る の八書 に 撂 階 い条た \smile てに評送 げ 意 第 関 条の 提 見 及 る 係準お価付 Ü K 十区用 事 書 を L 11 事 受業者 市町の な そ 項 基 7 案 条 け を 準に \mathcal{O} づ 第 れ 概 き \equiv 村 第用 記 9 たは 要 載 検 項 長 + す なら \mathcal{O} て、 討 る L \mathcal{O} 九 き前 以下 た を 規 意 条 は 第 条 第 な 環 加 定 見 + 当 第 及 境 え に 八 該第 評 影 よび項 条 評 四 項 価 響 規 割 第五 第 ŋ $\hat{\mathcal{O}}$ 価 + 0 記 求 書 八規 等 で 十め項 条 定 価 録 案 さ六に 定 書 \mathcal{O} 審 第に 条第二 と めれ **(**以 意 査 ___ ょ るところれた都民ので、第二項にいって提出が 項 る 11 見 意 う。 書、 下 見の評 書規価 評 第並定書 を価 に意お さ 五びに案 書 作 +よ見 いれ 12 よ審 成 りをてた四第り査 、聴準事条五作意

- 兀 十出 八 条 第 の各 う号 ちに 掲い 当げ 該る 評 事 価 項
- 0 い前第 て 号 は に 掲 そ げ \mathcal{O} る 事 経 項項ば 過 書 案 を 修 正 L た t \mathcal{O} に
- 五. 記 に 前 ょ 第 第 五. n 五. 第 記 + +た 六 五 知項 条 条 さ 第 \mathcal{O} 第 れ 規 \mathcal{O} た 都項項 定 意 民に第 見 に お \equiv よの Ŋ 意い号 作見 てか 成 を 準 b されく 用 第 する 五. 会 た 号 評 \mathcal{O} 第 ま 意 で 価 見 十に 書 案 \mathcal{O} 条 撂 審 概 第 げ 査 要 三 る 意 項事 見 の項 書 規

に

定

六 条成節 価 \mathcal{O} 作

作

に書七評 第様評基の十価 づ作一書 き成条の 行は、 項付提な技例等 け 術 第 指五 ば 針 十 及 八 らび条 な別第 い表 第 項 又 +には 掲 第 げ る項 評の 価 規 書 定 のに 構 ょ 成る 基 評

準 価

第

- 式 価 書 に 等 添 のわ のし出 7 はれ はわ環な な境 評け影 響 ば評 な価 5 書 な等 出い提 出 别 記 第 兀 + 兀
- る。 八 条 第三 規 定 行 価れ 書 \mathcal{O} 提 部 数 に 0 11 7 準 用 す

3

一作で録十め項配成定場定成定る二にの慮しに合に 成 定 前 めれ条応 意 書 た ょ に よ項前 る た 第 じ 見 審 特 るはりの各 十十業事に検の項の結計事び者知と都二十十二の業及討保目結果画業主の事こ民に出 条条実をぼの全ご果ののた氏にろのに出第 書査 例 書 評 規 号 意環面第価定 見境 を 名提に意おさ 書配知十のかげ 称事及出よ見いれ十 慮事五提かる て り を た 五第 書 に条出わも L 聴 準 計 条 \equiv に提にからの つ的の所け次く用 画に十つ らず 出お へれに会す 段お五い しい事 ほ む経び在法ば掲のる 階い条 てた て業事か 過内地人なら見に関係 て 12 後 準 段 準 お 用階者規 あな事に十区用い す環る境 環は則 . T 十三 つい項基条市 す で をづ第町る 準 +第 影 記 き三 第 条 村 用 九 三 8 載検項 長 +す 第 条十評十 る し討のの九 る の四価三 たを規意条第 項 規条の条項 評加定見第十の定第手第 えに及一八特に一続四 価 よび項条例 書 よ項を項 等規り第の第環りの行の を則記三求一境作規う規

氏 業象及業 反策名る 務 \mathcal{U} 目所住な 及所 7 は、 名 称 代 表 者

 \mathcal{O}

施

映 定

内に

容 至

含た

計

画

段

階

環

境

影

評

価

な

実

を

六 五 四 至 象対環つ環評調し事対名事し た境価査た ぼの全ごす状のと 況たに をめ環 の含の境 評む措に 置 及 (ぼ 当す 該 影 措 響 置の を内 講 容 ず 及 る び 程 す うる

響 価

八七 夶 審 ょ n 象 境 前対査 事 号 事 見 に業書 さ条条実をぼの全 に条れ第 第 施 実 げ係記第 た が施影 _ 載 一都項項環 し ようと さ項民に 第 境 の境れのの お に 三 た 規意い号影 ほ 響 知 定 見 てか響す か評事に を準 らをる 価のよ聴 用第及地 す五 ぼ域 る 号す及 規の意 り < 則項見作会 成の第 まおび そそ さ 意 で 十に れ見 れの たの 条掲の周 特概第げ あ辺 例 要 三るる地 環 項事地域 境 の項域 で 当 配 規 慮 定 該

掲

る

 \mathcal{O} 影

で目

定及

めび

る調

事 査

項 等

 \mathcal{O}

手

に

る

環

3 五評画 業 の縦段第 係条 地第 域一 と項 みの な規 定 ょ ŋ 定 た

公

第 らて則をと 十一で送きれた書階関で上上では、条に関する。 くはのはおい で 公 当前示事 示 定 当該条 Ļ \Diamond 該 対 る 当該評価書 象規覧階 該価事定等関十 業に を、出 縦 出許価 覧公が認書に示あ可等 供のつ権の し日た者提なか旨に出 けらそそが れ起ののあ ば算他写つ なし規した

域はのびよ 写 第 り 知な お同し五提事い け条を 十出は 第三 る さ 近 付条れ前 市規近 い価規 町 定 隣 て 書 定 県 準 に 等に 村 長)による公による公による公 を、を、を 送 業 長第 をし、 付段 五事 し階前 業た 条第 な関 条 け係 の段と 規階き れ地 なされるのがある。 れあ価村規 たつ書長定地て案及に

五公

一掲七評 げ十価 九 条 第 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 8 る 事 は、 次 に

氏 名事る 及業事条に び者のと た氏す例て る名る第の 称事及 及務び 一の概び所住 項評略種の所 類所へ 在法 地に あ 0 て は 名 者 \mathcal{O}

対 象 業 \mathcal{O} 名

対 象 内 容 \mathcal{O}

五四 条 環 例 境 つ他時第に事事 間五及半業の の価 規の 定結 に論 よの り概 評 要 価 書 を す

る

期

そ間 必間

٧١

は段て条七評六「階、第十価 第十価一三書 評 関 価係十項条にの 書地五規 域条規 第 読 4 替 える も条画に十 第 段 \mathcal{O} つ六 とす項関 一階い条 てま る中係準での 地用の 域」 環 規 す る。だは 境 <u>ک</u> ٠. 配 慮あこ 書 るの条 の場例 は合第 一に五 あ る 事お十 の業い九

権

事 認 業 可 十 の権 条 可 条業い実者 て 十 施 に知者 12 送事へ 分 つ付はの 配 11 す 慮 て る前請 す \mathcal{O} と条 うるようで お認可な 許き第 項 要等 当の 請 を該 規 明しなけ、 終許認可な により れ際 権 り ば L 者 評 なら当る書 し、等の な該 い評 \mathcal{O} 価当写 書該 l の対を 内象許

象に 事つ 0 施 \mathcal{O} 限

六 対 容 で + は一 当 該 事 実 対業者 事は制 業 を第 実 五 施十 し九 て条 は第 な一 ら項 なの い規 定 に ょ る 公 示 \mathcal{O} 日

出九 対 象 事 業 \mathcal{O} 変 更

六 変 十更の 提 出 し条届第 て か事等節 業者 (第二 十 第 五四 条十 及 条 び第 第一 四項 + の 条 規 第定 四に 項よ のり 規調 定查 の計 適画 用書

に七 第て 六の更

第

四七対 十十象 条四事 第条業第 項条つ節 第例い 믉 7に掲げ、十二条の届出 る第届等事一出 項項等 又の は規 同定 項に 第よ る 号 届 の出 対は、 事 条 業例 の第

で 事 に合い 事 に場案 し 定 業 < 完 ょ 該 に 当 お た 8 \mathcal{O} は 了 1) を いだ る 実 第 の書 あ提 たし、対象大変を中止、対象工号に掲げ る 届 つ出場 面 لح 出 を 7 き 中にが提は 当 7 は該 な出第 かあ 変 事 ょ げ さ L L 三 9 ょり、若 し ۲ 更 る 業 \mathcal{T} 7 れ が \mathcal{O} \mathcal{O} 事 る カゴ 五第 は しく 目そ 限 軽 項 ま 6 を ŋ 微的 \mathcal{O} で に + 兀 で な 又 旨は 変 の第 お \equiv な 変 はを廃 更 間 六 八 更そ V 内知止 し に十 第 条 7 しよ ようと 八 容 事 兀 潍 ののに 条 第 用項 うと 変 届 兀 第 他 すの項 更 け す る \mathcal{O} + 規の す 規 を 出 る 項 第 条 定 ると なけ と 則 L 第 二の十適 \mathcal{O} 定 よけとき き、 で 規 に 項 定 定四用 ょ め لح ばは 又 第に 条 り る す な は よの受 Ś 変るら規対号る規け価更場な則象若工定た書 変 号

知 事 お項出はす 内 前 容を 項 \mathcal{O} 規 公 表 定 L に な ょ る け れ届 ば出 uならな があつ、 のいた لح き は 遅 滞 な

3 0 いのの て て規 定 行 は 規 わ れ 定 ょ に 更 る ょ 前 届 る \mathcal{O} 手 事 \mathcal{O} 4 続 業 う は 者 5 s す。 E 事 . 係 · 業 者 変 る対 更 後 象事 変 0) 事 更 業 業の 者 に届 に つ出 係 いが る てあ 対行つ 象わた

> 号 兀 り る L 名 行 لح 様 ょ + き 式 う わ Ŧī. な に 号 変 \mathcal{O} する け あ 更 様 ĺ つて れ 式 に ば ょ に よき う な は り、 5 中 ょ な 止 あ ŋ す る V (廃 対 0 象 て 同 事 は 号 き 止 業 事のに を業対あ 届 中内 象つ 別 止 容 事 7 記 L 等 業は 変 第 \mathcal{O} 氏 四又更 目 名 十は届的 六 廃 又 変 号 止別は 更 様 L 記 内届 おうと、 式 別 に 記 よす 五更第

各 号 条 例 第 ず 六 十二条 ŧ 該 第 当 面す項 る た もだ 処のし と 書 す \mathcal{O} 規 る 則 で 定 8 る 変 更 は 次 \mathcal{O}

な 前 す 1 対 元 \mathcal{O} 変 お未が 象 施の 11 変 事 更 そ 満 減 事 設い · 業 後 の れ が 更 少 業の で あ す 長れ \mathcal{O} さに、も 対あ る 階 る 基 関 象 る 変 変 本 関係区市町13 ると認める、 を認める、 更 的敷 又な地 は当 諸 元 積 たし、 る事 村 ベ 該の き 長 基 変 業特環本 理 以 更 外段別境的 以能 の階 な外 \mathcal{O} に 力 関 区 事 相 諸 のそ 係 情 当 変の 市 元 がな 更 区 \mathcal{O} 町 他 市あ 村 程增 \mathcal{O} 長町 る 度 加 数 当 が 村 変 のが該値 · 含 ま 長 更 影 +基 で に、 パ を 響 本 表 Ì 除を 的 さ れ く及せなれる。ビン諸ス て い更 ぼン諸る

工 一期を 変 更 し V 変

ず 12 ŧ 掲 変 げ 更 る す 時 る 期な 必 \mathcal{O} 要 区 が 分 更 な に 応 V じ、 変 れ ぞ n 次 に 定 8 る 事 項 を

条 例 条れ 調 第 査 例 計 兀 第 十 四 画 八十 書 に 条 条 記 第 第 載 項項 L た のの 環 規 規 境 定 定 影 に に ょ ょ る る 調 価 評 価 査 項 書 計 案 画 Ħ 等 書 のの 提 提 出出 まか でら

ぼ ら 条 条 す 例 影 価 例 響 書 第 第 の案 五四 予 に + +記 測 八 八 載 条 条 及 び L 第 第 評 た 項価環 項項 境 \mathcal{O} \mathcal{O} 内影 規規 容 響 定 定 評に に ょ よ評 価 る る \mathcal{O} 評 項評 目 価 価 書 並 書 び 等 案 等 に \mathcal{O} 環提の 境出提 にま出 及でか

 \Box

ょ 規 ょ 7 る る 定 例 よ条 第 価 価 価 例 る \equiv \mathcal{O} +項 等 書 第 等 三 目 \mathcal{O} 面 条 o +提 出 五. 第 てド 出条 兀 に ま 出 で 又かに 環 らおの 境 は に 条 条 い規 及 例 例 例 て 定 第 準 ぼ 環 第 \mathcal{O} 用適 す境 五四 + +用 影 配 す 八 八 る 慮 を 条 条 書 条 受 \mathcal{O} に 予 第 第 例 け 測 記 第 る 載項項 場 及 十合 \mathcal{O} \mathcal{O} び L 規 規 評 た 四に 環 定 価 定 条あ の境ににのつ

ょ る 手 続 \mathcal{O} 実 施

十三 業れ 夶 者が象 にあ 事 条 対 る 業 لح 知 認 事 既 \otimes いは て、 に る لح 完 前 了 き 当 条 は 該 第 L て 変 審 11 更項再 る 議がの 手会環規定 意にに \mathcal{O} 見 著 全 ょ を 部 L る 又 聴 V 変 はい影 更 た 響 \mathcal{O} 上を届 部 で、 及 出 を ぼが 度当すあ 実該おつ

关 +L 情 す るよ う た 兀 変 が 日 更 す う あ カコ に 比 ょ 求 る る 5 知 較 場 五. 事 る 8 合 年 は手 る b \otimes て に を 続 る お 経 事の \mathcal{O} 業 لح L 11 過 再 き < 者 実 す て L た る 異 は が 施 な関 後 第 当 つ係 当 五. 該 て 地 該 + V 域対 九 業 る \mathcal{O} 象 条 こと 者 状 事 第 況 業 が に 対 項 ょ 当 係の 該 る 縦 既 環 縦 工 覧 事 期 境 覧 完の 期 に間 了保間着が し全満手満

> さ六て ものに 変項れ事評 五の規 条 準 の提 係 更 のた 後 価 + 規定 第 用 出 に う 事 調 書 八 定 に 業 る 4 つち 後 条 に ょ 者 す を 見 査 響 るな b 解い法調 第 ょ 項 計 りが \mathcal{O} 条 す。 って、 知 法 又 書 て 人 査 画 例 り 予 は 記の 例 報 書 第 項 知 事 0 人 測 評 代 告 六 若 事 条 第 載 又 に で 及 例 第 さ 書 は十 に 提 あ $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 例 当 価 表 L 書れる に、 Š ŧ 五 出 + 第 該 条 提 る 七 四事 例 場 同 六 て \mathcal{O} 条 は 出 さ 価 条 十項事い氏条第第 第 さ 合の境 +れ ると 例 たに内影 八 七に 後 名 六 第 れ 条 又第十項項た 評 条 係 調 お容 項 若 きは四七の 第 第 る 査 \mathcal{O} 評 価い 十条規規価 て、 前 計 は主 項 た 項項 画 条 \mathcal{O} 定 定 案 る \mathcal{O} < 0) 書 当 第 規 に に 案 規 変 又 該 事 定 ょ ょ 12 は 条 例 は 務項に 例 第 例 更 評 ŋ ŋ 係 定 第 第 五 第 届 事 価 所 ょ 知 知 る 第 兀 0 事 事 見 項 五の 後 書 \mathcal{O} 五十 号知に事提 ŋ +提 調 案 所 に 十八 知 査 在 提 出 五条 例 条 掲 報 地 出 条 第 が 出 第に あ 告 にげ 提 さ さ 価 六おつ書 書 係 る出れれ 例 一項 出十いたの案る事さたた第項の

価 例 条

記十五

八 載

項

評 定 規

価に定

工 る

事

了

完 価

届の

出提

でか

5

及ま出

 \mathcal{O}

項 る ょ

目

並

び

に

環 \mathcal{O} 等

境

に

ぼ

す

の項

規の

よに

評

書 第 例

L 条 八 内

7 る 手 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 を 再 度 実施するよう 求 \otimes る

兀 事 後 査 手 続

後 計 画 書 \mathcal{O} 出 等

六 5 次 る 、条の規・ ため +な 記 め載のさ 五. V 条 查 計れ 定 た予測 事業者 に 画 による 書 议 着 は提 及 下 び 工 \mathcal{O} 評 第 五 価 届 事 出後 の 十 ととも 調 項 八 査 目 条 計に 0 画書」と 規 に 書」とい 知 定 事 12 に ょ 提 事 り . う。 後 提 出 L 調 出 。 を な 査 L け をた れば成成 評 価 な しす

- 2 きは、 るととも 知 事 は、 遅 に、 滞 なく、 前 その 項 \mathcal{O} その 内容 規 定 を公表 写に L ょ を る L 事 事 らなけ 業 後 段 調 じれば関 査 計 なら 係画 区 書 市 \mathcal{O} て査い町提 村出 長が に あ 送っ 付た すと
- 3 基 節 一づき、 井 事 [その 後 調 作 他 査 成するも 0 計 事項書 項 に は 0 \mathcal{O} と 11 知 、 て 審 する。 事 が 議 あ 会の 意見 を 事 聴 後 い調な 定の め項 る 目 基 準 方 に法

着 工 出 等)

第六 一け規 'n 則 十 六の条届 で なら 定 ためるところに来 事業者は、 ない。 に 対象事 事 次業 にに に揺げる事でに係る工事に 項に を着 知 手 事す ると に 届 き け 出は、 な

- 氏 事ば 名 及 業 及び主たる事業者の氏名品 主たる立 事 及 び 務 所 住 \mathcal{O} 所 所 在 法 人にあ 地 0 て は、 名 称 代 表 者 \mathcal{O}
- 象 事 業 \mathcal{O} 名
- \mathcal{O} 予 定 年 月 日
- 五四三 工工対 事 事 完着了手 0) 予 定 年 月 日

事 前 各 号 に 掲げ る ŧ \mathcal{O} よのほ 規則 で 定 8 る 事 項

関 該 知 届 係 は、 区 出 市 \mathcal{O} 町 内 前 容 村 項 長 を \mathcal{O} に 規 公 定 通 示 に 知 す 知しなければ るとともによる届出! 届か 」 が あ ばに な ら 届 つたとき な出 いが あ は、 0 た 旨 遅 を 滞 事 な 業

成 等

+七調 六 条 查 十 事 業者 は作 項 \mathcal{O} 対 象 規 定事 に業 よに 係る工 り 提 出 事に L た 着手 事 後 調 L 査た 計 後 画に 書お にい

> 兀 後 調 杳 \mathcal{O} 丰

調 査 計 画 書 \mathcal{O} 作 成 等

第

づの七事 き作十後 九行成 Ŧī. わ は 条 ない別 条 項れ表 例 第 ば 第 ならない 十六 + 五. い掲げ 条 げ 第 る 事 項 後 \mathcal{O} 調 規 査 定 に 計 ょ 画 書 る の事 構 後 成 調 基 查 準 計 に 画 基 書

第 条第 \mathcal{O} 規 定 は 事 後 調 査 計 画 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 に 0 1 て

潍

用

す

á。

出

第 七着 別 十工 記六の 第条届 四十 . 十条 七例 号 第 様 六 式 十六条 に ょ 第 ŋ 行項 わ \mathcal{O} な規 け 定 れ 12 ょ ば なる届 ない。出は、 工 届

査 報 告 書

第 の七事 作十後 成七調 条 別 条 表 例 第 第の 六 作 掲 条 第 げ る事項 後の 調規 査 定 報に 告 ょ 書 る の事 構 後 成 調 查 準 報 に告 基書

ろ 下 ょ り 後 調 事 查 查 提 出 L なけ . う。 れ 結 ば 果を記 いならない。 載 した Ĺ 事 則 調査 で 定 めるとこ 告 書(以

- 2 きは、 L を事 知 事 は、 業 そ 段 \mathcal{O} 階 内 前 関 容 項 係 を \mathcal{O} 区 公 規 表 市 定 町 するととも による 村 長 に 事 送 後 に、 調査報 付しなけ 当 該 告 れ 書 事 ば 後 \mathcal{O} なら 調 提 査 出 な 報が 告あ 書 0 のた 写 لح
- 3 とを求い た上、 5 境に は < 及 当 場 な ぼ 該 合に 知事 規 条 事 例 制 す 著 は、 に \Diamond 業 当 そ お L お 介者に対い \mathcal{O} そ るととも 71 該 V 基 当づく て、 第一 影 事 他れ 響を の措 後調 があると 規 必 項 Ĺ に、 制 置 及 査 要 \mathcal{O} [をとる] ぼ 報 が 規 そ 環 認 当 境 す 告 あ 定 \mathcal{O} ッ お そ たによる ると認 書 0) \Diamond 該 他 る 保 権 対 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 全れ 内 措 限 象 置 を 為について法 事 に が 容 \otimes 事 業に係 を審査 有する者 をとる ついて必要 あると認 るときは 後 調 査 よう る環 し、 報 12 告 \emptyset 審 合又は 境に著 な措 要 対 るとき 当 議 書 請 Ļ 該 会 \mathcal{O} L 置 対 \mathcal{O} 提 条例 は、 意見 な 当 し 象 を 出 け 該 11 講 事 が ずるこ 直ちに、あつた

 $\widehat{\pm}$ 事 完了 0 届 出 等

第六 滞 + なく、 八条 その旨を 事 業者 は 知 事 対 , に 届 象 事 け 業 出 12 係る工 なならない。 V) L たと き は

2 潍 用 六十六条 する。 第 項 \mathcal{O} 規 定 は 前 ll項の規定に コなければな による届 出 に 0 7

第 五. 章 審 議 会

六 組 知 を 調 事 織 + 査の九 審諮条 議問 さたこの る じ 条 た環 例 境 \otimes に 影 ょ 響評 ŋ 知 事 そ \mathcal{O} 価 \mathcal{O} 及び 附 権 限 属 機関 事後 に属 とし 調 さ 査 せ て、 に 5 関 れ 審 す た る 事 議 会 重 項 を 要 並 事 置 てド 項に

第 七 +条 議 会 は、 委 員 兀 + 人以 内 をも 0 7 組 織 す る。

3 2 臨 員 時 別 及 委 \mathcal{O} 員 事 審 び を置 臨 項 を 時 委 < 調 ر ح 員 査 は 審 が 議 できる ž 学 識 せ るた 経 験を有 8 必 す 要 んる者 が あ るとき 0 うち カコ は ら、 審 知 議 事 会

- き わ なけ 告れ ば のな 6 出な はい。
- 2 け 後 調 事 ば 査 後 ならな 報告書 調 査 報 い提出 出 書 書 提 (別 記 第 四事 + 後 八 調 号 査 様 \mathcal{O} 式 実 施 後、 に 添 付 やか して行 に、 わ な事
- 準 用 第れ す 九 条第 Ź。 項 \mathcal{O} 規 定 は、 事 後 調 査 報 告 書 \mathcal{O} 提 出 部 数に 0 V) て

3

事 完 了 0 出

第 第(七工 了 届十 八条 別 記第四 条 届 例 + 第 -九号様4 式 条 第 に よりの 行 規 わ 定 な ょ け る れ ば届 はならない。出は、工事 事 完

専 が 菛 委 |嘱する。

第七 議 十一条 会に 専 門 員 専 を置 門 \mathcal{O} 事 くことができる。 項 を調査させるため必 要があるときは、

審

2 委員等の 専門員 任期) は、 学識 経験を有する者のうち カゝ 6 知 事 が 委 嘱する。

第七十二条 残 任期間とする。 委員のな がは、特別にだし、 特別の事項し、再任をさい、 |を妨げない。 補 欠委員 0) 任 期 は 前 任 者 \mathcal{O}

2 ま でとする。 臨時委員の任期 関する調 査審 議 が 終 了する

3 する。 専門 員 の任期は、 専 門の 事 項 に 関 する調 査 が 終 了 するまでと

会長の選 任等)

第七十三条 審議会を代表し、今番議会に会長を置く ₹ •

2 会長は、

会務を総理する。

その職務を代理する。会長に事故があるときは、 あら かじめ会長の指 名する委員 が

招 集)

4 3

第七十四 条 審議会は、 知 事 が 招 集する。

事 *業者等 \mathcal{O} 出席等)

第七十四条の二 め、説明を聴き、又は事を行うため必要があると 8 ることができる。 説明 がを聴き、 審議会は、 るときは、 業者その 第六十 事業者その他関係 他関係 九条の規 者 から 定によ 資料 る 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 調 提 出 查 出 席審 を を 求 求 を

項 0) 委任)

第 7七十五年(運営事 要 な 条 事 項 この章に規定 は、 規 則 で 定 でするも \Diamond る。 \mathcal{O} 0 ほ か、 審 議 会 \mathcal{O} 運 営に 関

六 章 \mathcal{O} 対 象 事 業 12 係る手続 等

慮 書 等 係る。 知配 事 慮 書 \mathcal{O} 等 意 見 に 書 係 \mathcal{O} る知事の意見 作 上成等) 書 \mathcal{O} 作 成

配

第 五. 章 法 0) 対 象事 業に 係る手

下こ 七 す に 項 成 七 る 查 0 九 し、 V ŧ, \mathcal{O} 規 年 五. て、 項 条 \mathcal{O} 定 法 その とする 0 に す 律 \mathcal{O} 規定 審 る お 第 結 議 配 八 果 会 に て 慮 十知 に \mathcal{O} より意見 書 事 意見 基づ 号。 配 を は 慮 11 う。 < を聴 書 以 事 意 を 等 下 業 見 11 求 以 者 元を記載 た上で、 法 められたときは、 という。) 下 カュ 同 5 ľ と 配 L **(**) 慮 . う。 た知 環 書 につい 境 \mathcal{O} 案又は 事 \mathcal{O} 境 保 第三 \mathcal{O} 影 当 意 全 て 見 の該 法 配 書を作 第三 見配 慮 価 地 慮 書 法 条 か書条の以 第 成

2 者 知 事 送 は、 付 するととも 前 項 \mathcal{O} 意 に、 見 書 そ を 0) 作 内 成 容を公表するも L たときは、 当 \mathcal{O} 該 とす 意 見 る。 書を 事 業

節 の 二 第二 種 事 業 に 係 る判 定 手

届

出

書

面

0)

第 七 す 続 定 定 に 任 る。 \emptyset 係 が す \mathcal{O} +る区書 大臣 六条 行 る わ期 . 等) れ間域 面 を管 知事は る必指 \mathcal{O} と 写 事 要 定 轄 し いは . う。 する が L 0) 送 て 法 あ 法の る 区 付 第 市 を か四 カュ 規 受け どう 6 町 条 定 村 第 か による環境 長 たときは、 法 たっい に送付い 第四条 項 各 号 第二 て するとと に その 0) 影 定 意響見 響 項 8 孚 E る 者 を 価 ŧ L 規 求 を **(以** そ 定 め \mathcal{O} 同 す Ś ŧ 他 規項 下 の則に届「手で規出主 \mathcal{O} لح

第二 種 事 業 \mathcal{O} 判 定 に 係 る 知 事 \mathcal{O} 意 見 書 \mathcal{O} 町 作 成 等)

第 七 村作のれ たと 成 他 長 十 し、 に 七 \mathcal{O} 手 そ き 条 ۲ は、 \mathcal{O} 続 れ 知 写 が を 行 L 事 を 主わ れ は 送 任 れ を 勘 付 る \mathcal{O} 前 大臣 条に L 必 案 なけ 要 L 等 が 規 て があるかどうかに、法の規定によ ればならな 12 定 送付するととも す , る 区 市 よる環 に 村 長 0 に、 71 \mathcal{O} て 境 意 影 当 \mathcal{O} 見 意見 響 該 が 区 評 述 市書 価 町を そ

公 表 知 す 事 は、 る ŧ \mathcal{O} 前 لح 項 す \mathcal{O} る 知 事 \mathcal{O} 意 見書を作成 したとき は、 そ \mathcal{O} 内 容 を

第二 種 事 業 係 る 判 定 結 果 \mathcal{O} 送 付

町 村 長 そ 及 \mathcal{O} 知 び 写 事 L 審 は を 議 法 法 第 第 兀 兀 送 付 条 条 米第二項に規究米第三項の規究 するも 0) とする。 定する 定 に ょ る 区 域 通 を 知 管 を 轄 す け

るた

市 村 長に 対 L て意見 を る 期 間

七区 す + 九町 条 条 例 第 七 + 六条 の求 規 則 で 定 め る 期 間 は 五. 日 間

ح

第

法 書 係 る 知 事 0) 意見 書 \mathcal{O} 作 成

 \mathcal{O} 知諮

第 もに、 問 法 書 L +な、のけ方送 の九会 条 ればな 法書に 付 当を受け、知事は、 事 問 5 たと な る V) 知 法 事 き 第 のは六 意 条 そ第の一 見 書 写して 作 成に を規 審 定 つ 議に 会 1 より て、 にり事 付 業 審 議 す っるとと 会に

方 法 書に 村 長 意 見

第 八 期町作 + 間 村 成 を長に 条 に 当 知事は、これの 対して、 定して環 知 法 境 法 法 町 第 0 第 六 第 条 + +保 条 第 条の 全 見地からの音 「現の規定」 第二 0) 第 す定に 意見 に により、 よる 地 を求 域 を 知 規管事 \otimes る 則轄 \mathcal{O} ŧ で す 意 定る \mathcal{O} 見 とす め区書る市の

送 域 を 知 付 しなけ 管 事 は、 轄 す れば、 る前区項 な 市の 5 町 求 な 村 \Diamond 長 1 に \mathcal{O} 応 意 じ て、 見 が 法第六条は たとき、 は に 規 定 審 する 議 会に 地

意 見 \mathcal{O} 概 要

第八 第八十一条(方法書にく \mathcal{O} 写しを 不知事は、 審 番議会に 送 付 法 L 第 なけ 九 条 のの 書写 はならない。 書類の送付を受けた た لح き は、 そ

(方法: 係る知る \mathcal{O} 意 見 書 作れば 等)

第八 れ 十二条 を た 地 \mathcal{O} から法 答 申 書に 審査 を 官についた。 知事 は事の その て、 と きは、 なら 第七十 結 次に 果に な V) 掲 法九の 掲げる事項を勘案₋伝第六条第一項の# 第六の . 基 づ く意見を記載 規定によ 記載したい る 規定問 に に 知境 ょ 0 事 \mathcal{O} り 1 の保 7 送 意全付 審 見のさ議

、八十条等とよりきる第九条によりき 第法作 送 \mathcal{O} 求付さ いに応じて提出ないた方法書によ 「さっ れい たての 市 意 町 見 村の 長 概 の要 意

2 送 前 見 付 項 す \mathcal{O} す るとと る区 事 ŧ 市 意 町に対、 見 村 書 その を 長 に 作 写 成 送 サしを法第六条第一項 成したときは、当該会 付 その 内 容を 公 項 意 に 表 見 す規 書 る 定 を もある業 と地者

> 例 十条第 項 0 規 則 で定め る 期 間 は 兀 + ·五日間 とす

る。

2

環 境 影 評 知価 は項 目 等 \mathcal{O} 選 定 に 係 る 報

第 そ評 八 十三 価 \mathcal{O} 項 条 に 目 0 及 い び 事 T 調 書 查 等 面 事 に \mathcal{O} 業 ょ 手 者 ŋ 法が 報 を 法 発告を求る 第十一条の たときは、 めることが 規 定 に で 事 ょ き 業 ŋ る。 者 環 に境 対 影 し響

2 知の 事内 す は容に 前 項 \mathcal{O} 報 告 が あ 0 たときは その 内容を 公表するも

節 準 備 書 に 係 る 知 事 0) 意 見 書 0) 作 成

議 会 \mathcal{O} 諮 問

第 議 及 八 0 会に送 びこれ 十 11 て、 兀 条 付 を 審議会に けるとともに 要 知 約 事 し は 諮 た 書 問 法 しない 類 第 0) + け 準 送 Ŧī. れ 備 付 条 書に係 ば を \mathcal{O} ならな 受け 規 定 る た に とき V) 知 ょ 事 ŋ は、 事 \mathcal{O} 業 意 そ者 見 のか 書 写ら \mathcal{O} 作成に審 潍 備

ば書 \mathcal{O} なら 面 意 知 事 \mathcal{O} 見 な送のは、 V) 付を受け 概 既要及び 法第十 当 た 九 とき 条 該 意見に 0 は、 規 定 そ 0 に より 0 V 写し ての事 事 業者 を 審 業 者 議 か 会 6 \mathcal{O} 見 準 に 送 解 備 付 を書 記に な 載つ けした V 7

潍 備 書に 係る区市 \mathcal{O} 意 見

第

八 同に と に の第 読 規 は +条 9 十 第一 五条 定 五条に規定する関係地 11 み 替 す 法 て 項中「法 は、 えるも る地域」とあるの 第二十条第二項」 法第二十条第一分を 第八十 0 第六条第一項に規定する地域」と とする。 -条の規 ٢, **焼定を準用する。こ項の規定による知** は 域」と、「法第十条第二 法 同 準用する。この 第十五条に規 条第二項中「法 知 事 場 定 \mathcal{O} 第 す あ 合 意 六条第 項」 る る に 見 関 0) お書 とあ は 係 いの て、作 地 域 項る 法 成

都 民 意 見 < 숲 0 開 催 等

第

八 を な 五. +け 聴 条 六の < 条 はれ \mathcal{O} た ば 規 ため、 定に 知事聴 事 第二十 な ょ は り 送 法 付 第 条 さ \mathcal{O} +- 九条の 例れ こより がれた 準 世 一備書 書 都 類 民 \mathcal{O} \mathcal{O} の内 送 意見を対 容に 付 を受 9 聴 いけ < T た 後、 会都 を 民 開の 法 催意第

2 記 事 作 成 前項ら そ \mathcal{O} 0) 都 写 民 L \mathcal{O} を 意 事 見 業 を 聴く 者 法第十 五. 催 条に L たと 規 定 き する関 は、 そ

係の

で 定 め 例 る期 第八 間 + は五 条 六十 に お 日い 間 T とする。 準用する条 例 第八 + 条 第 項 0 規

則

3

を 計する 区 市 町 村 長 及び 審議会に . 送 付 L な け れ ば な 5 な

係 る \mathcal{O} 見 \mathcal{O} 等)

八進 さ 書 見 れ + を 七書 地 た から 作 準 備 書に 審査 答申 なけ 事知 つい を は事 れ その て、 ば け 第 意 たとき 八 な 結 5 次に + 果に な 兀 V) 掲 は 条作 第成 基 げ る事 一づく意見 法第 項 十の五規 項 を を記 勘 条 定 案 \mathcal{O} に Ĺ 載 規 ょ て 定 る 環に諮 境 よ問 りに \mathcal{O} の保送つ 意 全付い

- 概 法 要 第 及 十 成 九 び 当 条 の規 該 意 見 定 たっつ に により 送 付され 事業者 た準 0) 見 備 書に 解 0 1 て \mathcal{O} 意 見
- る に 第 応 区 八 十五 じて提 知市 条 村 出 に 長 さおい \mathcal{O} 意見 た法 · て 準 一用する 第 する第八十条第 Ŧī. 条に 規定 する関 項 係に 地 規 域定 を管 す る 轄 求
- 域 を管 送 前 付 項 す \mathcal{O} #する区市で 事 意 町に対 見 書 村 その写しを法第十五を作成したときは、 長 に 送 付し 0) 内 五. 条に規 当 容 を 該 公 意 表 定 見 する す 書 る を 関事 係 業 と地者

兀 節 法 対 象 事 業 に 係るその 他 \mathcal{O} 手 続

夶 象 事 係 る 計 画 段 階 環 境 影 響評 価 等)

第 にる 項 八 2 通 + い知てに 八条 規 定 は、 ほ係るも す 法第二 Ś 第二 第 \mathcal{O} 章に 種 第二 限 事 る。 、業 項に は以 法 第三 下 規 定する第一種 一条の 通 知第二種 +第一 事 項 事 業」と、業及び 後 い規同 · う。) 定による第三

- 2 階 定 通 によ 環 知い 第二 境 る手 影 響 種 事業 続 評 価 と に \mathcal{O} 読 つの 手 規定は、 4 続 替 こえて適 とあ 題用する。 第三条 第一項第一 \mathcal{O} \equiv 十 号 第中 項 計 の画
- 3 業」という。 法 第二条 定 第三 による 一項に 発 に 通 計 0 規 知 画 定 に する て 係 第 係 るも は、 兀 る 第二 部 分に 第十一条第二 $\bar{\mathcal{O}}$ を除事 限 |事業(法第三 ♪ く。 る。)、 以 条第 項、 下 非 条 項 第二 + = +通 \mathcal{O} 五. 知 + 条 条 第二 第 及か第 ら五種項

5 4 合に 第い をに ŋ 出 う。 法 す ょ 書 を 場 L 七 \mathcal{O} 兀 書 対章象、 第二 ると て る 面 あ 提 条 規 条 合 通 次 第一 届 を か 0 出 定 第 12 知 事第に 条 き出提 5 7 す に あ 第 条 は、 ろま よる 九 第 0 \mathcal{O} 項 を 出 第三十五 項 0 i する + = い四 す 第 て V \mathcal{O} 規 ると て 項に ず で 送 規 は 定 (第三 号 い条は ま \equiv れ 付 定 す で 十九 及 規 き 中 カュ 条 を に る に び 定 に す ょ 第 早 9 _ と 十三 ると す 条 第 お る 11 又 第 査 第九項る とき は 1 \mathcal{O} 兀 届 案 計 7 六十三 あ 及 対 法 て 規 条 + き 出 画 Ţ 象 ま 第 る 準 定 第 条 \mathcal{O} を 書 提 条 第三 で 事 六の用 に 四 第 V するとき、 \mathcal{O} 出 より 業 条は する ず \mathcal{O} 項 と読 第一 以 の項れかか 規 項 ると 定 に 法 第 特 兀 項 は 定 下 4 第 例 定 規 早 \mathcal{O} 条 き 替 \mathcal{O} 兀 +定 11 又 適 \otimes 環 \mathcal{O} <u>_</u> ح 法 に る え 規条四 適 と は 用 境 除 L ŧ 対 T 定第 条 配 用 ょ き 法 あ 項 \mathcal{O} の象適 に ŋ 町段施六五な \mathcal{O} 慮 を 第 る 適 の事 さ条十い 用 よ項規 書 受 調 の用 六 る送付の規定によ 業」と 0 ほ す 等 け 条 査 を る。 か、 第三 を る計 第 杳 提 場画

定

は

適

用

L

な

「施第六京市業の規 事さ五条都町に規定法

の村

長

_ ح

あ

る

0 る。

は

法

第

条

第二

項 項 区

 \mathcal{O}

関

係

市

村階

係

部

) 」 と、

条第二 京都

事

中域

内

で

長関れ第八

六同

るに

限付

より

分り送出

し た

た評

価 書

書 _

東

定に

ょ 象

ŋ

し

評

とあ

る 五.

水都のは一条第

 \neg

法

第二

業実十第

項

中

_

提業

12

9

て

は 価

第

法規項域

定

す

象

事 る

に 対

工

限

と、

十同の

第

る

東

京 \mathcal{O}

都

条区第

域

内 +第

る工。事

一区

中内

対 特

事 区

業に

業係

 \mathcal{O}

別

及

び

市

 \mathcal{O}

長

に

 $\overline{}$

と

あ限

工村

事」

لح

る る。

は

_

八

とに二項で八六(係る二条あ限項中実条十東区事項の

十同京る

 \mathcal{O}

区

八

第

五.

項

12

規

定

す

る法

対

象

事

業

に

係

工

係

る

工

る

項 域

中内

事 実

段 さ

町階れ

関

長 係 法

町 事

村 業

長 に

とあ

る 事

のに

は限

区対

る

第

関

係 業 施

市

村

東 市 象

京

都

 \mathcal{O}

区

域

内

別

区

び 第 関

係

市 段

町 階

村

京

 \mathcal{O} 長 る 事

区

項 域

対 特

別 は

区

び

六

+東

七

条 都 村 係 象

第

中 内 あ に 係

象工

事 及 法

係 市

事

る町

工村

 \mathcal{O}

長

長 係

業

関 対

区

市 業 法 象

町

لح 事 12 る 町 +

る

 \mathcal{O}

六

条

れ項

るに

事にる町 係 工 る工 事 限 \mathcal{O} る。 事 と) 」 と読 ある (東京のあるの 限 る。 都は み \mathcal{O} 替 区第域八 ٤, えて 内十第 で実条十 適 用する。 実施され、 ・八条第 るに 法 規項 対 定中 象事 する対 業 法 象 対 事 象 業 係 る 事に 工業係

第 七 章

実 地 調 知の 要 請

第 又あ 八 るとき 告は \mathcal{O} +九 所 有 条 査 Ļ 協当又事協雑力該はは力則 この を 土占 求 地 有 つの金が \otimes ること 立入りについて工地において実 できる。 実地な て、 調限 当 該 査 度 土をに 地行お のうい て、 所必 有 要 者が他

報

第 九 の行 提出を求いたときは、当 提 に +度に すは、 ることが お いの て、 できる。 条 例 事に 業定 者 \emptyset で必要なるもので なの 事ほ 項か \mathcal{O} 報こ 告の 又 条 は例 資の 料施

公 表等)

第 九 合は、 とができる。 は、当 該 事知 業者 事は、 に 対 事 業者 L 必が 要次 なの は措置を開める場合 講い ずる よかに 勧該 告当 I するこ る場

す 説 第 こ か Ź 明 会 場 合を含さる。 を 七条 て条第三項(第三-条例に定める手続の 開 む。 。 の か 0 たと 規 定十の き に 五全 よ条部 が又はは 明 第 会五部 一十一を開三十一 催をにわな 求おか めい 2 られ 準 と れて、準用にとき。

四三 続 定 第二十七年第二十七日 前のに 全 部 又 手 条、 条の規立 は 続 \mathcal{O} 第三 部 全 部 定 を マートは一十八は 報再 度は 又実一は施部 条、 反し て、 しの 第六十三条 の再度の 対 つたとき。 象 実 事 施 又 業 をは を 求 第 実 め六施 ら十 L っれて、手-四条の規 手 規

五. 出 L をし < 条 \mathcal{O} は たと 資 規 定 料 に \mathcal{O} 提 ょ り 出 を 告 せ ず、 又 資 人は虚偽は 出 \mathcal{O} 報告若り しられ て、 は 資 料報 の告

2 該 事 事 業者 者 にが 対前 項 \mathcal{O} そ規 の定 者に 石が意見なる勧; を述に 従 わ 証な 拠い を場 提 合 示に すお

れ氏当 ば 名 な 事 らび 主 た \mathcal{O} る 名そ 務 及の び 意 所 住 見 \mathcal{O} 所所に 在 正 地法当 な 人 に理 並 あ由 び に つが そ てな \mathcal{O} はい لح 事 実名認 を 称め 公 る 表 代と き 表 な者は けの

3 都 該 市 対 知 計 象 事 事 は 12 業 に 前 8 係 6 る \mathcal{O} 許 規 れ る 認 定 対 可 に 権 ょ 事 者 る 業 に 公 に 表 涌 関 知 を す L L る た な 特 け と き 例 れ ばは な らそ なの 内 容 を

第

画を定 区つ 九 意に 書 六 第 定 地 権 十二条 لح 京 東 若 る 項 都 十 二 事 見 代 開 者 前 \mathcal{O} 五 に て 場 又 京 市 業の項が 者 L を わ定 縦 + ょ 発 < 合 は 定 り事条画 都 都 計が 者 意の適 あ り めは覧 八 ら行う 8 を 第 画 第が見 当 る廃 条 都 市 都は 規 が第 業 元十九条一次定権に 6 含 者止終 計市市 定 でか ま 又 力 を 市 対定 計町れ む九 了項でにに 画 あ U b の以届 \mathcal{O} 計は 象 あに 審 画村 る 同 事 ら よる めの 画 審 条 り、 議 が 都 第 者 と と 聴 と る 規 カュ 下 出 規 に 条 業 置 市の 又 \mathcal{O} が じ 認 す ま 会 議 に 定 定 定 第 が 11 る。 等 計規項は 規 て、 会 < 都 で 適 め都め 0 す す \Diamond 五. 都 Ś Ź 都 当 に 画 定 定 当 聴 市る 市 いの 6 項 市 に 当 同 市 案 に 該 で て 11 計場 環た 計 間 手手れ に 計 よる 事 て、 画はにお と 法 ょ 該 計 \mathcal{O} あ 画合 境だ 続 続 る 規 画 ると 業 り Ļ 評 V 画 東 第 決に 影 決 お \mathcal{O} \mathcal{O} 場 定 法 うち第 う。 うち 合に 価 審 京 当 者 評 事 定 2 定 け す 第 響 同 い評知権 る 書 議 都 該 十は 価 認 四 業 法 る 権 書を を 会 事 都 評 \emptyset 段 て価 事 者 者 \mathcal{O} 対 9 都 条 送 条 る場 は、 価 都 市 _ 規 第 以 階 (知 \mathcal{O} が 象 五. 業 11 市 \mathcal{O} 第二 市 作 付 計 書 لح 者 環 手 都 定 事 +て 施 七 $\sum_{}$ す 付 に 計 成 下 画 合 事 続 は 設 項 境 市いに 業 九に る 議 審 係項 画 に う。 L がの 条 に 影 を 計 ょ \mathcal{O} 係 と たと と合 ŧ に 法 \mathcal{O} る あ 議 響 都限事 1) 変 第 る し 規 画 第 会 対 お 第 当 更 手 四 0 評 市 り 業 決 て 定 きて価 と わ に 又 象い +計で者 定が該 又項続 +同す すせおは 事 T 八 ははの 画なが権 事 は 法る 都 \mathcal{O} 及 業準 条 い特 手決い行者業市中評びかの市 て別に用第当事続定 。うの者計止価第ら規街

九 丰 条の う た 市 8 計 に画 必決 要 定 な権 調者 査は 等 の事 実施 に 資 対 料 \mathcal{O} 提 環 供 境 影 説 響 明 評 会 価

出 席 そ 0) 都 他 市の 計 必 要 な 協 力 を の求 \otimes ることが き な

調

査

2 \mathcal{O} 事 実 業 施 等 者 を は 行 う Ł \mathcal{O} لح 画 す 決 る 定 権 者 求 めに応じて、 必 要

適 用 除 外

第 な 事 九 す \mathcal{O} 法 ること 他 業 律 VI + 又災害 第 兀 _ 条 一百二十二 を 再 復 必 度 旧 要 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 女とす た 災 条 一号) 害 め る を 緊 \mathcal{O} 事 防 急 第八 規 に 業 止 定 + する で 実 は 施 あ 七 る ためこれ す 条 災 る必必 対 \mathcal{O} 害 象事 規 対 要 定 策 業 5 が に 基 に \mathcal{O} あ ょ 本 ると 事 る 法 0 業と併 1 災 て 昭 知 害 は 事 復 和 せが 旧 て施 認 事 \otimes 用 業 六 行 る そ年

(委任)

第 九 十 11 て必 五. 条 要 な 事 \mathcal{O} 項 条 例 は に 規 規 則 定 で す 定 る め ŧ る。 0) \mathcal{O} ほ カゝ \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 に

附 則

施

行

期

日

お 経 九 この 月 + 11 過 て規 条、 を 措 置 超 条 第十一 則 えないい 例 は、 条 及 \Diamond 範 公 る日 布 井 び 内 0 からい 第四 に 日 お カ 施 章 6 V 行 て の規定は、 起 ける。 規則で定 算して一 ただし、 める日 公 年 布 を 超 \mathcal{O} 日から気 第一条、 え な 11 起 範 行 第二条、 算して する。

2 な を この 経 過 条 L 例 て いの る 施 対 行 象 \mathcal{O} 事 際 業に 既 12 0 い 第 て 九 は、 条 第 この項 条 \mathcal{O} 例 規 の則 規 で 定定 は 8 る 適 用時 し期

3

い内 11 ŧ \mathcal{O} 六 前 号) 境 \mathcal{O} 条 項 例 \mathcal{O} 規 に \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 保 場 則 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 合 で 11 施 規 全 定 定 上 に て 行 定 に お て 特 \otimes は \mathcal{O} に カュ るところ に 11 ょ か る 業 必 て 事 わ 要 業 者 当 都 5 が لح 者 該 ず 知 市 に 協 あ 事 は 対 計 議 る は ょ 象 画 旧 と認 ے り 事 \mathcal{O} 都 L て 知 \mathcal{O} 業 決 届 市 定 条例 に係 定 \otimes 事 出 計 る がに \emptyset が画 るも とき あ 届 \mathcal{O} る な 法 さ 0 け 施 工 大 は た 出 事 行 れ 対 なけ た \mathcal{O} に 正 す 象 日 着 対 八 \mathcal{O} 事 れ カュ 手 象 年 条 業 ば 5 事 法 L な三月 て 業 例 律 0 11 第 規いな以な

> 附 則

施 行 期 日

経

過

に

る

着

 \mathcal{O}

届

1 \mathcal{O} 置 規 則 係 は 未 昭 和 工 Ŧī. + 事 業 年 月 日 カコ 6 施 行 す

2 \mathcal{O} 事 条 業 例 届 附 則 別 第 記 項 附 五 則 \mathcal{O} 規 様 式 定 に に ょ ょ る ŋ 届 行 出 わ は な け 経 n 過 ば措 置 な 5 に 係る未 な

工

 \mathcal{O} 規 附 則 は、則 昭 公 布 和 \mathcal{O} 日 七 か 年 5 規 施 則 行 第 す $\mathop{\subseteq}_{\Xi}$ る。

附 則 昭 和 六 \bigcirc 年 規 則 第 五. 号)

 \mathcal{O} 規 則 只は、 昭 和 六 + 年 兀 月 日から施 行 する。

 \mathcal{O} 規 附 則 は、則 昭 和 和 六二 六 + 年 年 規 兀 則 月 第 兀 日 五. 号) カュ 5 施

附 則 則 平昭 平 成 成 元 元 年 年 兀 規 則 第 から施 号)

月

日

行

す

る。

行

す

る。

則は 成 三 年 規 第 八九号)

0)

のの附規 規 公 布 \mathcal{O} 日 か則 6 施 行 す る。

2 規 例 則則 のは、 施 施 行 行 則 \mathcal{O} 別 際 記 第 \mathcal{O} 号 規 様 則 式 に ょ る ょ る改 用正 紙 前 \mathcal{O} 東 現 京 都 残 環 存 境 す影

- 4 用 方 公 L な 京 都 寸 体の で れあ定 ら る は \mathcal{O} 場 者 合 事 لح 又 業 は が 者 連 が 携 れ民 ら間 \mathcal{O} 7 いる場 者 玉 が若 複 L 合 数 < 1を含 連 は 携 東 し京 て 都 い以 る 外 \mathcal{O} 適合地
- 5 行 東 + 用 \mathcal{O} 京 東 日 都 L 九 京 から な 条 条 都 第 V 例 環 平 第 境 成百 項 第 + 響 十 評 兀 号、 年 七 価 + 号 条 -二月三 第二十 例 附 \mathcal{O} 則 + 第部 条及び を 日項た正 でだし 第 す る +間 書 条 は、 八 の例 条 改 \mathcal{O} 第 平 正 規 十規成 八 定 定 + 条の四 施年

附 則 伞 成 七 年 条 例 第 号)

号) \mathcal{O} 条 の例 則施は 行 東 \mathcal{O} 日 京 から 都 行 施 政 行 手 す 続 る。 条 例 伞 成 六 年 東 京 都 条 例 第 百 兀

附 伞 . 成 \bigcirc 年 条 例 第一 〇七号)

施 行 期 日

経

過

措

置

1 この 条例 は 平 成 十 ___ 年 六 月 十二 日 カゝ 5 施 行 す る。

2 定 この れ に 影 \mathcal{O} ぞ 対 ょ 響 象 る れ 評 条 当 環 例 事 価 該 業 境 条 \mathcal{O} 各 に 影 例 施 該 号 议 行 に 当 評 \mathcal{O} 定 す 価 下 日 め る 書 前 事 る 案等 旧 に 業に 書 条 類 \mathcal{O} 例 لح 係 提 \mathcal{O} ぶる次 と み 出 条 な があ 11 例 、 う。 の各 す。 に 0 ょ 号 た る 第 に 旧 改 九正 掲 条 げ 例条前 第の る 第 書 東 条 項 類 京 は第 の都 三規環

に V 旧 う。 ょ 条 る 例 改 第 第二十二 九 正 後 条 第 \mathcal{O} 東 条に 項に 京 都 規 規 環 定 境 定 する環境影 影 する環境 響評 価 条例 影 響 響 評 (以 評 価 価 書 下 書 案 新 条例 \mathcal{O} 条

旧 条 例 項 第 二十 に 規 定 条 す る 第 評 価項 緊に係 規 定 とする見. る見 解 解 書 書 新 条 例 第二十

旧 例 第二 規 定 $\overline{+}$ る 条 に 境 影 規 定 評 す 価 る 環 境 影 響 評 価 書 新 条 例 第

旧 例 項 条 規 定 項 に す る 規 事 定 とする 後 調 事 査 計 後 画 調 書 査 計 画 書 新 条 例

第 項 規 第 定 す 項 る 規 定 でする 調 査 事 報 告 後 調 査 報 告 書 新 条

> る Ł \mathcal{O} TF. を 加 な お 使 用 す ることが

成 兀 規 則 六 号

 \mathcal{O} 附規 則 は則 成 兀 年 七 月 カゝ 5 施 行 す Ź。

成 兀 年 規 則 五.

成 六 年 規 則 第 九

0 附規 則 は 成 兀 年 +月 か 6 施 行 する。

 \mathcal{O} 則 は、 平 成 六 年 兀 月 日 カュ ら 施 行 す

附規 則 伞 成 年 規 則 第 五. 号) る

2 1 響 評 \mathcal{O} \mathcal{O} 価 規 条 規 例 則則 の は 施 、 施 施 行 規 行 平 則 成 \mathcal{O} 際、 なの + 様 年 式 の規月 用に ょ る用 += 則 に 紙 ょ 日 る で カゝ 改ら 現 正 施 に 前 行 残 \mathcal{O} す 存 東 る す 京 Ś 都 ŧ 環 \mathcal{O} 境 は影

則正 を 加 平 え、 成 お 規使 則 すること 第 一八 号) が

で

きる

所

要

修

 \mathcal{O} 附規附の 則 則は、 平 成 一二年年年 規四 月 一日から 施 行 す ź。

 \mathcal{O} 則 成成 成 十三 年 兀 月 則 第 日 六 五 カュ 号) 5 施 行 する。

兀 年 規 則 第四 八 号)

 \mathcal{O} 則 成 + 兀 兀 月 日から 施 行 す る

のの附規附規 則則は則は、 $\widehat{\overline{\Psi}} \stackrel{\checkmark}{\overline{\Psi}} \widehat{\overline{\Psi}} \stackrel{\checkmark}{\overline{\Psi}} \widehat{\overline{\Psi}}$ 行公成 兀 年 年 規 則 第 五. 号

1

規

布

 \mathcal{O}

日

カュ

5

施

行

す

る。

2 所 式 要 カュ 評 \mathcal{O} 5 価 第十 · 条 例 修 規 正 則 六号 のは、 を 施 加 行 施 **小え、** 様 規 式 則 \mathcal{O} まで 際 な 别 お 記 使 に 第 よる 用 \mathcal{O} 号 規様 則 すること 用 紙式にで、よ で、 ょ が 第二 る 現に で 改 一号 前 き 正 る 残 存 式 \mathcal{O} す 及東 び 京 第 都 五. \mathcal{O} 環 は 号 境 様

伞 成 兀 年 規 則 第二三三

 \mathcal{O} 規附 則 則は、則 平公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 施 行 す

成 兀 年 規 則 第 八 \bigcirc

所響 則 のは、 を施 施 行 行 平 則 \mathcal{O} 成 \mathcal{O} +規 月 則 用に 日 紙 よか 5 で る 改 施 現 き 正 行 る 12 前 す 残 \mathcal{O} 存 東 す 京 á 都

ŧ

環

の境

は影

2 1

則 加 成 な 五. 年 使 用 す が で

3 のて 間 は 限 る。 京 \mathcal{O} 夶 \mathcal{O} 章 条に 텕 事の 業施 か 例 6 第 正 公 な \mathcal{O} 五. る 章 ま 当 日 対 で か 該 \mathcal{O} 6 事 例 施 規 起 業 人とな 定 算 例 は 行 て 二 るも ŋ 同 適 新 用 年 \mathcal{O} 時 第 た L を を な 含 施 過 行 \mathcal{O} さ す 定 るも 日 ま 9 基条 で いの づ第

4 か 決 で る 条 と認 又 例 わ 定 評 前 第二 は 5 価 権 項 第 ず 者 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 手 を る 条 新 一十二条 含 者 続 第 た 及 四 又は に む 号 び 対 事 か業第 新 \mathcal{O} 象 後 5 に 六 条 知 事 項 例 事 業 調 第 9 いに لح 査 兀 第 が おい て \mathcal{O} +六 対 な 手 + 象 る 条までの5 続 7 五. 事 事 業を実 を 同 条 業 行 じ。 を \mathcal{O} 事 実 うこと 第九条か (大きない) 規 業 施 施 者 定 し L が ようと カュ に ようと \mathcal{O} でき 同 代 例 5 に 第 項 わ る。 ょ 兀 \mathcal{O} る す す る +規 都 る る 市者 定 環 条に 境 計 で 影まか画あ新

5 を 影 提 7 東 こ の 響 当 実 H 届 京 す 施 評 都 を け る 要 出 規 し 価 条 た場 例 L 則 事 書 若しくこ な で 業 案 \mathcal{O} 合に 等 施 定に \Diamond を 9 行 る いは作 限 \mathcal{O} ところ り \mathcal{T} 完 成 際 は 了 す るた i 新 旧 た 旧 条に 条 め 例 ょ \mathcal{O} 例 条例 第 り 条 \mathcal{O} 第 九 知 例 調 九 条事のに 第 条第 \mathcal{O} 査 施 二条 等 調 調 に 行 第 着 項 査 査 \mathcal{O} 計 等 日 \mathcal{O} 手 のか号 規 L 画 5 書内 \mathcal{O} 定 の容 \equiv 対 又に 作 等 月 象 は ょ 成に以 調 事 る 査 環 及つ内 業 びいにに 等 境

6 を 例 Š 実 前 施 لح \mathcal{O} 項 規 す \mathcal{O} L ようと る 定 対 に 者 象 よが 事 す る 前 業 る 環 項 に 境 者 の該 لح 影 届 当 協 出 す 議 評 を る し 価 行 事 て 0) 0 業 定める 手 たに 続の合 0 1 て、 Ł 実 に 施お \mathcal{O} とす に い当 て、 該 る 11 事 知 て 業 当 事 を は実 施 業新し

条 例 第 号)

 \mathcal{O} 条 附 例 則は則 〒平平 成成成 十 三 年年年 月 六 日 七九号) 行 す る。

兀 条 例 第 一二七 号)

日

 \mathcal{O} \mathcal{O} 六 号 次 号 例 は、 \mathcal{O} 号 正 を 規 成 加 兀 + 定 え 号 五. る を第 年 部第九一 分 五条月 及 号の一 と改日 び 同 正か 条 規ら 第 定 施 同 行 号 項 す る。 を を 条 加 第 第 え四一 た る 号 項 部 と中 し、 分に 第 五第

> 規 定 平 \mathcal{O} 同 表 五. + Ξ 兀 の公 布 日 の日 項か 5 及 b U 兀 \mathcal{O} る 部 (___) た だ \mathcal{O} 項 L に 係別 る部 表 第 分を除 八 \mathcal{O} 改 < ... 正

附成 成 八 年 則 第 九二

 \mathcal{O} 規 則 は則 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 施 行

成 兀 か 年 規 則 第 $\overline{}$

 \mathcal{O} 規 附 則 則 は 公 成 布 五五 \mathcal{O} 日 規 5 則 施 第 行 Ŧī. す うる。 三号)

 \mathcal{O} 附規 則 は 公 布 \mathcal{O} 日 か年 5 施 行 七六号でする。

0 規 則 則則は則は則は則 〒平平 成 成 三 十 二七 年 ら規年規 則四則 月 第 日 七号 施 行

成 二七 か年七 第 コ七号) 七号)

 \mathcal{O} の附規附規附 則 〒平平公 布 \mathcal{O} 日

 \mathcal{O} 則 成 成 <u>二</u> 十 二九 年 九 年 規年規 5 施 行 す

成

1 次 \mathcal{O} 第各 号に 規 掲げる は、 平成三十三 規 定 は、 当該 三年一月一日かた知り第七四号)に施門第四七号)の施行する。 各 定 める日 カン ら 施 から施行する。 行 す

三 条 表 \mathcal{O} 条 及 +第 第 項 九 六 + 0 兀 十号及び 改び正第 +び別表で別表を - 一条第· 式 別 の表 七 改改第 兀 第「「「 号、 条 正 第二 条 同 規 \mathcal{O} 第 第 条 定 改 第項の +五. 並正 並びに次項の ・現定、別の ・項」に改え +の改正規・四条、 -項」を 規 第六 記 \emptyset _ 定、 第 る 同 第三十八 部分に™ れ第九項 +条 別 定 条 表 第 公八に不分に 第 項 する。 項、 正の日式 人の 第六 及 ` 部 び 第別同一十

の同 七 第四 式 四 条 第 兀 条 加五規 え号 定 項 第 条 る \mathcal{O} 様 式别次項 \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 記 \mathcal{O} 正 三一 正 改 改 規 正 正 定、 号 を 規 規 様 加 定、 定 及 同 え 条に 同 る + 別 次 改 条 第 記 正 項の 第 規 兀 兀 様 定 項 を規 を 加 月 式 +同 え 五. を別 る 号加 記 条 第三十 第三 改 様 え 式の改 項 規 定、 次 正 号 と し、 様 に 規 定式

る 改前様第 又 京 は 環 第 境 \mathcal{O} 評 改平 正 例 定 施 \mathcal{O} 行 施年 行 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 様 式 に \mathcal{O} よ規 る則 用 に 紙よ

2

と十を当分き一公該に 条に を送 日十域は接 意 を 意 第十一 に 市 る え き」 Ė 第二 期 項 に 県 ょ 見 見 兀 る 部 五. 五. 兀 町 な 部 を 示 < 条 限 < 間 を +条 中 事 条 お 同 知 お Ŋ 村 付 に 分 十 分 る。 を + \mathcal{O} 後 \mathcal{O} け 条 事 す ょ を 九 五. \mathcal{O} 1 調 長 第三 を 等」 削 第 る 定 ŋ 限 < 八 経 < 条 条 改 改 調 改 て 查 るとと 限 条」 会 準 に +査 近 計 当 る。 す 過 \mathcal{O} \mathcal{O} 正 る 正 Ŧī. 正 下 限 「その・ 人 部 規 定 規 を 改 +隣 項 る 改 改 規 報 用 る。 限 市 画 + た を に 定 告 第 九 定 県 近近 る。 計 \otimes 正 正 定 分 \mathcal{O} す 書 対 ŧ 市 Ŧī. 内 書 条 改 改 規 を 兀 市 規 る る 規 に 象 街 画 を 第 同 容 \mathcal{O} +第 隣 を \otimes 部 \otimes 定 定 同 限 町 定 第 事 に 地 \mathcal{O} 条第 を公 条を る。 六 六 る 兀 提 に 県 +該 る 条 第三十二 村 業 を 改 開 定 分 $\dot{+}$ ょ +++法 部 同 同 出 \mathcal{O} 項 長 市 Ŧī. に 加 発 部 事 対 正 分、 人 条 表が改 \mathcal{O} ŋ 事 6 五 条 分 同 条 第 条 第 町 条 業 係 え _ 項 規 事 れ 条 \mathcal{O} 並 条 + 0 第 八 あ正 村 0 段 る る 事 九 定 に、 第二 る 改 び 九同 見 十に 第四 中に 9 規 定 条に 業 長 規 階 許 部 業 又 第 場 正 に 条 条 出 改 改 た 定 に 改 段 分及 改 項 定 関 改 認 旨そ 第 第 条に かめる 十三 よる 同 かる 階 規 \otimes 前 合 正 に 係 係 改改 同 項 \mathcal{O} L 可 正 公 書 中 又 同 項 る 関 区 条 に 規 定 条 中 条 ょ 権 び る 規 正 正 号に 第三 条 ŋ 聴 類 項 改 部 は 部 \mathcal{O} 条 公 部 係 第 同 許 第 お定 \mathcal{O} 市 者 定 規 規 日 会 同 中 当 五. 公 \mathcal{O} 公 \otimes 分 \mathcal{O} 分 他 第 示 縦 分 地 評 町 条 認 定 間 11 及 定 に限 に規則 第 同 同 て 条 聴 送 聴 係 る 改 該 _ 覧 に 域 項 び 項 項 \mathcal{O} 価 村 可 日 限 غ 会 法 会 期 を 部 項 \mathcal{O} 第 を 第 及 付 る 正 工 書 長 権 条 同 同 る親 る。 る。 案」 み 場 び を 第 部 事 中 間 及 十 項 第 条 条 分 で 者 なさ 分に を 受 +を を 定 を 定 に 合 び四 定 項 第 都 が 中 に 除 (同 項 第 兀 け 六 中 \otimes 遅 改 満 に 条 そ 項 民 第 .限る。)、 < o た 中 都 れ あ 兀 都の 五. 関 中 る \mathcal{O} \mathcal{O} 項項間 第たつ「 十 規 号 を 民 意 の民 係 写 を を 市第のを削の見に縦の 定区 L 遅削加に

> が で き 存 る ŧ 0 は、 所 要 \mathcal{O} 修 正 を 加 え、 な お 使 用 するこ

計 東 京 画 変 都 更届 都 条 環 例 境 第 影 百 別 記 + 評 附 _ከ 価 号) 則 条 様 式 例 附 \mathcal{O} 則 第 部 ょ 三 を り 項 改 行の 正 規 わ なけ す 定 る 12 条 ょ れ 例 る ば な届出 は な 三 既 定

3

和三 年 規 則 第

の附 規 則 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か 6 施 行 す

1

2 所 要 \mathcal{O} \mathcal{O} 価 規 則 修 条 正 例 \mathcal{O} を 施 施 加 行 行 え、 規 \mathcal{O} 則 際 な \mathcal{O} お様 使 式 0) 用 に 規則 すること ょ る に 用 よる 紙 が で、 で 正 きる 現 前 に \mathcal{O} 残 東 存 京 す 都 る 環 ŧ 境 \mathcal{O} は

則 (令 和 \equiv 規 則 第 二三号)

のの 規 則 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す

1

2 現響 きる に 評 残 価 規 存 条 則 例 す える も \mathcal{O} 施 行 行 \mathcal{O} 規 の際、 則 は \mathcal{O} この 所 要 部 \mathcal{O} を 規 修 改 則 正 正 する に を よる 加 規 え 則 な \mathcal{O} 正 前 様 な 使 式 \mathcal{O} 用 東 に 京 す ょ ること る用 都 環 境 紙 が で

和 兀 規 則 +

カュ ら 条の 第 規 一則 行 ける。 号及び 別 和 兀 表 年二月 第 九 0) 部 日 (\Box) カュ 5 \mathcal{O} 項 施 \mathcal{O} 行 改 す る。 正 規 定た は 公 布 \mathcal{O} 五.

日十

か二 一 接 目 が き る と る 下 い と 第 知 る は 想 は 条 同 項 含 境 条 だ うき 一か条第む影 第 八 県に はのあの 事の「さ L ら項 滴 公 は、百五 本知つ用 はるは近 (は近れ公ら第 Ŧī. 響 書 布 附 を 手 条 五 第 四 項 中 五当 る」 事いさ 評項のの則加に続 L 修 \mathcal{O} \neg 隣 _ 隣 _ え改るめ 当 十該第県 は近県 価第改日第 で れ正 「おそか」 7 と十十二 と該 し + 隣 市 地 九市 \mathcal{O} 正か六 条 町 、、条 第 村 第 第 ま 場た日 県町あ指条域条町 手号規ら項改 る 九法 十市村る定のに 続中定平ま あ指合調 正部 条の + = る針に 査 日町長 の都十地 長 + で られのを に成で 規 か 規 __ 分都 村 は市九 方 項 兀 第 がは行 事 ょ 及 市代ら 七の で あ計 十は 定 定 ٢, ٢, 条条との中、 つ画第て書二 兀 は定 と 第 自 第 あ 業 る 兀 び 長 \mathcal{O} 0 る 当 市 +改年公第 11 治 中 事た 計 に ーめ 五. \mathcal{O} 第画 る ょ ٢, う。 ے ح 業 Ł お近 るは 該長項法 号 同 見 一 第 七 画 正 十 布 五 手も +ŋ لح い隣手 + 地をの 条出お十条 計のの後 の項 項続の と、中中 一まあ画に策の月 県 法 規 あ 条七第 域含指昭 そ 日に て \mathcal{O} 市 でるのつ定の策いに 、まで 準 市 中 条 + 中れ 条 東 三十 か係改 則 る をむ定和 計 - 六 と、 <u>-</u>+ 「第「が第」当九隣あ四と 6 第 管 都 る 正 用 町 で \mathcal{O} 京 画 · う。 調 条 以市 て 部 す村 定は 轄 は定 至 都 施 規 る第 る 長」 項 該 条 接 あ 0 日 \emptyset 査 第 す 下の 項 と に は 環 行 分 定 定 隣 第 た に る 第 計 中一 る 一 区 年 地 県 中る 至 境 ま す に 8 うる。 隣 域 لح لح っの予 そ 影 で 限限 環 九画 項 接 県 法 域 知 経 都 5 _ 0 る併 を項事あ公は想たの過 る。 条書四中県の接が律 響 市四れ 六 境 \mathcal{O} ← 評間 を十一 知市県含第管第 等 る さ経手 影 第 表 せ計十る \neg) T 六 轄 四 響四修五四事町知ま \mathcal{O} 及れ過続計価は 画 条 場 十項評項正 +等村事れ十す 号 لح は لح び 日 る の画条 のか合 と経段例前 あ あ て七る 第 び附を決らに 項九中価の L 五. 長 等 _ と、過階が、、同を環九た 日と の規たと 次則「 定第つ 意第隣項定とあ あ以とる 項に代を五い 改十項とと業長五はと附じ第二記十評公準三係に七成出第四七第れ町見正条」ああ段。条、則て二十録七価晦田頃又な冬々キニ旦冬上た出書 七価聴用項区お条ささ二号条十た村号条会すに市いにれれ十中第六公長。例のるお町でせたたし 十録七価聴用項区お条 ああ段 텕 7 第提十九さ るる階前 関 第 あのの関 لح 三 例のるお町ておたた七 条 係 四出九条れ 条聴の \mathcal{O} 第あ区十項さ条第た以の記場い村準い公関条第項第会意二る市二のれ第三都下一録合て長用て聴係に二の一の見 はは係 録合て長用て聴係に 二の一 地 のれ第 三都 下一 準のす準会区お十関項記を のは前近域項の町条規た 三項民 一部に 条 隣 لح のは村第 環は 県み場 境 長 市な合改 項よ区おい見 影改 Ξ た お 例すれ第場 と七第に長の条十記の に正と中り市いて 正十項町 さ を 用お町書 て準聴 条十記のす 評 条 二 村れあ条 _ 記 町 い 村 及る 面 7 価例条と長条附第、」 と条意 7 た つ例 事録村準 用 < + 第 第六載意 る 長びの及 条附第 地て附第業さ長用す会い例 見 八 لح 三 条さ 見 第 準の 第はび用 う。 域は則五段れのす る \mathcal{O} 伞 条 あ十項第れ及十用 例 則 一 第 す 一たび七する (平 成 あ 第三 る第一見 る 条の 第 項 十階た意 見 る 第 見 十見六 の中求項意前条 七 お同 一関 都 を 十項と、 附十 け条項条係 民 +る項は「 めの 見 第 第 記 条 ٢, 第三 \sqsubseteq لح 第に 意 本 る に区 \mathcal{O} 七条 則四のの 第 +に 七項 \neg 応じ ٢, 文 中 お市 意 あ条第 第 年は規 第 見 لح 三 項 六 た 近 お 条の る第 一第四東 + あ項の条 の五 条隣項 書 書 い町 見 一 定 いに規第 十七て 第中県の「て村をの一項三 改十 項京東に 及るの求第面 てお定 長聴は項の十の都京よ七条提びの規め一 第正九五 「 市 規 近 準 準いに項 条十前町定隣用 < っの意 一規条都り条及出第は定に項と用て よの 会改求見条定例環作にびさ لح す準り関 十 定 中九条村に県す _ 「に応の あの正め書中に第境成お前れ十第 よじ意同る 四に 条 よ市る 用作係 よ第第 り町第る意条に及「よ百影しい条た七二 りて見項第す成区 事村十の見例応び第り二響たて第関条十作提書第十るさ市

す中は第準 六十 る。 用項 第 第 す 五. 九五る 1十八条」 - 1、条 第一 項 4、条 第一 項 4、 条」とあ 中「 む。 + -二条か か 一条からに る \mathcal{O} 条 は 第 -条から第7 第三十一条ま 第三十一条」と読 る項 るのは「 五. 第二 十八 って」 九 条ま + ٢, 六条 でし み 第 項 同 条第二でとある。 えて 三 に 項おい 適 用項の 7

- う。 該地に評附 長 象 域 お 事 地 価 則公) に 当 12 条第布の 11 業 域 東京 て、 12 を す 係 管 項 第二十二条 日 くるも ただし 当 から る 該轄都 環境価 すの該 区 評 る 平 書案の価書 影 書 成 لح す 響 0 \mathcal{O} 十 る。 。 市属 案 \mathcal{O} 規改 兀 評 し に 価写町 定 正年 し村な 規二 記 \mathcal{O} に 地域は地域に 手を長 ょ 定 -続の実送付し、(以下 る 12 月 の評価書案による改正: 実施 が て 含まれ いる同り 近近 当 に 該 隣 \mathcal{O} 0 後 ま 地県 て 条 提の で 11 域市 第 11 て 出 東の るとき 九 近に町 が京間 号に あ都は つ村 隣 県市町村 いての対 とい 2 環 掲げるお場合 は
- を例 見十評附 以第一項 公布の「 写 聴 を 価 议 九 聴く 条条の例 < 会 下 第二十二 、ため、 を 日 規 ただだし から平さ 定に 開新 条 催 しなければならない。例」という。)第二十 ょ 条書成 \mathcal{O} り 条 提 \mathcal{O} \mathcal{O} + 木例によるx近出された1 出規改正 兀 年 + に 規 よ定 る改正後の東京 た見解書の内容 に見る改正後 による改正後 条 \mathcal{O} 容た 例 京 後ま 都に評ので に 東の ょ 環っ価 り 境い書 京 間 て案都 都 影 は 民響都 及 環 の評民び境 知 事

経 過 置

5

に た そ 、 行 の 影 様旧 の措 条 同 為 他 す 例 改 と の評条 ت ح み行価例 正 規 な 為 条 \mathcal{O} い定 す。 は例施 、 う。 に の行 よ附 そ 規 \mathcal{O} る 則れ 定 日 第ぞ の改 に 前 ょ に、こ 規正 一れ り 定前項新 た条なさこ にの まり京しの のれた例 が都環 書 当諮に \mathcal{O} れ境 改規問 た諮 影 正 定 る 諮 響 問 評 規に公改 示、 定基 正 等 価のづ 前 に条施い縦の 例 行 て 覧 東 0 のな 京 い て 以 日 さ送都 も下前れ付環

6

則

項

規第

(ただ

定

に

事 L

業 書

者 \mathcal{O}

調 正

が改

査 規

計 定

画の

書 施

を行

知の

事際に

提 旧

出条

し例

た第

業条

九

事

7 更 計 を 当 る 画 \mathcal{O} 該 L ま 7 لح ょ 条 事 う 1 例 業 出 . う。 غ \mathcal{O} 者 L す 施 が Ź 受 行 査 12 場 領 \mathcal{O} 合 0 際 す 画 V る (軽 0 +て、 ま 既 に に て 微 で 条係 な 当 策 は は \mathcal{O} る 変 該 定 当 審 更 施 さ 該 定 査 旧 \mathcal{O} 行れ に 条 評 場 \mathcal{O} 例 価 ょ 見 合 日 11 \mathcal{O} 書 り を 以 る 規 案 事 を 除 後 計 定 業 当 く。 に 画 を 係 そ 以 適 る が事 \mathcal{O} 用 審 で、 内 下 す 查 価 者 容 書 当の既 見. 案 受 当該変定 書を領

変

計

画

が

新

条

第二

第

一号に

規

定

す

Ś

対

象

計

画

知す

事

届

の出あ

なけ

れ

なら

な 業 条

当

既

定

計

に

基

又づり

該ば

係い

業け

対

象 に ŧ 後

うち

当

変

更に

る

0

て 該 80

新

条例

第 画

章

る 更

 \mathcal{O} \mathcal{O}

で

るとき

は 例

事

者

は、

規

則

で定

るところ

に に

よ 相

8 章い はく 前の 7 知 第 環 事 適 兀 境は、 章 事 規にの \mathcal{O} つ保前規 全 11 項定 て 上 \mathcal{O} が 特 規 適 定 用 に さ 者 必 12 による لح 要 れ 協 が る 議 あ 届 場 ると認 す 出 合 uがあったこの をだし、 このただし、 る も この \mathcal{O} \Diamond とす ると た 既 限い っる。 き りで 定 は計 画な のい亦。 新 条 変 例 更 第に 2

のはつ 定 例 で を 第 既 適 \mathcal{O} あ 項 ると 用 規 十定の用 定によるによるときは、ときは、 す る 都か 対 当項市か事 象 該の わ業 計 計 既 規 画 5 定定 法 ず 画 \mathcal{O} 計 に 第 策 画 ょ 十 附 定とみな り 八則 \mathcal{O} 第七 変 条 都 第 更市に計 項 項 \mathcal{O} 係画 る に 規 定 部 定 第 新 条 分 め十に 例に ら九 ょ つれ条る 第 いて 第 届 章 てい 一出 る項が \mathcal{O} 規新も又あ

附 則 (平 成 五. 年 条 例 第 八 兀 号)

施 行 日

1 終 第 八 過 十の期 五条 置 条 例 及は、び び 別平 表 成 \mathcal{O} 改十 正 Ŧī. 規年 定四 は月 公 日 布か のら 日 施 か 行 らす 施る。 行 する。

2 さ 東 第 れ 京 八 る 第 都 の措 + ŧ 八環 条 価 号 境 例 条 八 \mathcal{O} の影 例 条 に \mathcal{O} 第 限 事 響 施 \mathcal{O} 規 業評行 Ŧī. る 者 定 項 価の \mathcal{O} \mathcal{O} を 条 際 適 法 に 例 11 う。 用 対 着 現 以 12 象 手 に 0 事 L 下 事 1 業 て が 業 を ては 工 改 者 11 る 事 いう。 正 法 後 東 のの な 対 お 象 京 条 条 に 事 都 例 例 従 前 係 業 \mathcal{O} に لح ょ \mathcal{O} る 区 例 改 東 域い る う。 京 内 正 改 ょ 都 後 で 正 実 る 環 \mathcal{O} 後 境 条施第の

附 則 成 Ξ 年 条 例 九

施 行 日

1

次 . の 附項 てバ 条 とし 各 項 則 第 七 第 \mathcal{O} 条、 第三 十二 第 条 を 号 九 + 第 八 加 例 える改 項条掲 四項同 第 は、 項、、 条第 五十 条第 条 及 及 第 げ び び る 次 附 三 正 第 項 規 第 成 _ 五. 規 三 則項項 定 三 定、 一 十 四 二 \mathcal{O} 0 ++ 第 は -八 条 九次改項に正 第 条 五. 第 十当 年 加の 規 第 + 兀 第 九 該 規度を 定 四十 条 各 月 項条、 号に 項の改 並 九 を加える改一 単びに同条 条第 第 日 三十二 正公 第 第 定 カュ 布 六 五. めら 正 十二条 十 項 定の 規 る 施 発売規定: ・二条第 ・二条第 - 六条 定、 条 日 日 行 第 第 カゝ す 第一 る。 Ŧī. 第 5 を一 十 四 並 項 ·同条第三項、第五項、第五 + 行 び に次項 第三十 八 する。 条に

月 第七 日 + \mathcal{O} に 条 を える改 規 平 ·成三十 年 兀

計 画 \mathcal{O} 改 条 階 正 規 の境 定 条平第 響 成 評 価 に お け る 経 日 過 措 置

Ξ 項

一 十 た 二 だ

年し

及び第六

+ _

条

第

項

た

だ

兀 書

月 及

第三

+

七

む。 に者 行 の規 は、 さ 規 ょ 定 境 る 次れ 定 す 影の段 項 る に る 響 環 境 のに ŧ 基 対評例環 影 条 おの 象 価 づ < 響 例 いに 計 条 施 影 評の て限 東 画 例 行 る。 価 施 同 京 لح に より ľ 都 な \mathcal{O} 行 こによ る 下 手 前 規 こに 続 則 計 新 に を お \mathcal{O} 画 新 た 7条例」といたにこの条件 を行うことがでれいても、新名 相 り 改 当 新 正 新 Tするも たに 条例 (E) Ø いう。) 第 例 対 で 条 \mathcal{O} 象 条 に きる。 よる 例 例 を 計 第二 策 第 画 \mathcal{O} と施 第 定 六 改 章し な行 号 正 ようと 又 条 後 \mathcal{O} る لح 規 も同は 第 \mathcal{O} 定 の時 第 二東 をに \mathcal{O} す 七号京 例る含施 号に都

計 Ź 後 L 画 対 ょ と \mathcal{O} 東 \mathcal{O} 象 計 う い条 京 う。 都 計 لح 画 例 た す 規 画 が \mathcal{O} Ź 当 則 と 施 に行 で な該 る 施 合 定 9 \mathcal{O} 該 計 い際 \emptyset 行 て、 軽 既 る 画 に ところ ょ 微 既 定 に に 計 相 り な 当 当 新 変 該 策 画 応施行の
ではれ に す た 更 0) るも j ょ \mathcal{O} 新 場 り 当該 知 \mathcal{O} 条 合 日 T 事 で 例 を以 11 第二 除 る計 変 に あ 後 にそ ると 更 届 < 条 け 画 係出き 第 \mathcal{O} で、 なけ 内以 る は 容 下 事 分 れ に 当 \mathcal{O} ば業 規 該 変 既 つな者定変 更定

章 章 \mathcal{O} 7 知 7 į < 事 適 環 < 境 は に \mathcal{O} は 0 保 前 事 11 項 7 上 \mathcal{O} 事 特 規 う \mathcal{O} 業 5 定 規 規 者 必 に 定 定 要 ょ と が 該 が 協 が る 谪 変 適 議 あ 届 用 更 用 ると され さ に す 出 るも れ 係 が あ 認 る る る 場 部 場 \mathcal{O} 8 0 とす ると た 合 分 合 既 は に 又 9 る。 き 定 は 0 は 当 計 V 画の 該 7 新 の限新 既 変 条 り 条 定 更でな で例計 例 第 第 画 0 に

5 とみ 都 条 みなに た 市 第 前 計 既 項 L 係 項 の用 画 定 る 12 計 規 定に 第十 新部 定 画 条 \otimes が 分 例 に 5 九 カュ 都 条 第 9 れ 市 カュ ۲, 第 て わ 計 章 の て 1 5 画 るも ず 法 項 又は 規 新 定 条 \mathcal{O} 昭 附 を 例 で 第 和則 第三項 適 あ 二十二条 兀 \mathcal{O} 規 るとき 十三 用 する。 定 年 に \mathcal{O} 第 ょ は 規 法 定に る 律 当 項 第 対 象 該の 百 ょ 号) 計 既 規 る 定 定 届 画 によ 計 第 出 策 画 十が 定 \mathcal{O} り 八あ

事 業 段 階 環 境 影 響 評 価 等 に お け る 経 過 措 置

6

行 をいに 及 < 五. ۲ 経 限 東 号 Ď び 7 る。 同 ŧ 第 過 京 \mathcal{O} ľ 兀 L 対 条 \mathcal{O} 都 لح 章 て 規 象 例 により す $\overline{}$ 則 事 0 のい で、 る。 規 業 な 施 \mathcal{O} 定 ** \ 改 と 行 ŧ な に 新 新 正 \mathcal{O} 基づ たに 条 () () る 際 \mathcal{O} を 例 事 < 実 第 対 業 当 条 環 施 兀 象 該 境 L + 事 例 新 施 しようとする考し人条第一項の 影 業 \mathcal{O} 条 行 響評 となるも 施 例 に により新 第 行 と同 二条 価 及 たに び 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 時 第 を含 事 は、 規 に 五. 後 則 号 施 新 む 調 行 の条 新で さ 査 条 定 規 例 例 第 \mathcal{O} \Diamond 次れ定 る頃に 手 第 る に 続 ŧ 基 章期おの づ第 を

後 新 五. 則 調 条 例 で 査 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 第 定 対 手 \otimes 象 例 続を る 事 章 \mathcal{O} 又 時 業 施 行は 期 لح 行 うことが 第 を な \mathcal{O} る 際、 兀 経 章 事 過 \mathcal{O} 業 L 当 で、 規 て で 該 きる 定い 施 \mathcal{O} る 既 行 例 ŧ E によ 新 \mathcal{O} 条例 ょ を り る 実 新 たに 施 環 第 境 兀 L ようと 影 + 新 響 八 条 評 条 例 価 す 第 第 Ś 又 は者 項条 事はの第

ると 例 定 前 認 価 0 い者 項 又 8 る者 \mathcal{O} を は 第 新 たに 及 八 後 号 調 び 対 査 例 新 \mathcal{O} 象事業となる事業を実 第 条 知 \mathcal{O} 事 例 手 続 第 が 章 を 又の 九 対 十二条 は 条 象 うことが 第 例 事業を実 兀 \mathcal{O} 施 の事 章 \mathcal{O} 行 業 施 で 規 前 施 、きる。 定 に 者 L L ようとする者 お ようと \mathcal{O} に 例 代 11 T わ に す ょ る 都 る る 者 当 環 市 境該 計 で 事 画 あ

8

9 にす京 よる都附 る事環則 業境第 者影一 に響項 対評第 す価 るそ 条 号 例に \mathcal{O} 第定 事九め 実十る の一目 公条前 表第に に つ項の い各条 て号例 はのに、いよ いよ なずる おれ改 従か正 前に前 の該の 例 当 東

别 表 第 係

路 規 廃終工石ガ発飛鉄の定河道対 首条新項土十流卸自高住ふ埋棄末場油ス電行道新す 川路 築る法の事 又の軌又河へ新業 第務場駐築地設又理場置プ所は設道は川昭設二市の車物の置は施の又ラの送置又堰に和又条街設場の設 干設設はイ設電又はの関三は第2世界の 線はモ新す十改条 築る 九築関 ははの更レ若ダ 年 しム法 ルく 律 のは湖 第 建改沼百 設築 水六 位十 調 七 号) 節 施 設 第 若 L 条 < 第 は 放項 水に

十十十十十十十九八七六五四三 変 1] 又 は 改 良

置 設 又 は

ン 石 変 油更置 貯 蔵

変 所 \mathcal{O} 設 置 又 は

変

更

拓の置 設又更又又路 置は 又 変 は更

変

更

法 十 第 九 第 八 第 七 六 五 四 三 律 二 一 百 号通売動層宅頭立物処のパ製所場)業市車建団のて処理部と作品の 業市車建団のて処理設イ造 の項市定画第務場駐築地設又理場置 郊規地る理条街設場の設 置

置 又 変 更

の又設 変

十 画和に備 二規に更は 法 流 法 律通律 第業 百務昭 十团和 九地四 号造十 成一 第事年法

す

律

発 地

一宅規区 開地八 発開年 発 法 律 百 三

昭都第住に地 和圏 十近に街す整 年整定開土法第地置の設置 法備す 律地る法区昭項整は 第带新 九及住昭整 十び宅和理十定関 八都市三事九す 号市街十業年るる洪川地八 法流法 第 区 条域事 第の業第 五整 項備 にに 規関 定す する

る

再 和 律 第三十八号)

域定盤る発事 備街 律 第 八 + 六 号) 第

する 第区昭にす整市法業 和おる 条備五け新法地昭 事十る都 十業年住市昭開四 一法律第六十法律第六十法律第六十二年を及び住宅を整備する。 十宅事年 七地業法 号の供 第給二の 条 促 第進 四に 号 関

二十物十に五の四規 四整 第 項に 規 定 する第二 種 特 定 工 作

コニ も環十十各 の境七六号 響掲取の建更法街へ 又に築 及るは係の用 すの物土に おのの地供 そほ掘のす てれのある事業での造成を除く。) の造成を除く。) 土 地 \mathcal{O} 造 成

前

をげ

で事

規 業

則と

で同

定程

め度

るに

部設考 定該又 め施は建 の記し、 設一、 いるとのの の表の の 同 の を 一 除 一除工改 どの却作築、 う用に と物 に併そ改 供せの 良 を含む す て、他又は のは 当 施 設 設一以設 けの下更 る敷同新 るが地で、既 でおっ存 規いのの 則て全施